第６回日野町議会定例会会議録

令和３年９月１３日（第３日）
開会　　９時００分
散会　１７時３９分

１．出席議員（１３名）

１番	野　矢　貴　之	９番	谷　　成　隆
２番	山　本　秀　喜	１０番	中　西　佳　子
３番	髙　橋　源三郎	１１番	齋　藤　光　弘
４番	加　藤　和　幸	１２番	西　澤　正　治
６番	後　藤　勇　樹	１３番	池　元　法　子
７番	奥　平　英　雄	１４番	杉　浦　和　人
８番	山　田　人　志		

２．欠席、遅刻、途中退席および早退議員
　　な　　し

３．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２１名）

町長	堀　江　和　博	副町長	津　田　誠　司
教育長	安　田　寛　次	総務政策主監	安　田　尚　司
厚生主監	池　内　　潔	産業建設主監	藤　澤　　隆
教育次長	宇　田　達　夫	総務課長	澤　村　栄　治
税務課長	山　口　明　一	企画振興課長	正　木　博　之
住民課長	山　田　甚　吉	子ども支援課長	柴　田　和　英
長寿福祉課長	吉　澤　利　夫	商工観光課長	福　本　修　一
建設計画課長	髙　井　晴一郎	上下水道課長	持　田　和　徳
生涯学習課長	吉　澤　増　穂	会計管理者	山　田　敏　之
住民課参事	奥　野　彰　久	福祉保健課参事	福　田　文　彦
学校教育課参事	小　椋　慶　洋		

４．事務のため出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	山　添　昭　男	総務課主査	森　岡　　誠
総務課主任主事	大　道　直　人		

５．議事日程

日程第　１　一般質問

８番　　山田　人志君

３番　　髙橋源三郎君

６番　　後藤　勇樹君

７番　　奥平　英雄君

９番　　谷　　成隆君

２番　　山本　秀喜君

１０番　　中西　佳子君

４番　　加藤　和幸君

会議の概要

－開会　９時００分－

議長（杉浦和人君）　皆さん、おはようございます。全員、ご起立お願いします。

一同礼。

－起　立　・　礼－

議長（杉浦和人君）　ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

９月10日、本会議終了後に決算特別委員会が開かれ、委員長に後藤勇樹君、副委員長に加藤和幸君を決定された旨の報告がありました。

なお、決算特別委員会の委員長より、付託案件に対する審査については、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の継続審査とする申入れがありました。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

－異　議　な　し－

議長（杉浦和人君）　ご異議なしと認め、決算特別委員会委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。

日程第１、一般質問を行います。

お手元に印刷配付のとおり、一般質問通告表に基づき順次発言を許可いたします。

８番、山田人志君。

８番（山田人志君）　改めまして、おはようございます。それでは、事前の通告に基づきまして、これより一般質問をさせていただきます。

１問目の中小企業・小規模企業に対する振興条例の制定については、実は私が６年前に町議会議員になって、一番最初に一般質問で取り上げた話でもあるんです。その当時は、商工会を通じて条例制定をやってくれという働きかけをする仕事をしていましたので、議員になって最初の質問やから自分の分かる話をしたというだけのことなんですけども、ただ、当時、理念条例だけ定めても、予算を伴う実施計画に展開できる可能性というのは全く見込めませんでしたので、それで限界を感じて、その後、この件に触れることはほとんどなくなったんですけども、ところが昨年からのコロナ禍で、町独自の地元商工業者に対する支援策が何度も実施されていますね。さらに、去年の11月ですが、商工会と、それから議会の産業建設常任委員会、意見交換させていただきまして、そこでも町の特性に応じた地元商工業者、事業者への支援策を講じるためには、その根拠となるような条例がやっぱり必要やなということも強く感じましたので、それに続く12月議会の産業建設常任委員会で調査・

研究をやりまして、その調査・研究の中で、１年以内にそうした条例を議員提案しますということを宣言させていただきました。去年の委員長報告でもその旨をお話ししたと思うんですが。

今年に入りまして、商工観光課にそのことをお伝えすると、中小企業・小規模企業に対する振興条例は、執行側でも町長提案で出す考えを持っていますよという話を聞きましたので、それなら執行側から出していただくほうがありがたいので、商工観光課で案をまとめていかれるような過程で、非公式なんですけど、私も自分の考え方というか、あんまり細々したことじゃなしに、ざっくりしたイメージぐらいなものなんですけども、考えも聞いていただいて、そんなこんなを経ながら、今回、この９月議会で条例案を出していただいたということになります。

そうした経緯ですので、日野町中小企業・小規模企業振興基本条例の案については、この場で最終確認させていただくようなつもりで、３点について分割方式で、分割方式はちょっと久々なんですけども、お聞きしたいと思います。

１点目ですが、今回の条例案を商工観光課でまとめるにあたって、その前提で日野町の産業構造というのをどのように把握していただいたのか。その辺を確認させていただきたいというふうに思います。

２点目ですが、地域内の比較的狭い小さなエリアでご商売されているというか、需要に応える小規模の事業者にとっては、地域住民の暮らしの中でいかに存在感を示していけるかということが大きなポイントになるかと思うんです。今回の条例案には何度も地域コミュニティの維持・発展というような言葉が出てきますけども、それはそういうことを考えて、考慮されて挿入されているのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。もしそういうことであるならば、そ小規模事業者が実際、地域の中で存在感を出していけるような具体的な施策というのはどういうものがあるんやろかということも、併せてお聞きしたいというふうに思います。

それから、３点目ですが、町内の工業用地、工業地に進出されている製造業は、あまり、もともと製造業というのは地域との関わりがどうしても少ないタイプの産業分野ですが、さらにそれが大企業ということであったら、今回の条例案の対象外になりますね。しかし、現実、そうした事業所から生まれる経済学的な意味での付加価値、普通名詞の付加価値じゃなしに経済学的な意味の付加価値ということで、そこから雇用も生まれるんですが、町内製造業が付加価値を生み出している割合、すごく多いんですよ。だから無視できない存在だと思うので、そういうところに対して、町としてどういう対応を考えておられるのか、以上３点お尋ねします。

議長（杉浦和人君）　８番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君）　皆様、おはようございます。それでは、ただいま山田議員より中小企業小規模企業振興基本条例についてご質問を頂きました。

本条例は、地域経済や地域の雇用、地域コミュニティの維持発展に大きな役割を果たす中小企業・小規模企業の振興のための基本的事項を定めるものでございます。

まず、１点目の産業構造の特徴の把握方法につきましては、中小企業白書の附属統計資料、経済センサス、滋賀県商工連合会にある商工会の実態調査などから把握をしたところでございます。日野町の商工業者数は797社で、そのうち小規模事業者が占める割合は85.1パーセントの678社となっています。

２点目に、地域コミュニティの維持発展について、住民の暮らしの中での存在意義を考慮しているのか、また具体的な施策の展開例はとのご質問を頂きました。

地域コミュニティの維持発展は、中小企業、小規模企業が行う直接的な経済活動だけでなく、地域社会の一員としての関わりによって、結果として地域の暮らしの中での存在意義が高まるものであると考えており、そのことを期待して条例に盛り込ませていただいたものでございます。また、地域コミュニティの維持発展のための具体的な施策の展開例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中ではありますが、商工会への支援等を通じて、様々な経済活動や地域活性化事業に取り組んでいるところでございます。今後、中小企業や小規模企業とどのような連携額をしていけるのか、研究をしたいと考えております。

３点目の大企業や工業団地等の企業事業所と地域との関わりづくりのための対応方針につきましては、企業事業所に対して条例の趣旨などをお伝えする中で、中小企業、小規模企業との連携の促進等、啓発に努めたいと考えています。また、町や商工会等の職員がアンテナを張り、地域の課題等を伺う中で、今後の展開として、地域と企業事業所をつなぐことができるよう取り組んでいきたいと考えております。なお、条例では大企業に対して、中小企業、小規模企業との積極的な連携等を求めているところでございます。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　大体そういうことなんでしょうけども、正直、でも結構、ご答弁には消化不良を感じてしまうんですけども。ただ、今回、実際に今の議会に提案されている条例案をあえて一般質問に取り上げたというのは、執行側にただしたいというよりも、この条例の趣旨について、執行側の皆さん全体、それから議員も全部含めてですが、この場にいらっしゃる方にもっと関心を持ってほしいなというのが１つの理由でしたので、あえて細々した各論についての再質問は、この場ではしません。

消化不良に感じた部分は付託される委員会でやらせていただきますので、そのときにお願いするとして、それよりも、１点だけ再質問で、ちょっと町長に総論的なことでお聞きしたいんですけども、最初に申し上げたように理念条例をつくるだけでは限界があるんですけども、今、たまたまこのコロナ禍という中で、振興条例を

根拠にして、特定財源もありそうですし、一般財源を使ってもいいかもしれないし、そういうことで様々な地元事業者の支援施策や産業振興策を講じることができるというか、講じなあかんような状況が生まれていますよね、今現在。コロナ禍を機会というふうに言うのはちょっと不謹慎かもしれないんですが、今の状況を１つのきっかけにして、町独自の理念条例から出発して、それを予算を伴う実施計画に、さらには具体の施策展開につなげていけるような、この際、地域経済振興の道筋をこの機会につけていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは再質問で、この振興条例を基に、今のコロナ禍の状況や、そういったことを鑑みながら、具体的な実施計画とか道筋をつけるのはどうかというご質問だと思います。

議員おっしゃるとおり、やはり理念、この世の中ですが多くの理念条例というものがございまして、結局理念で終わっているというか、形だけで終わっているところが非常に多うございます。今回、制定に至るにあたって、やはり商工会の皆さんやそれぞれの事業所の皆さんも、ある意味、ご期待を頂いている部分も当然、あると思いますので、ここから出発をして、具体的なロードマップといいますか、そういったことに落とし込んでいくということは非常に大事なことであろうと思っております。

もちろん、喫緊のコロナ禍の中でどうやって克服していくかというのは、非常に緊急性の高い部分でございますので、そういうグランドデザインを描けるのかというのはちょっと時間的にはどうなのかなという課題はあるんですけれども、ただ、例えば５年、10年、コロナ禍で大きく社会が変革といいますか、よくも悪くもですけれども変わろうとしている中で、小規模事業者の皆さんが持続可能な発展といいますか、事業承継という部分も含めてどうあるべきかということは、当然、担当課でもよく、私も交えて話をしてきていますし、そのためにはやはり一定の、もう少し落とし込んだような計画というのは、当然、これから必要になってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　ご答弁いただいたように、コロナ禍対応というのは緊急性を要するものも当然あるかと思うんですが、それとは別に、来年、再来年とか見込みながら、アフターコロナというかウィズコロナというか、そういうことのためにやっていく政策も多分あると思うので、今つくる理念条例を根拠にして、例えば来年度の予算編成にそのことをつなげていくとかいうことはできるはずだと思うんです。したがって、そんなことをしっかりきっちりお願いしておいて、１点目の質問は終わらせていただきたいというふうに思います。

２問目は、自治会組織、つまり地域コミュニティの中でも住民自治に関わる話を取り上げさせていただきます。

今年に入ってから３月議会、６月議会と続けて地域コミュニティに関する課題を取り上げてきました。それは、地域コミュニティの疲弊が、今、大きな問題でもあるにもかかわらず、なかなかそれをどうするんやという改善の兆しが見えてこないということで、続けて直接・間接的に取り上げているんですが、今回はそのシリーズの第３弾ということで、いつもの一問一答方式で種々お聞きしたいというふうに思います。

実は私、今年、知っている人は知っているんですけど、地元で町代をしていまして、６月になって日野地区の区長連絡協議会から区長町代宛てに、行政懇談会のテーマ、何かあったら上げてくれというようなご要望がありまして、私の町内から何も出さんわけにはいかんなということで、持続可能な自治会組織ということで提案させてもらいました。結局、今年の日野地区の行政懇談会は、コロナの感染拡大防止のために中止になってしまったんですが、ただ、このテーマの回答を担当された企画振興課は、何か聞き覚えがある話やなというふうに思ったと思います。

どんなことを提案したのかということを改めてここで申し上げますと、明治以降、日本が中央集権国家を形づくる過程で、最小単位で国民を統制する目的で「区」という住民自治の制度が成立して、それが戦後を経てすぐの市町村合併がありましたね、昭和の大合併。その後もその制度が引き継がれてきました。法的にいうと、今の地方自治法では区というたら大都市になるような行政組織のことなんですが、それとは別に地方では独自の規定を設けて、日野町の場合は町制施行と同時に事務嘱託員設置規程というのを定めはりまして、区および区長の制度というのを引き継いで継続してこられました。

その制度が昨年４月１日をもって廃止になって、これは歴史的な転換点と言えるのではないんかなと思うんですが、その機会を捉えて将来に向けた自治会の在り方を考えるきっかけにできたんやないのかなと。少なくとも、その機会に町行政から現状の自治会・自治組織に、どんな問題点がありますかとかいうことを把握・整理するための働きかけがあってもよかったん違うかなという趣旨の提案をさせていただいたということです。

もともと行政懇談会のテーマで考えたというところはあるんですが、それが中止になりましたので、改めて今度は立場を変えて、議会の一般質問として、執行側の考えを種々お聞きしたいというふうに思います。

最初に、話の前提として企画振興課にお聞きするんですが、地域社会の環境変化、激変している中で、現状の自治会組織が抱えている問題点について、どのようなものが実際あるのか、町行政として把握しておられる点を確認させて下さい。

議長（杉浦和人君）　企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君）　おはようございます。山田議員のほうからご質問を頂戴しました。自治会組織の現状についてということで、ご質問を頂戴しました。

町内の自治会組織の現状につきましては、行政懇談会とか各集落に出前講座等で出向かう中、また、いろんな自治会員の皆さんのお話を聞く中で、やはり、我々の働き方の変化でありますとか家族の規模が縮小したこと、それから少子高齢化など、様々な社会環境が変化する中で、具体的には役員の成り手不足でありましたりとか、継続的な自治会の組織運営が困難な状況にあるというような現状を伺っております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　根っこの１つにあるのが少子高齢化だとは思うんですが、今お答えいただいたように、自治会組織の維持継続がだんだん難しくなってきているということですよね。それは、現在のコロナ禍で一層進んで、修復するのがちょっと難しくなってくる、そんな心配がだんだん大きくなってきているような気がします。

そのような中で、先ほど申し上げたように、区とか区長制度の廃止は、もともとこれは公務員の働き方改革から始まった話だと思うんですが、全然次元の違う。それでも、結果的には、日野町の歴史の中でもとても大きな出来事になったかと思うんですが、そこで総務課にお聞きするんですけど、この大きな変化は、町民にどれぐらい周知されている、知られているものなんでしょうか。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　基本的には、制度が変わった段階において、各自治会長様、区長様のほうに説明させていただいたということで、そこから周知されているものというようには認識しております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　私も区長会には毎回出させていただいていますので、日野地区の区長会ですけど、確かに説明があったなというのを覚えているんですが、そうかといって、契約せんならんなというぐらいのもので、ほとんどその意味を理解されている方は、特にそれからあと変わられた区長さんなんか、ほとんど理解されていない。日野地区だけじゃなしに町内全体で捉えても、同じような感じと違うかなと思うんですけども、知らないから声が出ない、声が出ないから問題がないというふうに思ってしまうのはちょっと違うの違うかなと思っていまして、先ほど企画振興課からお聞きしたような大きな変化が、状況の変化がある中で、そういう状況の転換点みたいなものが知られていないというのは問題じゃないかなと思うんですが、総務課はどう思われますか。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　昨年の４月からこの制度が変わったということで、昨年の区長さんには当然、説明があったということで、じゃ、１年後のまた変わった区長さんにはどうだったかといいますと、今年度の全町区長会の中で、契約書の内容について資料を添付し説明はさせていただきました。ただ、議員おっしゃるように、あるいは何もしなければ自動的にその契約の中でお願いしていくという形の契約書になっておりますので、ちょっと区長さんによっては、もう一遍今年も契約を結ばなあかんのかということで、理解を頂けなかった区長さんもおられましたので、改めてまた今後、このことについては周知をしていく必要があるかなとは思っております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　恐らく契約の自動更新というよりも、そもそもこの契約は何で始まったんかみたいなこと、その意味は多分あんまり解釈されていない気がしますね。もう少し、総務課に具体的にお聞きするんですけども、区とか区長とかいう枠組み、名称について、それぞれの自治組織で規定を持っていない区というのはどれぐらいあるんでしょうか。教えて下さい。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　町内には区というのが83区ございました。そうした中で、基本的に町が把握しているのは、認可地縁団体という制度がございますので、そちらのほうに認可をされているところにつきましては把握しておりまして、83のうち41の区が認可支援団体として申請がございます。ただ、申請のない自治会については把握ができておりません。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　分かりました。地縁団体に登録がなくても、区によっては独自に規約とか会則というのをつくって、区というのはこういうものですよという自治会の形を明確にしているところもあるんですが、逆にそうでない自治会があることも確かです。それがどれぐらいあるのか分からないという、今、ご答弁やったと思うんですけども、もしそういうところが一定の数あるんやったら、これまでの唯一の根拠は町の規定やったんですよ、区とか区長とかいうのは。唯一の定めが。それがなくなって、何らの定めもない状態で、今でも組織の枠組みとか名称を使い続けるとしたら、それはちょっと正常な姿ではないんと違うかなと思うんですが、総務課、そうは思わはらしませんか。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　もともと自治会とか町内会というと、よく言われるのが権利、能力なき社団というように位置づけられておりまして、基本的には法人格を持っていないというものでございます。しかし、平成３年４月に地方自治法が改正さ

れ、先ほど言いました認可地縁団体という制度ができまして、自治会名義で不動産登記ができるというようなことになりました。この部分について認可地縁団体として手続をすると、きちっと規約を出していただくという形にはなりますけども、やはり、それ以外の部分については、先ほど答弁しましたように把握ができていないということで、全く規約を持っておられないということ自体も、ちょっと私のほうでは認識はないです。

じゃあ、全てが認可地縁団体に登録いただければいいかというと、そうでもない。いわゆる不動産もないところもあるし、いろいろ事情があろうかなと思います。ただ、そうした中で、規約を持っておられない自治会が仮にあったとして、そういうことの部分で、例えば契約とかを結ぶことについては、過去からずっと地域の自主的な団体として組織を備えておりまして、一定のルールの下で代表の方を選出されてきたということもあるので、そういった中でそういう規約を持っておられない団体についても、委託契約を締結することはいいのではないかなというような判断をしております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　今のご答弁でちょっと整理しておきたいんですけど、規約を持っておられない自治会ということじゃなしに、規約を持っていない区があるということですから、区イコール自治会でない場合もあるんですよ。だから、そこはちょっと整理して考えていただきたいんですけども。

そういう中で、昨年、事務嘱託員設置規程の廃止に替わる措置として、先ほど来言っていただいたように、町は各自治会と委託契約を結ばれましたね。そのときに最低限、自治会とは何かという定義づけ、今ほど総務課長からおっしゃったように、人格のない社団というのは、法人登記がないというだけで団体としては成立しているわけですから、任意団体というだけで。そういう枠組みもはっきりしていない区というのが実際あるんやったら、そこと契約を結びたいと思ったら、最低限、自治会とはこういうものですよという定義づけを示さなあかんかったの違うかなと。そうでないと、町として契約を結ぶことは出来かったん違うかなと思うんです。

逆に、町が自治会とはこういうものですよということを示すことによって、住民側のほうで、ああ、そうかと、自治会はこういうものかということで概念を整理する１つのきっかけになったんじゃないかと思うんですが、この辺、併せて総務課に伺いますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　区と自治会の違いの部分も整理する必要があるということですけども、町のほうで事務嘱託員の制度を廃止した段階において、町としては行政区規定というのはつくりました。その中で、従来の区という位置づけは残ってお

りますので、区に対しましていろいろと行事のほうから委託をしていくと、行政区に対しての委託になるのかなというふうに認識しております。ただ、それぞれの区においても、やはり長い歴史の中でいろいろと、今の区としての組織ができてきたという部分もございますので、そういった意味で、今まで区長さんのほうに町から委嘱をしていた部分も当然、あった部分もありますし、それ以外に区としての自治会、いわゆる町内組織としての機能があったのではないかなというように思いますので、その辺が混在している部分もあるので、町としては、区として、行政区の区に対して行政の事務をお願いしてきたというように認識しています。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　今、最後におっしゃった行政区としての区というのはなくなったからということで今、話を進めているんですけども、今、話ししていることは別に執行側を批判したいという意図ではないんですよ。最初に申し上げましたように、地域コミュニティの疲弊が、特にこのコロナ禍によって修復が難しいほど進んでいるんじゃないかという心配がありますので、そこに関心が向くような何かのきっかけがあれば、そこは生かすべきではないかと。それは今からでも遅くはないので、そういうことを考えてもらえないのかという意味で、お願いでこの話をしています。

もともと区にしても区長にしても、その制度を始めたのは行政側の一方的な事情ですよね。各論で言うと、区長の負担の１つになっているような役員選びみたいなことも、もともとはそれぞれ行政が縦割りでお願いしてきたことでもあるんです。つまり、始めるとか、それからやめるとかいう大きな変化はほとんど行政発で始まっているんですよ。ただ、客観的に考えるならば、それはむしろ行政発というのは当たり前のことで、行政が制度施策ということに関わりあることで、住民側にいろんなことをやっていくという中では、行政側が主体的に考えるのは当然のことであって、逆に本職でない住民さんに考えてもらうというのは、逆に無理があるようには思います。

ところが、役場の中で自治会組織のことを投げかけたりすると、これまでは、それは住民主体で考えてもらうことですわというような反応が結構、常套句みたいに返ってくることが多かったんです。私は、それは、ちょっと言い方は厳しいかもしれんけど、一種の逃げ口上じゃないかなと思っていまして、総務課は、そこで総務課に伺うんですが、行政に関係する、関わりのある自治会組織のことであっても、それは全て住民側で考えたらええんやと、住民側の仕事なんやというふうに思ってはりますか。いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　行政に関わる部分については、一定、行政からきちっと説明も必要かなというようには思っておりますけども、ただ、全てが行政に関わるか

というと、例えば区の役員を選ぶにしても、やはり区の中で一定の議論は必要かなと。行政がこうして下さい、ああして下さいやなくて、場合によっては団体の役とか、行政から直接関係ない団体の役も区の中で選ばれていくと。それはあくまでも住民自治の部分も踏まえた中で対応されているのかなというような認識を持っております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　それはそうなんです。事細かに役場が役員さんのこの人、この人みたいなこと、できるはずがない。じゃなしに、先ほども言ったように、自治会ってこういうものですよというようなことをお示しした中で、そこからそれに対して委託をしていくとかいうことは、やっぱり最低限必要じゃないのかなというふうに思っている。そんな話なんですけども。

ただ、行政側でそういうことをお示ししていただくにしても、問題は、これまでの区を単純に自治会、さっき言いましたけども区イコール自治会ではないと。そういう位置づけができないという場合がありますよね。それは区とか、あるいは区長ということをいっても、実際にはその形態や役割は様々であって、以前に日野地区の区長会で、地区内の区がどういうものかということをちょっと、実態を調べたことがあるんです。その結果、当時23区、今22区ですけども、それを大くくりでタイプをまとめると、大体７つの類型に分かれました。もっと細かく見ていくと、みんなそれぞればらばらというのがあるんですが、大くくりでくくると大体７つぐらいのタイプの区に分かれるなということが、そのとき分かりました。また区長さんといってもいろんな区長さんが、位置づけの区長さんがおれられて、もう自治会長という以上に、もっといろんな仕事が乗っかっている区長さんも、本当に大変な区長さんもいはる反面、逆に、単に役場係の役みたいな感じの位置づけの区長さんもおられます。

総務課はそういう様々な実態というのはどこまで把握しておられるんですか。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　なかなか細部にわたってまでの把握はできていないです。確かに旧日野地区、今の日野地区のいわゆる町内会があって、区があって、大字という組織があるということで、複雑に入り組んでいるかどうかの辺も、ちょっと理解はできていないんですけども、私どもが住んでいるような農村部のほうですと、やはり１つの区と自治会というのが一体的になって運営されている部分もございますので、それぞれの自治会がどのような運営されているかという細部については、ちょっと把握ができておりません。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　今、総務課長がおっしゃっていたように、日野町内の区のイメ

ージ、捉え方というのは、おっしゃったように農村集落のような、つまり字イコール区イコール自治会みたいな、それが１つの標準タイプというのか、になっていて、それになじまない、字イコール区でないところもたくさんありますよね。今おっしゃったようなところの、西大路とか村井とかもそうだろうし、あるいは近年に開発された住宅団地、何とか団地というところもそうだろうし、そのタイプがいろいろあるのは実際の実態のところです。

そこで、総務政策主監にもちょっとお聞きしたいんですけども、今、やり取りさせていただいたようにいろんなタイプの区長さんがおられる中で、何回も言っているので、日野町の行政、町政というのは区長さんにいろいろ頼り過ぎの感があるかと思うんですが、様々に立場の異なる区長さんがおられる中で、一律に負担をかけているという今の現状をどう見てはりますでしょうか。教えて下さい。

議長（杉浦和人君）　総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君）　区長さんにつきましては、先ほどから話が出ていますように、基本的には地域で選ばれる方ということになっていますので、その中で、行政がいろんな形で住民の生活に関わる部分を情報提供する、もしくは一緒に進めていくという部分については、その要となっていただくのが区長さんになってしまうんだろうなという部分は考えています。そうした意味でいうと、地元の自治をしっかりしていくという役割と、さらに行政とのパイプ的につながっていくという部分につきましては、大変重要な大役を頂いているというのは自覚をしているところでございます。

先ほども申されましたように、ただ、それぞれの自治会によって事情が違うというのがありますので、そうした意味では一定、農村部についてはある程度、それなりに位置づけが明確なんですが、おっしゃるとおり、私自身も連合的なところの区にいますけれども、じゃ、村井のほうはどうなっているのかとか、その辺まではしっかりと捉えていないのが実際の話ですね。ですから、そういうことから言えば、行政側も、いわゆる自治会、区側のほうがどういう自治組織になっているのかというのは一定、把握した中で、いろんな相談に乗って、もしくは情報提供していくというのが必要なのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　先ほども総務課長、今ほども主監からお答えいただいたように、いろんなタイプの区というか自治組織がある中で、西大路、村井、大窪のような、近世の後期、江戸時代の後期ですけども、そこにできた枠組みが基にあって、そこからさらに明治以降、別の枠組みがどんどん重なっていたという地域は、その分、二重、三重の負担があるのかもしれんということも言えるわけですよね。

その上で総務課に伺うんですけども、今、主監が言われたように、いろいろ実態

を調べながら考えていかなあかんとということを考えるんやったら、区という町の制度が廃止になったので、それに合わせて考えながら、二重、三重の負担があるとするんやったら、そのうちの１つは、行政発なんですよね、区というのは。その負担の１つを取ってあげるというか取り除いてあげる余地はあるん違うかなと思うんですが、いかがでしょうかね。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　今回、山田議員から通告を頂いた中で、私もちょっと歴史について、区の勉強をさせていただきました。その中で、もともと江戸時代の後期からかもしれませんけども、近江日野の歴史というこんな分厚い冊子の中で、明治初期に戸籍法というのが公布されて、まずはその戸籍事務を遂行するために、地域単位で区というのが設けられたと。その中で、その区というのは最初、日野町で大枠で５つぐらいの区があって、そこに区長、副区長が置かれて、その下に村というのがあって、今の区のことですけども、村があって、そこに戸籍の関係の戸長と副戸長が置かれたというのが明治の初期でございます。

その後、明治22年になって、今の村が基本的に大字という形で位置づけをされた中で、特に大字村井、大字大窪、大字松尾については、当時でも戸数が多かったということと、江戸時代からの伝統的、歴史的に培われてきた共同体のまとまりを考慮して、大字村井を３つの区に、そして大字大窪を５つの区に、そして大字松尾を３つの区とした、ここが多分、今の区、日野地区も含めた区の始まりかなと。そうした中で町村合併があって、ずっときた中で、昨年の大きな地方自治法の改正があったというように認識をしております。

そうした歴史的な背景がある中で、自治会をどういうふうに捉まえるかというと、江戸、明治、大正、昭和と、いろいろな時代の変化もずっときて、特に近年は大きな時代の変化が来ているのではないかなということで、住民の暮らし、生活様式は大きく変化しているなというような認識をしております。

そうした中において、仮に今の大窪の５つの区をなくしてしまうと、じゃあ区として行政から連絡する窓口が町内会になってしまうのか。そうなると細々とした連絡になるし、そのことが地域としてもいいのかということも踏まえて、それは行政のみではなくて、やはり地域住民と合わせた中で考えていく必要があるというように認識しております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　よく調べていただいてありがとうございます。明治22年というのは旧の日野町制の整区の時ですよね。そのときに確か区ができた。それが日野町の場合、昭和30年ですか。今の日野町制ができたときにも引き継がれた、別の形でということですが、お尋ねしたような負担をちょっと取り除けないかということに

ついては、こうやとは言えないけども、いろいろ考えてみる余地はあるということでよろしいでしょうかね。ですかね。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　区とともに考えていく必要があるかなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　分かりました。その辺はひとつ、半歩ぐらい前進するかもしれんということをちょっと期待しながら、別の側面からの話なんですけども、自治会組織を形づくる要素の１つに、氏神さんを祀る氏子の共同体というのがありますよね。この共同体は、歴史や伝統を守るという点では大きな役割を担っていただいているんですが、その一方で、自治会組織に所属する住民の方々にとっては、労力的にも経済的にも負担やわというところが少なからずあると思うんですよ。

企画振興課にお聞きするんですが、歴史や伝統を守るということと、その一方で、そのために負担があるということのバランスについて、町として何か考えてはるようなことがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君）　歴史、伝統と負担のバランスについてご質問を頂戴しました。

地域での祭礼をはじめ歴史や伝統というのは、同じ地域に住みながら、農業とか商業などとのなりわいともつながる中で育まれてきて受け継がれてきたものというふうに考えます。しかしながら、職業とかライフスタイルが変化し多様化する中で、日々の暮らしと歴史、伝統というのが疎遠になりがちで、担い手意識も多様化してきているようになってきているのではないかと考えます。

このような中で、自分が住む地域の成り立ちとか歴史を知ることが、その地域に住む、生活をする皆さんの誇りにもつながるということから、社会環境の変化に適応した、それぞれの地域に合った継承が大切なのではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　成り立ちや歴史を知るということについては、後ほどもう１回お聞きすると思うんですが、その前段階の話で、負担のことなんですかね、伝統を守ることの負担。その件でちょっと、もう少し企画振興課に続きで伺いたいんですけども、お寺の檀家に比べると、氏子の枠組みって随分緩やかなような気がするんですよ。この辺に問題解決のヒントがあるん違うかなと、実は私はずっと思っているんですが、どう思いはりますか。

議長（杉浦和人君）　企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君）　お寺と氏子の枠の柔軟性ということでおっしゃったんですが、私、個人的に言うと、お寺の枠組みに入らせていただいたのが近くで、それまでから氏子のほうはがっつりと関わっていたので、そこの緩やか性というのがあまり実感はないんですが、集落とか地域とか家の成り立ちとかによっても変わってくるのかなと思うんですが、特に日野中心部ですと綿向神社という大きなお社さんがあってという中での取組と、私らのようにもう少し集落のほうに入った神社とお寺の関係というのと、若干異なるのかなとは思うんですが。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　私も宗教的なことは厳密には知らないんですけど、現状を見ていたら、檀家ってどこにいても檀家ですよね。日本中どこに引っ越しても。でも氏神さんはその地の神さんやから、そこにいれば関係者やけど、そうでなくなればそうでなくなるみたいな緩やかな面があるかと思うんですが、そういうことで、少しドラスティックに考えてもよいんやったら、宗教行事としてのコアの部分と、もう１つは住民が参加する伝統行事という部分、その実施体制を分けて考えてもいいんじゃないかなと。今後そういうことも必要じゃないかなと思います。つまり、全てを氏子が担わなくてもいいというような発想なんですけども。実はこういう考え方とか意見というのは、以前から結構あるんですよ。あって、住民だけで議論する機会もありました。私どもの地元でもありました。なかなか住民だけでその話をしても、前へ進まないんです。同じことを繰り返して、結局任期が切れて終わりみたいなことで、何回も挫折するのを見てきました。

　そこで、企画振興課に伺いたいんですけども、氏子の共同体というと、それこそ先ほどの総務課長じゃないけども、なかなか行政としては入りにくい部分とは思うんですが、役場の職員さんに、いわゆるファシリテーターみたいな感じで、誘導係みたいな形で、そんな役割を期待するというのは難しいことでしょうかね。どうでしょう。

議長（杉浦和人君）　企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君）　入ることよりも、ご質問が難しいなと思って私も聞かせていただいたんですが、なかなか宗教行事とか祭礼というところに役場の職員がどう関わるかというのは難しいかなと思うんですが、いろんな全国の先進地というかいろんな取組を見ていますと、例えば岐阜県の飛騨市ですと、関係人口を増やす中で、そういう祭礼とかに、いわゆる関係人口になった人に会員証みたいなのを渡されて、その方たちが祭礼にも参加できるような、先ほどの氏子の枠の柔軟性というところにもつながるのかと思うんですが、そういう取組をされているところもあると伺っています。そういうのを、役場の職員がどこまで入るかはあれなんですけども、進める、一緒に考えるということも必要かなと。ただ祭礼になってきますと、

飛騨市さんの例も聞いていますと、なかなかやっぱり、昔からの伝統ですので、地元の祭りを支えてこられた方が、ここまではさせてやるけどここからは無理とかいう、トラブルとまでは行きませんけど、お互いののりしろの寄せ合いというか、そういうところは大事になってくるのかなと思うんですが、これからの祭礼の在り方とか、いろんな地域を守るという意味では１つのきっかけにはなるのかなというふうには。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　今の飛騨市の例でおっしゃったことは、実際そういうことが起こるでしょう、日野町でもやれば。それでも、ちょっと嫌かもしれんけども、ちょっと考えてみて下さい。そういうところにも関わってみようかなみたいな感じで。

そういう中で、氏子の共同体を含めた複雑な自治会組織、実態なんですけども、その代表的な例で、越川町という町内組織、ありますよね。越川町の住民以外で越川町を正しく説明できる人ってほとんどいいひんの違うかなと私は思っているんですけども、ちなみに行政では説明をしていただけるのかどうか、試しにお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。総務政策主監、準地元やから、ある程度は説明していただけるんじゃないですか。

議長（杉浦和人君）　総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君）　私も大窪５区という区の中にいますので、全く知らんわけではないですけども、越川町というのは村井越川町という、大字でいうと村井のほうと、それから大窪越川町という２つに分かれています。これは向かいで分かれていますので、はっきり言ってエリアとしてはもう、一緒の住居区域なんですね。ところが、行政としては分かれています。ただ、日野祭の祭り、曳山は共同でされていますので、一緒に動いておられます。ところが、面白いのは、同じ祭りでも山王祭というのがあるわけですが、それはあそこの本町通りを分けて南と北と分かれていますので、大窪の越川町は南のほうに、村井の越川町は北のほうへという形になります。ですから、村井のほうの越川町はどっちかというと関係なくなるのかわかりませんけれども、山王祭のほうには。だから、同じエリアでありながら、同じ越川町という名前でありながら、なぜか行政区でがちっと切られているところについては、私は以前から不思議に思っていたんですが、それも歴史の中の話かなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　さすがに準地元で、氏神さんが２つに分かれているんやということまでご存じで、ほとんどそのことを多分、知っている人、いないと思うんですよ、町外の人では。

私も、雑学として自分の知っていることを、今答えていただいたことも含めてに

なるかもしれませんが、少し長くなりますけどちょっとご紹介すると、もともと越川町というのは県内の愛知郡愛知川町、今の愛荘町から移り住んできた人の地域がルーツ、それが地名になったということで、大窪にはほかにも、越川町だけやなしにもともと自分たちの出身地のルーツになる地名を町名にしているところ、ほかにもいくつかありますね。岡本町とか内池町とか、今はなき石原町とかあるんですけども、この辺は割とよく知られているんですが、それがいつ、どういう時代になぜ分かれたのか分からないのか、知らないんですけども、今、主監がおっしゃったように、大字村井の越川町と大字大窪の越川町に分かれまして、また区が、さっき総務課長からおっしゃっていただいた明治22年のことになるかと思うんですけども、区ができたときには、村井越川町は村井２区に、そして大窪越川町は大窪５区に組み入れられたみたいです。

また、氏子の共同体でいえば、さらに今、主監がおっしゃったように、氏子は通りを挟んで南北でさらに分かれるということになります。ただし綿向神社の氏子としては１本です。越川町１つで、日野祭なんかでもみこしは村井と大窪に分かれるんやけども曳山は１つやというような状況ですし、会所も越川町で１つですよね。村井も大窪もないということで。さらに、プラス周辺のことも付け加えると、明治に入ってから、北側の町並み、つまり越川町が本通りやとしたら、それから１本北側の通りが没落したみたいで、畑ばかりになって何軒かの家がぽつんぽつんとある状態になって、そのぽつんぽつんと点在する住居は越川町の裏屋というふうに言われるようになりました。越川町裏屋というのは現在の住居表示にもまだその痕跡が、表現が残っているんですけども、その後、裏屋の部分は宅地化が進んで、家が建ってきて、それで、小字でいうと中道とか東中道と一緒に合わさって、現在の宮前町とか大和町というのが大正とか昭和の時代になってからできてきたというように聞いています。のようです。これぐらいしか知らないんですけどね。

なぜ、ちょっと雑学のような話にお付き合いいただいたかというと、様々な住民の枠組みというのが歴史の中で積み重なってきたということを考えると、現在の住民自治組織は、時代が変わったからといって、簡単に明日から見直しましょうというわけには、到底、いかないですよね。だから歴史の分だけ相当時間をかけて研究・検討していかなあかんということになります。そして、その研究・検討の入り口として、まず自分の住む、先ほど企画振興課長がおっしゃったような、まず自分の住む地域の枠組み、成り立ちが、どのような歴史をたどって出来上がってきたのかということは、大変大きな大事なことではないかなと思います。その例で、ちょっと長々と越川町の話もさせていただいたんですが、その上で、ちょっと今度は教育長にお聞きするんですけども、その視点で、現在の住民自治がたどってきた歴史を知る機会というのを、学校教育とか社会教育とかで設けることはできないんでしょう

か。

議長（杉浦和人君）　教育長。

教育長（安田寛次君）　自分の住む地域の枠組みがどのような歴史をたどって今に至ったのかというふうなことについて、教育の分野で取組ができることはないかというふうな形で、ご質問いただきました。

自治会の組織は、長い歴史の中で様々な変遷を重ねてきているというふうに認識しています。児童生徒にとって、自分たちの住む地域がどのような歴史的経緯をたどって今があることを知ることは、大変重要なことであるというふうに考えています。現在、学校の現場では、３年生から６年生の子どもたちが、総合的な学習を中心に様々な取組を進めています。社会科の副読本で私たちの日野というふうな本がございます。その本を活用して、３年生では、昔の人の暮らしの中で、近江日野商人館に出かけて昔の民具などを見せていただいて学習をしたり、４年生では、例えば日野小学校では日野川の付け替えについて学習をしたり、西大路小学校では大井の水路、昔造られました大井の水路のことについて学習したり、南比都佐小学校では谷出山隧道について学習したり、必佐小学校では山本新田にたくさんありますため池の歴史について学習をしたり、桜谷小学校では田畑に水を引くまんぼについて学習したりなどなど、地域にまつわる川や池、隧道について、先人の知恵やご苦労、工夫、功績を学習しています。

また、６年生の歴史の学習では、近江日野商人館やふるさと館の職員の話を聞く機会を設けるなどを通して、ふるさと日野についての学びを深めているところでございます。さらに、日野町史のダイジェスト版でありますふるさと日野の歴史を６年生全員に配布し、ふるさと学習に生かしています。

今後も地域の皆さんのご支援を頂きながら。児童生徒が自分たちの住む地域の変遷等について、将来にわたって興味が持てるように進めていくことはとても重要なことやというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　学校の授業ではいろいろと地域の歴史についてお取り組みいただいているということを、今ほど教育長に教えていただきました。学校教育と同時に、というか、むしろそれ以上に社会教育、つまり、例えば公民館のセミナーみたいなもので取り上げてもらえると、もっとありがたいかなと。つまり、まず大人が知らなあかんやろうということで、その辺も考えていただければありがたいです。これはお願いしておきます。

また、今回の質問の最後に企画振興課にお聞きするんですが、先ほど申し上げた越川町の例のように、住民自治の歴史というのは変化の歴史でもあるんですよ。その時々に応じて。つまり、その時々の時代の要請で変化を繰り返してきたので、こ

れからも社会環境が変わったら、まだ住民自治の在り方が変化していくことはあり得るん違うかなと思いますね。それはつまり、第６次総合計画に書かれている地域コミュニティの再編ということにもなるかというふうに思います。

その観点で、まずは、今ほど教育長にも教えていただいたように、住民自治の歴史を知ることから始めて、ここからです。役場職員にもその知識を共有していただいて、役場はその知識の上に立って今現在の地域コミュニティが将来に何を残していかなあかんとか、そのためには何を見直さなあかんかということの議論を誘導していただけないのかなということが、先ほど申し上げたように、職員にファシリテーターの役割を期待したいという意味なんですけども。

それで改めて伺うんですけど、その意味で、企画振興課が教育委員会と一緒になって住民自治の歴史を知ってもらうということで、ファシリテーターまでいくかどうかは別にして、ぜひ研究・検討の入り口を開けてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君）　企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君）　確かにおっしゃるとおりで、まずは今日の一般質問を頂いている中で、自分たちの住んでいる町の歴史とか成り立ちとか変遷というのを知ることが面白いなというふうに住民の皆さんに思っていただくことが第一歩ではないかなと思います。そういう意味では教育委員会と連携しながら、提供をさせていただくというのは役場の仕事の１つであるのかなと。さらに申しますと、やはりこれだけ時代のいわゆる社会変化というか、社会環境が変化してきている中ですと、本来、自分たちの住む集落、自治機能がどういうことを今やらなあかんのやということを考えることも必要かと思います。そういう意味では、行事を仕切ることとか住民参加のまちづくりをどうするかという大きなところよりもという言い方は語弊がありますが、そこも大事なんですが、本当に今、自分たちが生活する中で、例えばごみの集積所の管理をどうするかとか、防犯対策をどうするかとか、災害時の対応をどうするかとか、例えば高齢者の見守りをどうするかとかいう、自分たちの生活する枠の１丁目１番地をやっぱりしっかりと考えていくことが、コロナ禍でだんだんと、もうええわみたいなふうに形としてはなっているかもしれませんが、コロナ禍だからこそ余計に自分たちの周りを見て、自分たちが地域とどう関わっていくかというまちづくりをすることが、持続可能な日野町づくりにもつながると思うので、まずは議員おっしゃるように、議論の誘導というとまた役場に言われたというふうに取られますので、私は誘導というよりは知っていただくというのと、考えていただくきっかけづくりのような場の提供について、ちょっと検討せなあかんなという話を、この間からも町長としておりまして、ぜひそのようなことも考えてまいりたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　教育長。

教育長（安田寛次君）　追加でお話をさせていただきたいんですが、１学期にあった実践で、ちょっと１つ紹介をさせていただきたいことがあります。地域の歴史をどういうふうに持続可能なものとして次の世代に伝えていくのかというふうな点での内容でございます。西大路小学校の高学年の子どもたちが、昔からあります地籍図を使って、オープンスペースに広げて、該当地区としては音羽地区やったんですけども、音羽地区はこういうふうな歴史をたどって今に至っているんやぞというふうな内容を、ふるさと館の館長が出向いて具体的な話をしたというふうな内容がありました。そのほかにも、公民館でもそういったことができたらいいなというようなことですけれども、集落単位でも、それぞれの町史のほうに地籍図がありますので、その地籍図を広げて、世代を超えていろいろとやり取りをするというふうな事例も、町内ではしてもらっているというふうなことを思っています。

こういうふうな取組を続けていくということがとても大事だなというふうなことを思いますし、今、企画のほうからもありましたが、まちづくりの関係でふるさと日野の歴史を手に取って、それぞれの集落がどういうふうにつながってきたのかというようなことについてのまちづくりの出前講座というようなことも、町では取り組んでくださっているというふうなことを思いますので、これからまさにエコミュージアム日野の関係で、町民一人ひとりが学芸員になっていこうというふうなことも考えているというふうなことも視野に入れながら、みんなが勉強していくというふうなことをとても大事にしていく必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君）　山田人志君。

８番（山田人志君）　ありがたいです、心強いです、そういうご答弁は。とっかかりは、企画振興課長がおっしゃったように地域防災でもいいし地域の支え合いでもいいかと思うんですよ。それが横にありながら、最終的には、企画振興課長も、今、教育長もおっしゃっていただいていただいたように、それが面白いやんかということになれば、本当にいいのかなというふうに思います。日野町の歴史というと、やっぱり蒲生氏郷公とか近江日野商人とかいうところがどうしても思い浮かんで、それは当然、町にとっては大事な歴史資源ではあるんですけども、為政者とか成功者の歴史だけじゃなしに、100年、200年、ずっと歴史を経ながらも、今もまだ続いていると、今の暮らしにもまだ影響を及ぼしているような大衆の歴史みたいなものを知ることが、今を生きる人々にとってはもっと大事なことではないのかなというふうに思っています。

昨年からのコロナ禍で地域の会合や行事の中止が続いていまして、この先、何年後にそれが再開できるか分からないんですけども、去年と今年だけ見ていても、中

止ということの反応がちょっと違うんですよ。去年は中止というとびっくりしはりましたけども、今年は何かちょっと慣れが出てきたみたいで、そらそうやなという感じで、ちょっと反応が変わってきています。それが来年か再来年かに再開するときには、え、するのみたいな感じで、かなりエネルギーが、ひょっとしたら要るん違うかなということを心配しています。

その心配を払拭するためにも、自治会組織をはじめとする地域コミュニティの歴史を、今のうちに学び直していただいて、その土台を踏まえた上で、これから先のウィズコロナで再スタートする進取のまちづくりにぜひ取り組んでいただきたいということを強くお願いして、今回の私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分から再開いたします。

－休憩　１０時０４分－

－再開　１０時２０分－

議長（杉浦和人君）　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

３番、髙橋源三郎君。

３番（髙橋源三郎君）　それでは、事前の通告に従いまして、分割方式で２問、質問をさせていただきます。

まず、１番目の質問なんですけども、これは今、世界的な規模で問われている大きな問題なんですけども、地球温暖化対策に町は取り組むのかという問題でございます。

今年の８月４日ですけども、経済産業省が太陽光や原子力といった電源別の発電コストに関して、2030年、令和12年ですけども、時点の総合的な試算をまとめて、国のエネルギー基本計画としての素案を発表したわけでございます。それによりますと、１キロワット時当たりの発電コストは、配付資料を見ていただきますと書いておりますが、１ページなんですけど、上のほうに、別表１ですけども、安い順に書いていますが、ガス火力が11.2円、石炭火力が13.9円、原子力が14.4円、陸上風力が18.5円、事業用の太陽光が18.9円のようになったということで公表しているわけです。さらに経産省は、国のエネルギー基本計画の2030年時点の電源別の構成素案として、さらにその右の表にもありますように、再生可能エネルギーが36パーセントから38パーセントぐらいにすると。また、原子力発電は20から22パーセント、火力が41パーセント、今問題になっている火力。そして、水素とアンモニアが１パーセントと発表しているわけでございます。

一方、政府が2030年に温室効果ガス、特に二酸化炭素をいうわけですけども、その排出量を2013年度比率で46パーセント削減するという目標を掲げているわけで

すけども、さらに2050年には温室効果ガス排出実質ゼロということも、エネルギー基本計画に明記しているわけでございます。そして、これらの目標実現に向けて、国を挙げて取り組むということになっていまして、現に今日でも日本中にソーラーパネルによる太陽光発電の取組が行われているわけでございまして、政府は今後も、それに輪をかけたように取組を推進するとしているわけですけども、日野町におきましても、それは同じ状況にあるわけでございます。

ここで１つ疑問に思うことなんですけど、政府がなぜ2013年に温室効果ガス削減の基準年にしたかということを私、疑問に思いましたので、ちょっといろいろ調べました結果、この年が過去の年数の中で火力発電の比率が一番高かったということが分かりました。一番たくさん二酸化炭素を排出した年であったというのが2013年であるということが分かったわけなんですけども、それを電源別の構成比率でいうと、88.2パーセント、約９割が火力発電で賄っていたというのがこの年になるわけです。

それで、話を戻しますけども、しかしながら専門家や産業界では、政府の計画はもう、目標ありきの内容で、実効性には疑問が残るというふうにしているわけです。なぜなら、過去10年間を振り返ってみますと、脱炭素社会の実現と言いながら、家庭が使うエネルギーから排出される二酸化炭素の排出の削減がほとんど進んでいないことや、民間企業での取組については膨大な経費がかかることなどが分かり、課題が山積しているわけでございます。また、太陽光パネルの製造や燃料電池の製造には、レアアースといって希少金属と呼ばれるのが47種類あるわけですけども、そのうち化学的な性質がよく似た金属が17種類ありまして、それらをまとめてレアアースと呼んでいるわけですけども、これらは輸入に頼らざるを得ない状況のために、その確保が非常に難しいということが理由として挙げられているわけです。

以上のことを、質問をするにあたって前置きといたしましたけれども、４点、ここで質問をさせていただきます。

まず、１点目としましては、現在、日野町役場では、防災センターの屋上に太陽光パネルを設置されて、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーの発電をされていますけども、その発電量の状況を役場のロビーの液晶テレビでリアルタイムで表示して、役場を訪れる町民にアピールされているわけですけども、このことは、町民に対しても自宅の屋根に太陽光パネルを設置することを推進しておられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

そして、２点目としましては、役場がこれを設置されて、採算面で元が取れるのに何年ぐらいかかると試算されているのかどうか。あるいはパネルの耐用年数からして、採算を度外視して赤字覚悟で設置されているのか。この辺の状況をお伺いしたいと思います。

また、３点目としましては、国は脱炭素社会の実現に向けて、国民や民間企業に対して協力を呼びかけておられますけども、自治体である町の立場として、国の方針に賛同し協力する立場を表明されるのかどうか。

４点目といたしましては、例えば省エネや脱炭素への取組に積極的に協力する企業や事業所、あるいは商店や町民に対して、町として独自の補助金や支援金などを考えておられるのかどうか。

以上、４点について質問させていただきます。

議長（杉浦和人君）　３番、髙橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは、町の地球温暖化対策の取組についてご質問を頂きました。

まず、１点目の防災センター設置の太陽光パネルの発電情報の提供により、町民に向けて太陽光パネル設置を推進しているのかとのご質問でございますが、再生可能エネルギー利用の周知により、火力、原子力から再生可能エネルギーへの転換による脱炭素社会の実現について、町民の理解を深める一助になっているものと考えております。

２点目の防災センターに設置している太陽光パネルに係る採算についてでございますが、設置にあたっては災害時において、役場庁舎等に設ける災害対策本部等としての機能を保持するため、再生可能エネルギーを活用することも主な目的としております。

なお、太陽光パネルの発電量から採算について試算をいたしますと、法定耐用年数17年間で回収できる金額は、設置に係る総事業費の約30パーセントとなります。

３点目の脱炭素社会の実現に向けての取組についてでございますが、地球温暖化防止を目指し、世界ではパリ協定の目標実現に向けて動いています。日本では、地球温暖化対策推進本部において、温室効果ガスの排出量を2013年度比で46パーセント削減するという目標を示し進めています。町としましても、第６次総合計画において、日常生活や事業活動の省エネルギー化および再生可能エネルギーの活用、普及啓発に取り組む立場を示しており、地球温暖化対策の推進に関する法律およびエネルギー政策基本法に基づき、低炭素社会の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

４点目の省エネや脱炭素の取組に対する補助金等の支援についてでございますが、現在、実施している制度として、個人住宅用太陽光発電システムの設置につきましては、日野町住宅リフォーム等促進事業の中で、申請があれば支援をさせていただいているところでございます。現在のところ、事業所等への支援については考えておりませんけれども、国や県、近隣市町の動向を注視してまいりたいと考えて

おります。

議長（杉浦和人君）　髙橋源三郎君。

３番（髙橋源三郎君）　今、ご答弁いただきました。いくつか再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、１点目の再生可能エネルギーの利用につきましては、町民の方へ周知について、脱炭素社会の実現について町民の理解を深める一助になっているという答弁でございました。おっしゃることはよく分かりましたので、再質問はいたしません。

２点目の町が設置している太陽光パネルの採算性の問題についてですけども、答弁では、パネルの法定耐用年数が17年というふうにお聞きしました。17年間で回収できる電気の量をお金に換算すると、設備投資の30パーセント程度という答えを頂きまして、ちょっとショックなんですけども、そうすると70パーセント赤字かなということになるんですけど、私、今まで聞いていた話では、個人の家庭において太陽光パネルを設置した場合は、大体10年で、早ければ10年で元が取れるというふうにお聞きしていたんですけども、役場の場合は、ロビーなんかに展示されているテレビでの状況とかいうのを住民の方に周知する関係もあって、そういった経費も行っているのかなというふうに思うわけですけども、やはり太陽光発電の場合ですと、日照時間とか、それから発電の効率とか、あるいはいろんな条件が絡んできて、元がなかなか取れないということが分かってきたわけでございます。

町民にとっては、こんなに大きな赤字を出してまで太陽光パネルを設置する必要があるのかなというふうに思われる方もあるかもわかりません。10年で元が取れるのであれば設置しようかなと思うわけですけども、役場の場合は、ちょっと効率的にはあまりよくない結果の答えをお聞きしました。

これについては再質問いたしませんけども、３点目の脱炭素社会の実現に向けての町としての取組は、第６次総合計画で省エネと再生可能エネルギーの活用、普及、啓発ということに取り組む立場を表明されているということで、低炭素社会の実現に向けて取り組むという答えを頂きましたけども、これに関して４点ほど再質問をさせていただきます。

まず、１点目は、太陽光発電は、町立の施設では役場の防災センターのほかに町立図書館にも設置されていると。そして日野中学校にも設置されている。あとは小学校では必佐小学校にも設置されていると。この４か所設置されているそうですけども、これはそれぞれの施設から要望があって設置されたものなのか、それとも町が予算を組む段階で積極的に設置に取り組まれたものなのか。その辺のいきさつを教えていただければと思います。

また、２点目としまして、もしほかの小学校とか、あるいは幼稚園、そして体育館から太陽光パネルの設置の要望があった場合に、積極的に設置されるのかどうか、

その辺も教えてほしいと思います。

３点目としまして、これは教育委員会に関係するかもしれないんですが、町内の中学校や小学校において、生徒に対して低炭素社会の実現に向けての取組として、太陽光発電のメリットとか、あるいはデメリットについて説明や、省エネ対策の必要性について、ホームルームの時間に担任の先生から生徒に説明されているのかどうか、あるいは今後説明をされるのかどうか。この辺についてもお尋ねしたいというふうに思います。

４点目ですけども、町内４つの施設で発電した電気を一旦全部売っておられるのか。売電されているのか。それともリアルタイムで施設の電力に充当されているのかどうか。これは１キロワット時の単価が、売るというのと買うというのとではかなり差がありますので、それでお聞きするわけでございます。

最後の質問の補助金制度の問題については答弁いただきまして、こういうリフォームのときにあるということで、民間にはないということを聞きまして、これはもう仕方ないことかなと思いまして、了解をしました。

それで、３番目の４点について再質問とさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　ただいま高橋議員のほうから、何点かご質問いただきました。

質問にはなかったんですけど、途中で採算性の中で、結局減価償却する17年間の間で30パーセント程度の回収やという答弁の中で、赤字を出してまでどうかというお話ですけど、太陽光パネルの設置につきましては、主目的はやはり防災が目的でありまして、採算性という部分ではございません。当然、大きな災害があった場合に電気がストップした場合においても、役場の中で災害対策本部を機能していかなければならないという部分もございまして、そういった中において、必ず蓄電をする必要がございますので、そういった部分をすることが主目的でございまして、当時、滋賀県の制度の補助制度の中で、ほぼ100パーセント近い補助率の中で設置をさせていただいたということですので、他の必佐小学校にしろ日野中学校にしても、やはり避難所という部分もございますので、最低限、例えば携帯の充電ができたりとかいう蓄電部分は大事なのではないかなというように思います。

あと、今、図書館をはじめ各施設には設置していますけど、ほかから要望があった場合、積極的に取り組むかという１点目のご質問でございますけども、先ほども言いましたように、太陽光パネルについては採算というよりも、再生可能エネルギーを利用した中でのいわゆる防災対策ということが主目的でございまして、それがやっぱりメインになりますので、そこを考えながら検討していく必要があるかなと

いうことですけど、ただ、図書館についてはちょっと成り立ちが違いまして、もともとあそこの図書館については、環境省関係の補助金を使った中での整備をしてきた経過がございまして、そうした中で、例えば環境に優しい施設を造るという主目的の中で、今の発電の部分もございますし、併せて、例えば舗装されている部分は浸透性の高い、路面の水が吸収されやすいとか、いろいろ環境に配慮した部分があって、環境省の補助金を使ったというのが図書館でございます。

あと、今後、ほかの小学校とか、例えば大谷体育館とか、その辺についてどうするかという話ですけども、長寿命化を図っていく計画を進めていく必要があるんですけども、そうした場合において、改修時期に合わせて、先ほど言いましたように県からほとんど100パーセントに近いという有利な補助事業もございましたので、そうした補助制度を勘案しながら、検討してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君）　教育次長。

教育次長（宇田達夫君）　ただいま高橋議員から再質問いただきました中で、小学校や中学校において、子どもさんに対してメリット、デメリットなどの説明をしているのかということでございますが、例えば小学校６年生の場合は、理科の授業で、人と環境の関わりの中で、川の水質の問題や地球温暖化の問題について勉強しているところでございます。また中学校では、エネルギー利用について、授業の中で、持続可能な社会をつくるためのエネルギー利用に関しての取組という中で、発電について勉強をしていただいているというところでございます。

また、発電した電気について、全部売電されているのかどうかということでございますが、先ほど総務課長の答弁の続きでございますが、基本的には、自分のところで使うということが目的にされているところでございます。ただし、図書館につきましては、一部余剰電力については売電をさせていただいているというところでございます。

議長（杉浦和人君）　髙橋源三郎君。

３番（高橋源三郎君）　ご答弁よく分かりました。再々質問はいたしませんけども、今、私が太陽光発電で非常に気にしていることがちょっとありまして、それを述べておきたいと思います。それは、2030年の電源別の構成比率が、再生可能エネルギーが、先ほどの表を見ていただきますように約38パーセント確保するというふうに政府は述べているわけですけども、2019年、おととしの時点で、太陽光発電の構成比率が実は7.5パーセントだったわけなんです、日本全体で。2020年の段階では、8.3パーセントの構成比率でした。毎年見ていると１パーセントずつ増えていっているわけですけども、2030年に38パーセントというと、今後、ちょうど10年間で20パーセントも増やさなければならないということで、大変なわけですけども、今現在で8.5パーセントで、日野町内を見渡してみますといろいろ空き地があるんです

けども、その空き地に太陽光パネルがたくさん設置されていますし、中には山林を切り崩して、切り開いて、太陽光パネルを設置されているところもございます。あちこちにたくさん太陽光パネルが見受けられるわけですけども、これで8.5パーセントで、あと20パーセント増やすということを政府が言っているわけですね。20パーセント増やしたら、今の2.4倍の面積が必要になってくるわけです。そうすると、農地法の関係で田んぼを潰すわけにはいきませんので、やはり山林を切り開くか、あるいは全ての住宅の屋根に太陽光パネルを設置しないと、20パーセントという目標、全体で38パーセントの目標は達成できませんので、これは大変な目標だなと思うわけです。本当に10年後に38パーセントという目標が達成できるのかなと思っているわけです。

それと、希少金属のレアアースも確保が難しい状況ですけども、そういう意味では、今後、太陽光発電に全て期待をかけるのではなくて、やはり火力発電を残していかないといけないと思いますし、原子力発電も残していかないといけないというふうに思います。特に太陽光発電は夜とか雨とか雪の日は全く発電できませんので、安定した電源を確保するには火力発電と原子力発電が必要ではないかというふうに思っています。日野町内にこれから2.4倍の太陽光パネルが並んだら、景観的にもあまりよいとは私は思いませんので、火力発電のほうに重心を置くべきかなというふうに思っていますので、ちょっと付け加えておきたいというふうに思います。

１問目の質問については、以上で終わらせていただきます。

引き続いて２問目の質問をさせていただきます。それでは、２問目の質問ですけども、町道の路肩等の雑草対策に防草シートなどの活用をしたらどうかという質問でございます。近年、畑などを見ていますと、野菜などの作付をもうせずに防草シートなどで畑の表面を覆っている光景がよく見られるわけですけども、この理由としましては、畑の管理、つまり畑の雑草対策が大変であることが挙げられるわけです。耕作しなくなった畑の雑草除去を年に何回も刈らなければならないために、防草シートで表面を覆っているわけですね。そうすれば草が生えずに雑草除去の手間が省けるという考え方ですけれども、そこで、私は今年の夏に、畑以外で、例えば道路と農地との境界でそうした対策を実施している現場があるのかどうかを、日頃、車で通行している道筋において調査をしたわけでございます。その結果、コンクリートで固めているのり面や分離帯、また防草シートで覆っているのり面や分離帯を幾つか見つけたわけでございます。

配付資料の１ページ目と２ページ目に写真１、２がありますように、写真１で見てみますと、コンクリートで覆われたのり面の例として、中在寺に、草の根広場の広場沿いにある農道ですけども、全部コンクリートにされています。

その下も、これとは直角の位置にあるわけですけども、コンクリートにされてい

ます。同じ中在寺ですけども、落神神社の前に農道があるんですけれども、ここののり面が非常に急なんですけども、電信柱の立っているところ、もう、大分、数年前にコンクリートで舗装されて、全く草が生えない、非常に丁寧に工事されているわけですけども、こういうのを見つけたので写真を撮らせてもらいました。右のほうは防草シートで覆われた田んぼと農道との間ののり面ですけれども、100メートル、200メートルされているんですけども、下のほうは畑のあぜののり面ですけども、防水シートで覆われていると。

そして、次のページを見ていただきますと、国道307号線の大谷の交差点のところですけども、皆さんよく、いつも通っておられると思いますが、昔はここにツツジを植えていたわけですね。そのツツジを管理するのがもう面倒くさいというか何か知らんで、取ってしまって、コンクリートで舗装されたわけです。しかし、コンクリートで舗装されたんだけども、隙間隙間にまた雑草が生えてきて、年に１回刈取りをされているんですけど、そのような状況です。そして、その下のほうは内池地先のロータリー、ここも現場に行って写真を撮りました。ロータリーの真ん中、普通、縁石ブロックで囲ったら、その中は土のままで、普通は、今までですと置いておかれるんですけども、ここではきれいにコンクリートで囲われているので、もう草が生えないと思いますし、この下に歩道みたいな黄色い場所があるんですが、何でこんなところに歩道があるのか私、よく分からないんですけど、ここもきれいに整備されていると。この下のほうは、ロータリーの分離帯ですけども、３か所こういうのが造られているんですね。３か所とも縁石ブロックの内側はコンクリートできれいに整備されています。だから、ここはもう恐らく草が生えることはないかなと。永久的に草は生えないと思います。

もう１つ、見つけてきたのが、東近江市の建部町の市道の分離帯なんですけど、もう10年以上前からこういうふうにされているんですけども、ほとんど草が生えていない状況で、なぜこのような分離帯を設けられたのか、私、分かりませんが、多分、最初はサツキか何か、ツツジが植わっていたんかもわかりませんが、もう草刈りが大変だということで、多分ここも防草シートが張られたんだと思います。もう10年以上張られている状態の写真です。

以上、ちょっと説明をさせていただいたんですが、これらが採算ベース的にどうなっているのか分かりませんけども、コンクリであれば半永久的に雑草除去の手間が省けるわけですし、防草シートであっても、保証される耐用年数の間は雑草除去の手間が要らないわけですけども、私が毎年、路肩の雑草で気になっているのは、役場の庁舎前の道路でございます。私が役場に向かうときに、この道路をいつも利用しているんですけども、松尾の山を通って東桜谷のほうに通じる県道508号線、この道なんですが、路肩の雑草ですけども、これも写真に撮りました。３ページを

見ていただいたら写真が載っていると思います。３ページで左のほう、この道路の東側はまだ草刈りができていない状況。右のほうは整備ができている状況ですね。草刈りができている状況です。それで、毎年、道の両側には防護柵が、茶色の防護柵があって、その防護柵が本当に見えなくなるほど葛の葉が生い茂っているわけです。今もまだ葛の葉が生い茂り始めていますけど、この雑草は車の通行にはたちまち影響がないために、年に１回だと思いますけども、夏頃に葛の葉の除去と草刈りが行われているわけです。今年の８月４日に、私はたまたま通行していたら、４人の作業員の方が葛の葉の除去と草刈りをされていたわけですけども、そこで私はその翌日に写真を、現場の写真を撮ったのが３ページ目の写真でございます。高い防護柵が葛の葉で見えなくなるまで覆われているような状況は、景観的にもあまりよくないというふうに私は思いますし、この道路が県道なので、路肩の管理も県がされているのかもわかりませんけども、しかし、日野町内に存在する主要道路ですので、やはり長期間葛の葉で覆われている景観はあまりよくないというふうに思いますので、県なり町なりにおきまして、路肩の表面を例えばコンクリートで固めるとか、あるいは防草シートで覆ってはどうかということを考えるわけでございます。

そこで、４点質問をさせていただきます。

まず、１点目ですけども、町は町道の路肩の雑草除去を毎年１回か２回行っておられると思いますけれども、それに係る年間経費は、今年の場合、どれぐらいの予算で見ておられるのか。また、それは路線ごとに入札しておられるのかどうか。

２点目ですけども、雑草除去の経費は、路肩１メートル当たりといいますか、あるいは１平米当たりに換算すると、年間でどのぐらいかかるのか、教えていただきたいというふうに思います。

３点目としましては、もし町道の路肩を防草シートで覆った場合、将来的に経費の節約につながるのかどうか。年中雑草が茂らなくなれば、景観的にも非常によいことだと思いますし、雑草の刈取りも一定の期間、必要がなくなるので、一度実験的に試されてみてはどうかと思いますので、ぜひ検討もお願いしたいと思います。

最後、４点目ですけども、どこの字にもため池があるんですけども、私の字、蓮花寺にもため池があるんですけども、このため池ののり面をコンクリートにした場合、町からの補助金がどのぐらいの率で頂けるのかどうか。また、単年度ではなく５年とか分割して行った場合に補助金はどうなるのか。その辺をちょっと教えていただければと思います。

以上４点について、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは路肩等の雑草対策についてご質問を頂きました。

まず、１点目の町道の路肩の雑草除去に係る年間経費でございますが、本年度の

予算は562万9,000円を計上しております。対策路線のうち交通量が多く、急傾斜を含む路線である町道石原鳥居平線につきましては、入札により業者を決定していますが、そのほかの路線については、随意契約によりシルバー人材センターに発注をしております。

２点目の除草に係る１平方メートル当たりの経費でございますが、入札執行した場合は443円、随意契約の場合は161円になります。

３点目の路肩に防草シートを設置することについてですが、近年、県道等ののり面で防草シートを設置される箇所が増えております。設置費用や効果、年数が経過した時点の状況などの情報提供を頂き、防草シートの有効性について検討したいと考えております。

４点目のため池ののり面等をコンクリートに改良した場合の補助金についてでございますが、水張り側ののり面については、流水等による浸食が懸念されるため、コンクリートブロック張り等でののり面保護工の施工は補助対象となっていますが、水張りの反対側の堤体のり面につきましては保護工の必要がなく、補助金の対象になっておりません。通常の草刈りによる維持管理が適正と思われます。

議長（杉浦和人君）　髙橋源三郎君。髙橋君、再質問、要点を絞っての質問で。

３番（髙橋源三郎君）　それでは、ただいまの答弁で再質問をさせていただきます。

配付資料の３ページの写真ですけども、右上の写真ですね。これは役場の前なんです。役場の前の田んぼで、図書館の東側にあるんですけども、ここののり面が、路肩のり面がコンクリートで舗装されているんですけども、これは県が行われたのかどうか、あるいは田んぼの所有者が行われたのかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、町道の路肩の草刈りをした場合に、業者入札とシルバー人材センターとの随意契約では価格に随分差がありました。１平米当たり443円が入札の場合ですね。シルバー人材センターに頼まれた場合は１平米当たり161円ということで、2.7倍の開きがあるんですけども、これは刈り取った草の処分代も含まれているのかどうか分かりませんけども、なぜこれほどまでに差があるのか。もし、シルバー人材センターがこんなに安いのであれば、全部シルバー人材センターに委託すればいいのではないかというふうに思うわけですけども、その辺はどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それと、３点目ですけども、防草シートの有効性については、今後検討したいということでしたけども、先ほどの写真を見ていただきましたように、道路の分離帯などは全てコンクリートで覆われるようになってきているんですけども、この場合、初期投資としては高くつくんですけども、しかし後の管理が非常に楽で済むということですね。安く済むという意味から経営経費の節約につながると思います。そう

いう意味で、防草シートの活用も有効ではないかと考えます。それで、ぜひ、試しとして、１つの町道路線において路肩に実際どのぐらいの経費節減になるのか、実験的に試されてはどうかということを提言したいというふうに思うわけでございますけれども、町の考え方についてお聞きします。

最後、４点目の先ほどのため池の堤防の外側の草刈りについては、補助金はないということで、非常に困るんです。というのは、蓮花寺に日野町内で一番大きなため池がありまして、直径が150メートルぐらいあるんですけども、この堤防が、毎年、草刈りをやっているんですが、村総出でやっても、年々高齢化してきていまして、背丈が１メートルも２メートルもある草がのり面に生えるんですね。高齢者がこの草刈りをするのは大変危険な状況ですし、また、最近は若い人たちが、草刈り機が使えない人もおられるし、また女性でも草刈り機の使えない方がおられますので、鎌で刈っているという状況ですけども、そういう意味ではためののり面の草刈りというのは大変なんですが、村の中でも、それでコンクリートにしたらどうかという意見が出てきています。それで質問させていただいたんですけども、結局、村で全部やって下さいということになったので、何かよい方法はないかどうか。草刈りそのものも、する人が減ってきていますので、大変困っているところでございますけども、そういう意味で、町として何か対策があれば教えていただきたいと思います。

以上３点、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君）　建設計画課長。

建設計画課長（髙井晴一郎君）　高橋議員より何点か再質問いただきました。

まず、県道中里山上日野線の477号との取付けの部分ののり面のコンクリート張りの施工でございます。これにつきましては、昨年度、県のほうで実施を頂きました。個人さんがされたわけではなくて県のほうが実施をされたということでございます。

それから、路線によって入札と随契ということで、シルバーさんに委託している部分と、それから入札による場合の金額の差、何でこんな違うんやと、これやったら全部シルバーさんにしてもうたらええやんかということでございますが、基本的に今、ほとんどの路線については、シルバー人材センターさんのほうへ委託のほうをさせていただいております。これは何かといいますと、１つは交通量が少ない、それから人力で除草ができるということで、シルバーさんのほうに委託をしているところでございます。１路線入札させてもらっていますのは、急傾斜であったり、擁壁の上ののり面であったりとかということで、機械除草だけではなくて重機を使った除草も必要となってきます。それからまた、交通量のほうも多いことから、交通整理に係る費用についても、シルバーさんに委託している分よりもかなり慎重に

いかなあかんということで、金額のほうもかかってくるということで、この差が出ているのかなというふうに考えています。今後も、そういうふうな路線については入札による執行になるかというふうに思います。

それから、町道においても分離帯など除草シートやコンクリートで実験してみたらどうやということでございます。近年、県のほうの事業におきましては、防草シートなり張りコンクリートというような仕様で整理されることが多々、多くなっております。この辺につきましては、県のほうにその理由なり効果なりについては、当然、資料を提供していただいた上で、検討していきたいなというふうに思うんですけれども、町道におきまして、このような分離帯なり何なりというところで、当然、したほうが安全やしということであれば、当然、やっていかんならんなという認識はしております。ただ、今、多くの地域におきまして、町道の路肩のほう、草刈りのほうを厄介になっています。毎年、行政懇談会なんかでも、なかなかもう、みんなの年齢も上がってきたし厳しいわと言うてはくれはるんですけれども、それでもやっぱり、地元のほうで対応をしていただいているという部分のほうが大きいです。

これにつきましては、防草シートなりコンクリートなりで対応すれば当然、解決はするのかもわかりませんが、道路愛護というわけではないんですけれども、地域の皆さんにも引き続き協力をしていただきながら、将来的には当然、このような対応も考えていかんならんと思いますけれども、現時点では町民みんなできれいにしようというようなこともございますので、その辺については、全ての路線において最終的に防草シートなり張りコンクリートをしようという思いは、今のところはございません。ただ、部分的に必要なところであるとか、将来的に必要なところについては、順次検討していかんなんやろなというふうに考えます。

議長（杉浦和人君）　産業建設主監。

産業建設主監（藤澤　隆君）　高橋議員より、ため池の管理の面で再質問いただきました。

まず、ため池の水張り側でないほうの、通常、集落の皆さんの財産というところが多うございまして、維持管理を、草刈りしていただいていると思います。まず、そこに補助金がなぜないか、コンクリート張りなんかの補助金はないかといいますと、通常、ため池は相当量の水が張っておりますので、地震等の災害時にため池が亀裂が行くとか陥没するとかはらみが出るとか、そういった日常管理が非常に大事になってくるということで、これはもう、木を生やしてもいけない、草を生やしていただいて、草刈りで日常管理していただいて、そういった異常を見つけていただくというのが基本になっているため、コンクリート張り等、補助がないということございます。

それで、非常に労力が大変ということは、いろんな集落さんからも聞いております。今、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業という、農業の農道やため池、水路なんかの維持管理の補助金を国・県・町から出させていただいております。そういった中の活用を頂いて、例えば年２回か３回草刈りされるうち、１回をシルバーさんに委託を出されるとかいったことも可能ですので、一度ご検討いただけたらというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　髙橋源三郎君。

３番（髙橋源三郎君）　最後にちょっと要望ですけども、先ほど太陽光パネルの話をしましたけども、１軒の家が屋根に取り付けたら、次、隣も隣もという感じでどんどん太陽光パネルが増えていったんですけども、路肩の雑草除去についても、防草シートを張るところが、どこかがされたら、草刈りしなくてもよいということで、私も私も私もということで増えてくるのかなと予測するんですけども、その辺をどのように町民の皆さんが見ておられるかは分かりませんし、農業をやっておられる方もどういうふうに思っておられるのか分かりませんけども、やはり、経費節減につながることは、ぜひとも今後ともみんなで考えて、実行していきたいというふうに思うわけですけども、町民みんなできれいにしましょうという意図はもう、十分よく分かります。しかし、高齢化が進んでくると、町民みんなというわけにはいかない場合も出てきますので、やはり節約できるところは節約していきたいなというのが私の思いですので、またその辺、どうかよろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　次に、６番、後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　それでは、私からは一問一答にて大きく２点、お尋ねしたいというふうに思います。今回、コロナ禍ということもありまして、できるだけスムーズに進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、１つ目ですけれども、本年の８月以降、これまでにないほどの勢いで新型コロナウイルスの感染が急拡大しておりまして、滋賀県でもまさにパンデミック、感染爆発の様相を呈している状態でございます。この間、福祉保健課のほうにちょっとご無理をお願いいたしまして、陽性確定日ごとの感染者数というデータを頂きましたけれども、これを見ましても、７月に比べますと８月はもう、どーんと増えておりまして、特に10代、20代という若者の方が大半を占めていらっしゃるという状況でございます。三日月大造滋賀県知事のコメントにもございますけれども、現在においても、いまだ感染のピークがなかなか見えてこないということで、県内の病床使用率も９割を超えておりまして、自宅療養者、待機者が約2,000名に達しているというような状況でございます。そのような中で、県からの要請に応える形で、８月27日から９月12日、昨日までを期間として、滋賀県にもついに緊急事態宣言が

発令されまして、さらに今日からは延長ということに入っている状態でございます。

そこで、緊急事態宣言下におけます私たちの暮らし方であるとか、事業者や企業などの経済活動についてお尋ねしたいというふうに思います。私たち、議会のほうにもいろいろ教えていただいておりますので、既に分かっていることもございますけれども、住民さんにぜひ周知もしていただきたいということで、既にお答えいただいていること、あるいは質疑で判明していることについてもお尋ねすると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、１つ目ですけれども、８月27日から、今お話ししましたように、ずっと緊急事態宣言を発令されているわけですけれども、私たち、この６町のほうでは蔓延防止、出ませんでしたけれども、県内でも13の市のほうにおきましては、それまでも蔓延防止等重点措置が実施されておりました。日野町は、この措置を実施せずに一足飛びに緊急事態宣言に入ったわけですけれども、蔓延防止等重点措置と緊急事態宣言との違いについて、分かりやすく教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君）　６番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　ただいま蔓延防止等重点措置と緊急事態宣言の違いについてご質問を頂きました。

まず、違いについては、区域の指定についての部分が異なっていまして、緊急事態宣言については都道府県単位で指定されますが、蔓延防止等重点措置等につきましては、都道府県知事が市町村を指定することとされています。また、緊急事態宣言では、飲食店等に対して休業や営業時間短縮の命令や要請が可能ですが、蔓延防止等重点措置等では、休業の命令や要請はできず、営業時間短縮の要請のみが可能となるということで、蔓延防止については休業要請ができないという大きな違いがあります。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　今、総務課長のほうから、指定されるエリアの単位が違うという点が１点と、緊急宣言下におきましては、飲食店などに対して休業や営業時間の短縮の命令であるとか要請というのが可能ですけれども、蔓延防止の重点措置の場合には、休業までは言えない、時間短縮の要請のみが可能というふうに伺いましたけれども、エリアの違いにつきましては、その中で暮らしている住民にとってはあまりごっちゃこしないかと思いますけれども、要請という言葉と命令という言葉、２つ出ましたけれども、命令と要請はどのように違うのか、ちょっとご説明いただければと思います。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　まず、命令については、必ず守っていただかなければならないということで出すものであって、要請というのは、一定、そちらの事業者等の協力についてお願いするというものでございます。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　そうしましたら、命令のほうが強いということだと思いますけど、もし破られた場合はどういうふうになるんでしょうか、お尋ねします。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　命令違反の場合ですと、蔓延防止等重点措置につきましては20万円以下の過料がありますし、緊急事態宣言になりますと30万円以下の過料がございます。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　大体分かりました。その辺が、分かっているようでなかなか分からない。よく似たような雰囲気で受け止めてしまいますので、今ので非常に分かりやすかったというふうに思います。

２つ目ですけれども、今回の緊急事態宣言の発令によりまして、私たちも住民の暮らしにおいて、今までと何をどのように、具体的にですけれども、変えていかないといけないのか、分かりやすく教えていただきますよう、お願いします。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　新型コロナウイルスは世界的な大流行となっておりまして、その感染の広がりと重大さは非常に脅威であります。強い危機感を持って対策を講じていく必要があるというように認識しております。今回の緊急事態宣言の発令を受け、町においては、公共施設の貸館等を停止するなどの対策を講じたところでございます。

住民の皆様におかれましては、引き続きマスクの着用、手洗い、３つの密の回避などの基本的な感染対策の徹底をお願いしますとともに、生活の維持や健康の確保のために必要な場合を除き、外出をお控えいただくようお願いします。また、県外への不要不急の移動につきましても、極力お控えを頂くようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染源としては、市中はもとよりも家庭内感染の割合も最近は高くなっておりますので、その辺のご注意もお願いしたいと思います。そういった意味で、帰宅されましたら、まずは手洗い、うがいの励行を頂くとともに、ドアノブや手すりなど共用部分の小まめな消毒、タオルの個別使用などの取組を実践いただき、家庭内での感染予防を図ることも大切と考えております。

町民の皆様に対しましては、自分自身と大切な人の命と健康を守るため、より一層の感染予防対策をお願いいたします。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　住民の私たちの日頃の生活について、今、説明していただいたわけですけれども、住民という中には児童、学童も含まれると思いますけれども、ちょっと教育長にお尋ねしたいと思いますけれども、お子さんが学校でどういうふうに、コロナ禍の中で生活あるいは学習をしていらっしゃるのか、大体、議会としてはお伺いしておりますけれども、その辺、分かりやすく、通学なんかも含めて、例えば私が暮らしております東桜谷では小野とか原とかバス通がありますけど、バスの中に入られているわけでして、この辺も含めてお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　教育長。

教育長（安田寛次君）　後藤議員から、子どもたちの暮らしがどういうふうになっているのかというようなことについてのご質問を頂きました。

学校は、新しい生活様式を踏まえた行動基準が、感染レベル２から３に引き上げられたというふうなことを受けて、次のような対応をしています。たくさんあるんですけれども、９点申し上げたいと思います。

１つ目ですが、教科指導についてです。感染リスクの高い教科学習については実施しないというふうなことで心がけています。例えば、近距離で一斉に大きな声を出す活動だとか、理科における実験だとか観察、さらには音楽におけるリコーダーだとか鍵盤ハーモニカを使った楽器の演奏の場面、それから図工、家庭等における共同製作の表現、それから調理実習といった活動でございます。そういった活動については制限を設けていくということが１つ目。

２つ目は、学校行事でございますけれども、学校行事については見直しをするというふうなことになっています。

３点目は修学旅行、社会見学旅行でございますが、発令期間中に出発する旅行は延期するというふうなことで、現実には日野中学校の修学旅行も９月２日、３日、４日というふうに予定していたんですけれども、残念ながら延期というふうな形になりました。部活動については、実施しないというふうなこと。

５点目として、体育祭、運動会については、この期間中については延期をすると。さらには、準備についても、この期間中についてはしないでおこうというふうなことで対応しています。

６点目、登校について、今も質問あった内容ですけれども、距離を十分に空けるというふうなことを徹底するのと、もう１つは、バス通学の子どもたちについては、極力しゃべらないようにしようということと、車内でも、お茶も持参するんですけれども、お茶も飲まないでおこうというふうなことで、食事についても気を図っているということです。さらにはバスを下車した後も、玄関のところできちっと消毒するというようなことについても心がけているというふうなことでございます。

次に、７点目、学校給食でございますけれども、先日も申し上げましたとおり、

献立の工夫をしていくということと、黙食をする、さらには、配膳については大人の手で配膳していこうというふうなことで配慮しています。

８点目、感染の不安による出席停止も、一定、認めていこうというふうなことで対応しています。

最後に、朝の登校の様子なんですけれども、８月24日から日野中学校のほうでは２学期がスタートしました。毎朝の健康観察の進め方も変わっています。家庭の中に風邪の症状だとか発熱している方がいないかどうかを確認し、一人ひとりに丁寧に聞き取りをした上で校舎内に入るというふうな入念なチェックを頂いています。７時50分に日野中学校では門扉を開けて、ピロティーのところでクラス別の名簿が並べられて、学年づきのフリーの先生、事務職員はじめ多くのスタッフが一人ひとりにきちっと対応しているというふうなことをさせてもらっています。学校の受け止めというのは明らかに危機感を持って臨んでくださっているというふうなことで、ステージが上がってど真剣に学校が取り組む姿そのものが、地域の皆さん方の危機感を高めるということにつながっているんじゃないかなというふうに、私は感じています。学校が果たすべき役割というのはまさに大きいなというふうなことを改めて感じているところでございます。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　非常に分かりやすくまとめていただいてありがとうございます。

当然、議会の皆さんにとってはご存じのこともいっぱいあったと思いますけれども、ぜひ、こういったことを町民の皆さんに、町とか教育委員会の対応というのを知っていただくという意味も含めて、ご質問させていただいておりますので、ご容赦お願いしたいと思います。

当初、10代、若い人とか小中学生はあんまり感染しないようなことが言われたりしましたので、学校のほうでも対応は取っていただきましたけれども、さほど心配ないかと思っておりましたけど、最近、若い方、子どもさんまで感染する、中にはペットまで感染しているという報告もありますので、侮れないというふうに思いますので、こういったしっかりした対応、非常に感謝しておりますので、今後も続けていただきたいというふうに思います。

続きまして、同じように、この緊急事態宣言の発令下におきましては、住民、我々の生活もですけど、事業者さん、お店を営んでいらっしゃる方とか企業なんかも、その経済活動に様々な制約が生じているというふうに思いますけれども、具体的にこの宣言下におきまして、何をどのように変えなければいけないのかの点も、分かりやすく説明していただきたいと思います。

議長（杉浦和人君）　商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君）　ただいま緊急事態宣言下におきます事業所、企業など

の経済活動の制約についてご質問を頂戴しました。

事業所、企業に対しましては、在宅勤務、時差出勤、通勤方法の見直し、20時以降の勤務抑制などが推奨されておりまして、密閉・密集・密接の３つの密の回避、そして感染リスクが高まるとされています５つの場面、１つ目には飲酒を伴う懇親会など、２つ目には大人数や長時間に及ぶ飲食、３つ目にマスクなしでの会話、４つ目には狭い空間での共同生活、そして５つ目としまして居場所の切替わりです。居場所の切替わりといいますのは、仕事中はマスクをして感染防止に努めますよと。ですけども、休憩時間などにマスクを外し、大きな声で密集して場所内で会話が弾むとかいった場面についても、しっかりと企業側に対して、そういった場面を避けるような行動を事業者にも徹底して下さいよというような要請がされているものと承知しております。総じて人流の抑制と職場内外での感染防止行動の徹底が求められているというところでございます。

商店さんとかにつきましては、いろんな補助制度もございますが、いろんな仕切り板であったりとか消毒液といったもの、検温の機械であったりとかいうような補助制度もございまして、利用をしていただいているという状況でございます。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　家庭で感染が発覚した人におきましても、結局、職場から持って帰っていらっしゃったりというケースもありますし、先日も大津の自衛隊の駐屯地でクラスターが発生しましたように、職場、職域におけるクラスターというのは、日野町では大きなものがございませんけれども、滋賀県内でもやっぱりちょこちょこ今でも出ているわけでございます。そういう意味では、今おっしゃっていただいたような内容のことを、もう十分日野町内では、事業者さんあるいは企業組合さん、徹底していらっしゃるとは思うんですけど、再度確認していただいて、気持ちを新たにしていただくということが必要かもしれませんので、その辺もお願いしたいというふうに思います。

４つ目の質問ですけれども、厚労省が新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践例を公表いたしました。当初から公表されているものですけれども、皆さんのお手元にも資料があると思います。こういうものですね。新しい生活様式というふうに書かれたパンフもこういうふうに出ておりますけれども、町としては、どのようにして新しい生活様式を町民に頒布していらっしゃるのでしょうか。こういうものについて、今度、一般質問でちょっとお尋ねするんですよと言うと、全然ご存じない方もやっぱり多くいらっしゃったというか、知らない方のほうが多かったです。

また、実際に町民の皆さんが、一時的ではなくて、継続的に新しい生活様式を習慣として実践してくださるように、どのような対策を町として取っていらっしゃる

のか、この辺も含めてお尋ねしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　やはりご自身、家族、地域や職場など、周りの方の感染拡大を守るということから、それぞれの日常生活において、議員おっしゃったような新しい生活様式を実践していく必要があるというように認識をしております。新しい生活様式に基づく実践例といたしましては、基本的に、今、お示しいただいたように１枚で厚労省がまとめているんですけども、そこの内容を見ますと、基本的には完成予防対策であるマスクの着用、手洗い、３つの密の回避をはじめ、大人数や長時間に及ぶ飲食など、感染リスクの高まる行動の自粛などが重要であるというように示されているのかなと思います。

町といたしましては、町民の皆様にこの取組を実践していただきますよう、町のホームページや「日野め～る」、新聞折り込みなどの媒体を用い、町長からのメッセージをはじめ、各課からのお知らせを配信している中において、新しい生活様式に基づく実践例を掲載した上、周知を図っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、住民の皆様に新しい生活様式を習慣として実践していただくことが、新型コロナウイルス感染症対策として非常に重要となるというように考えております。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　しっかり取組をしていただいているわけでございますけれども、発信するだけじゃなくて、分かっていただくということが最終目的で、さらにそれを実践していただくということが大事ですので、分かりやすくということも非常に大事だというふうに思うわけなんです。例えば、今、澤村課長がおっしゃっていただいた中で大人数というか、多い人数であるとか長時間に及ぶという表現がございましたけれども、大人数って何人以上を指すのかとか、長時間ってどれぐらいからが長時間なのかということ、なかなか伝わりにくいんですね。人によって感覚が随分違っておりますし、難しい言葉を使わないということは大事だと思います。

例えば、私もついつい議会の中で普通に通用する言葉を、一般の人と町政報告なんかしている中で使っちゃって、どういう意味かって聞かれて、あ、本当やって、相手の気持ちになってないと思うことがありますけど、例えばソーシャルディスタンスをって、私たちの間で分かっても、分からない人、結構あると思います。社会的距離のことですって、さらに分からなくなったりいたしますね。これだったら、隣の人との距離を離しましょうって、このほうがよっぽど分かりやすかったりしますので、こういった工夫というのも大事じゃないかなというふうに思います。

また、ホームページ、「日野め～る」、あと新聞折り込みとおっしゃっていただきましたけれども、これも大事なことです。ただ、ホームページを習慣的に、町のホ

ームページを見ている人がどれぐらいの割合いらっしゃるのか。「日野め～る」、私も受信しておりますけれども、これをメールでいつも受けている方はどれぐらいいらっしゃるのか。受けていて、申し込んだけど全然来ていないよというたら、みんな迷惑フォルダーに行っていたりというようなこともございますし。

新聞折り込み、私ごとですけれども、自分の会派の報告を入れた日でも、それを忘れてどさっと外しちゃうタイプです、私なんかも。そういう方、結構いらっしゃると思うんですね。男性は多いと思います、広告をどばっと。そういうとき、全然見ていませんしね。

ということを思いますと、例えば庁舎の中に、そういった注意を喚起するようなことを書いたものを通路にぶら下げるというのは、今も若干やっていらっしゃるんですが、そういう数を増やすこととか、よく庁舎の外に、誰々さんが町内から国体出場とかって垂れ幕をかけている庁舎、ありますよね、よそを見ても。ああいうふうなところで注意喚起を垂れ幕で促すとかいう手段なんかも取れるんじゃないかなというふうに、とにかく分かっていただくことが何より大事だというふうに思うわけですけど、この辺、いかがお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　まず、１点目ですけども、先ほど何人以上で会食したらいいかということも具体的に示していったらということで、そういうことは滋賀県のほうでも、コロナとのつきあい方滋賀プランというのも出ています。そういう中に、一応目安なんですけども、５人以上は駄目ですよという形で載っております。じゃ、４人以下なら大丈夫かというと、いや、そうではないと。必ず、コロナ対策を万全にして、やはり会食を伴う場合ですと、マスクを外すということにもなりますので、人との接触機会をできるだけ減らすという考え方の中で、３密なり手洗いなりマスクの着用なり、いろいろなことを対策していく必要が、当然、生活の中に求められているのではないかなということでございます。

そういった意味で、町のほうとしてもそうして広報をさせていただきますけれども、新聞とか、県とか国とか、いろんなあらゆるところで周知を図っておられるのかなというようにも思いますので、そういったところと合わせながら考えていきたいなというように思います。ただ、住民の皆様にお願いしたいことは、やはりコロナというのは、自分の命、そして近くにおられる方の命や健康に影響を大きく及ぼすものでありますので、今、緊急事態宣言が出ている中において、いろいろと要請も出ております。そういったことをしっかりと守っていただくことが大切であり、町としても引き続き広報していきたいと思います。

あと、付け加えとして、今の厚労省の実践例、通告を頂きましてから、また改めて今回、緊急事態宣言が延長されました。ホームページで、そこの延長に伴って公

共施設の休止、貸館の休止等をさせてもらった中に、添付ファイルとしてまた載せさせていただいて、広報をしたところでございます。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　もちろん、十分分かっていただいていると思いますけども、目的はやっぱり理解して実践していただくことですので、分かっていただけるようにいろんな工夫を、例えば町営バスに看板をつけて走ってもらうことも１つの方法だと思いますし、そういったことも含めて取組を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、こういう緊急事態宣言も出まして、いろんな活動が自粛されている中、やっぱり住民生活も、今までパートに行っていらっしゃった方がだんだん行く機会がなくなって収入が減ったり、そういうのはどっちかというと弱い立場の方ほど強く表れているというふうに思うわけなんですね。片親家庭の方なんかは特に厳しい思いを今、されている方、多いんじゃないかなというふうに思います。そういった方々に対して、住民生活に対して、国・県・町はそれぞれどのような支援を講じる、ホームページに載っておりますけど、みんながみんな見ていらっしゃるわけじゃございませんので、または講じる予定があるのか、また、それがどのような方を対象としているのか、あるいは、そういったものがあっても、自分で調べて自分で申請をしないといけないものと、町のほうから申請がなくても講じていただけるものとかあると思います。この辺を分けて、具体的に分かりやすく教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　国・県・町の施策についてご質問を頂きました。

まず、国の各種支援でございますけども、低所得者の子育て世帯に対して、児童１人当たり５万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金をはじめ、収入が減少して生活が苦しい方に対する社会福祉協議会の緊急小口資金、また総合支援資金などの貸付け制度が、国の制度としてはございます。

次に、滋賀県による各種支援でございますが、緊急事態宣言の発令に伴う休業要請や時短要請を実施していることに対しましての支援金や協力金など、主に事業主に対する支援策が主なものとなっております。

最後に、町による支援でございますけれども、主なものとしましては、国民健康保険税や介護保険料などの減免、また徴収猶予などが挙げられます。併せて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、様々な事業を実施しているところでございます。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　いろんな支援策を講じていただいていることは承知しておりま

すけれども、なかなかそれが十分に行き渡っているかというと、どうかなと思うことが、正直言うとございます。そういった場合に、１つ提案といいますか、村の中にいらっしゃって、高齢者の方でスマホなども持っていらっしゃらないという方もあるんですね。そういうことで非常にいろんな意味で、今、厳しい立場に立たされていらっしゃるということについて、なかなか町、行政としても把握しにくいところがあると思います。そういった場合にやっぱり、そういったことまで村の中のこと、あるいは町内会のことを熟知していらっしゃるのは民生委員さんだと思うんですね。民生委員さんに何か相談して動いてもらうというより、民生委員さんのほうから、こういったところは大丈夫と聞いて、それに対してこんな支援があるよというアドバイスまでしていただいて、あるいはそれの申請をお手伝いしてもらうというところまでしていただければ、非常に今よりもいろんな面で改善するんじゃないかと思うわけですけれども、この辺について、どういった対応を今のところしていらっしゃるのか、これからそういう対応が期待できるのかということも、ちょっとお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君）　厚生主監。

厚生主監（池内　潔君）　ただいまご質問いただきました、民生委員さんに関わる活動の中で、見回り活動の充実をしていただく、また申請等のお手伝いをしていただけないものかというご質問でございます。

確かにおっしゃっていただいたとおり、民生委員さんの活動は多岐にわたっておりまして、このコロナ禍におきましても、各家庭の訪問についてできる限り積極的に進めていく。ただ、感染防止対策を講じつつということではございます。したがいまして、民生委員さんの活動につきましては、基本的には民生委員さんの協議会がございますので、どういうところを中心にして重点的に申請活動の補助をしていくのかどうかというところについては、この協議会の中でご議論いただけるようなことについて、またご提案させていただきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　ぜひ民生委員さんの協議会のほうにも諮っていただきまして、なかなか自分で、結局、こういったもののアンテナを張れない方、そして自分からアクションを起こせない方、こういうことがあるのをなかなか知ることもできない方というのが一番、やっぱり厳しい状況にある方であることは間違いありませんので、ぜひ、そういった部分でも民生委員さんに動いていただけるようにお願いしたいというふうに思います。

それと、もう１つですけれども、今、住民生活についてお尋ねしましたけれども、事業者や企業に対しても、国や県や町がそれぞれどのような支援策を講じていらっしゃるのか、また講じる予定なのか。商工会と一体になって、いろいろ対策は立て

ていただいたり、促したりもしていただいていると思いますけれども、その辺、どういった事業者を対象にしていらっしゃるのかも含めて、具体的に分かりやすく教えていただければというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君）　事業者や企業に対します支援策について、ご質問を頂戴しました。

まず、国におきましては、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言に伴います飲食店の時短営業などの影響を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接または間接的に取引があって、月間売上げが50パーセント以上減少している場合には、中小企業には月額20万円、個人事業者には月額10万円を上限として月次支援金が支給されているところでございます。

県におきましては、国の月次支援金を受給した場合や、売上げが50パーセント以上減少した場合などに、中小企業には20万円、個人事業主には10万円の事業継続支援金というものが支給されているというところでございます。また、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言の発令によって時短営業等を実施している飲食店に対して、１店舗当たり日額２万5,000円から10万円の協力金が支給されるというところでございます。これにつきましては、早期の支出ということで、概算でも支出の手続ができるようになっているところでございます。

町におきましては、固定資産税の減免や、多大な影響を受けている料理飲食店、宿泊事業者、またその取引事業者に対しまして、料理飲食店等減収緩和支援金の申請を、現在、受付をさせていただいているところでございます。売上げが20パーセント以上減少した料理飲食店、宿泊事業者には20万円を、またその取引事業者には10万円を、それぞれ支給させていただいているところでございます。これは１回きりのものでございます。

このほか、事業者がセーフティーネット資金を借入れられた場合には、36か月分の利子補給も実施しております。なお、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言などにより、休業、時短営業等を実施している飲食店等に対する、県が協力金の仕組みをされて、支援をされているところでございます。

今後、こういったところにどういうことができていくのかというところにつきましては、また県下の状況を見ながら対応して考えていかなければならないものというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　前々からこれにつきましては、今おっしゃっていただいたことに関しては、商工会のほうでも頑張って、皆さんに周知と、それから申請のお手伝いをやっていらっしゃいますので、商工会のほうも事務の方の手が回らないという

ことで、いつもの業務があった上にですから、お話を伺っているわけで、その辺も何とか、町のほうも手助けをしていただきながら対応していただきたいというふうに思いますけれども、そういった補助金、交付金というものを出すということも大事だと思うんですけれども、そういった中で、先ほどの新しい生活様式の中にも、お買物という欄に通販も利用していきましょうと、直接店舗を利用するんじゃなくてということが書いてあるわけです。

そういう部分でちょっとお尋ねしたいんですけれども、昨年、堀江町長になられてから、ふるさと納税のほうにも力を入れていただいて、去年も11月、一月間で300万円ほどですか。ということで、効果があったということで、ふるさと納税もやっていただいていると思いますけれども、こういったピンチを逆に、ふるさと納税なんかチャンスと捉えられるんじゃないかと思うんですね。ふるさと納税は別に通販ではございませんけれども、こういうときに日野の特産品を、あるいは日野の中で作られているいろんな商品を全国にアピールしていくというチャンスではないかというふうに私は捉えております。そういう意味で、緊急事態宣言もあって、余計、外に買物とか出にくい時期になってきておりますけれども、ふるさと納税に対して、今、どういう取組をこの時期に合わせてしていらっしゃるのか、あるいは計画していらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君）　日野町の物産をどう進めるか、その中の１つとしてふるさと納税の仕組みがございます。今現在ですけれども、今年度に入りまして、既にふるさと納税でご寄付を頂いたのが130万円を超えるというような状況になっております。昨年は11月24日からふるさと納税、サイトのほうで、ふるさとチョイスのほうで始めさせていただいたところでございます。そのときの返礼品につきましても、非常に数が限定的であったというところもございます。今現在、今のふるさとチョイスのサイトのほうにアップをさせていただく返礼品の部分など、紹介をさせていただくのを準備しているという状況でございますが、昨年までは30点余りでございましたけども、ほぼ倍増していると。今度はたくさんの、いろんな日野町のご紹介ができるものがたくさん出てくるかなというふうに思っております。現在のところ、60を超えるぐらいの商品として返礼品を上げさせていただくことができるというような状況の準備を、今、しているという状況でございます。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　ふるさと納税の件については、また委員会でも詳しくお尋ねしたいと思っておりますけど、この時期だからこそ、ぜひ品数も増やして、協力してくださる店舗なども増やしていっていただきたいと思いますけど、中にはこの商品をふるさと納税に上げていただきたいけどというふうにお尋ねしても、３か月間に

わたってなしのつぶてで何の返事も返ってこうへん、もうやる気がなくなったという声もお聞きしております。この辺も含めて、また商工観光課長には、委員会のほうでお尋ねしたいというふうに思います。

緊急事態宣言下ですので、いろんなことに制約が加わって、それ自体がもう住民生活のストレスにもなってきますけれども、１日も早くこういった事態が打開できるように、力を合わせていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

２つ目の質問ですけれども、これはもう、町長にお尋ねしたいというふうに思っておりますけれども、感染症対策から考える憲法改正の必要についてお尋ねしたいというふうに思います。

５月３日の憲法記念日に際しまして、報道各社が世論調査の結果を発表しておりますので、大体皆さん、ご覧いただいているというふうに思いますけれども、そういった中で、結果を見ますと、今回の新型コロナウイルスなどの感染症や大規模災害に対応するために、緊急事態条項というものを憲法に新設するという憲法改正が必要であると答えた人が非常に多くて、内閣の権限強化や私権制限などを伴う緊急事態条項新設を容認する声が、反対意見を今現在、上回っております。このような現状を踏まえて、憲法改正について町長に見解を伺いたいと思いますけれども、まず１つ目、今回のように緊急事態宣言をしても、私権制限ができない国というのは、あんまりほかに聞きませんね。日本ぐらいしかないというのが実際のところ、現実です。憲法に戒厳令や非常事態宣言などの規定がないということがその大きな要因でございますけれども、私権制限ができないといろいろなところでゆがみが起きることを、国民も徐々に理解してこられたことが、最近の世論調査の中で憲法改正に対して前向きな意見が増えている理由ではないかという評論が、メディアでもよく見られるように、最近はなってまいりました。この点について、町長はどのように見て、どのように捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは、感染症対策から考える私権制限と憲法改正の必要性についてご質問を頂きました。

新型コロナウイルスなどの感染症や大規模災害に対応するため、緊急事態条項を新設する憲法改正が必要だと考える意見が増加傾向にあることについて、私も認識しているところでございます。一方で、時代も変化してきており、憲法制定時に想定されていなかった内容については議論を行っていく必要もあるのではないかと考えております。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　他のほとんどの国というのは、時代に応じて憲法は変えてきているわけですね。これはもう、普通に考えたら当たり前のことでして、私たちの暮

らしはもちろんですけれども、私たちの国を、我が国を取り巻く世界情勢も含めて、戦後すぐの頃と高度経済成長期、そして今の現在というともう、全然違ってきているわけなんですね。そういう中で、憲法を時代時代に合わせて一旦変えても、そこからまた変えないといけないときも来ると思いますし、変えていくというのは当然のことであって必要なことじゃないかなというふうに、私は思うわけです。

例えば、憲法を変えないと主張していらっしゃる共産党さんにおきましても、綱領を見ておりますと、天皇制も、国民の理解を得た上で必要ないとなったら廃止していくというようなことを書いていらっしゃいますので、天皇制を廃止しようと思ったら、当然ですけれども憲法を変えないといけないわけでして、ということは憲法を変えないといけないということになってくるわけなんですね、国民の象徴と書いてあるわけですから。そういう意味におきましても、憲法を徐々に、その時々に応じて変えていくというのは必要だと思いますけど、この点について、個人的でも結構ですので、町長、どういう意見お持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは、憲法を時々に、時代に応じて変えていくというご質問を頂きました。一般論といたしまして、憲法、それぞれの各国にございまして、いわゆる教科書的ですけれども、堅い憲法と柔らかい憲法の運用の仕方が大きく異なっております。細かく憲法を改正する国もあれば、我が国のように、非常にそこはがっちりして、それに対する解釈や、またそれに伴う法律等でそこを補ってきたといった歴史的な経緯もあります。ですから、時代は確かにパンデミック、また災害等を考慮しなければいけない事態もありまして、その中でどうやっていくべきかというのは、国民的な議論として当然、必要なことであると思っています。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　新型コロナの、今、真っただ中にありますけれども、こういった感染が拡大してからというもの、我が国は入国制限が甘いというような声をよく聞くようになりました。新聞によってはそういう論調で書いていらっしゃるところもございます。また、緊急事態宣言中にもかかわらず、渋谷なんかの繁華街をテレビで映しているのを見ると、人混みでもう、わんさかいるというのをよく見ます。ですが、憲法上の規定がない現在の日本国憲法では、それらに対して国内法で罰金を科すと、罰金は１つの例ですけれども、こういったことができないわけですね。この現状に対して、町長はどのように思われるか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　緊急事態宣言下において、繁華街などで人混みができることに対して罰金を科すなどができない状況についてご質問を頂きました。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、国民のストレスが大きくなっていることも影響して、

また国民の理解が進まず、町の中に人出が減少しない状況から、感染拡大が収まらないという実情がございます。そういったのに対して、状況によって規制を行うことと、理解を得るため啓発とのバランスということがまず大事であるのではないかなと思っております。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　感染症の対策以外にも、災害や有事の際に、法律によって憲法の枠を超越した措置を取ろうとしますと、違憲立法審査にかかってしまいますし、現憲法のように緊急事態条項がないと、いざというときは超法規的措置を取らざるを得なくなってしまいます。ですけれども、そのようなときに憲法上の規定があれば、それに基づく実定法をすぐにつくることもできるわけですね。これは、国民そして日野町民の命と財産、暮らしを守っていく上でも大変重要なことであるというふうに思います。

例えば、つい最近も、アフガンから大使館の関係者とか法人、あるいは協力してくださっていたアフガン人の方々を退避させようういうことで、自衛隊からもＣ２ですか、という輸送機をはじめ、Ｃ135とか、３機ほど行きましたけど、期待していた人数がなかなか輸送できなくて、失敗だったんじゃないかなんていう野党の追及もございましたけれども、これも憲法上に緊急事態宣言というのがあれば、実定法をすぐにつくって対処できたわけですね。危険なところへ行くわけですから、やっぱり携行する銃、あるいは銃の使用ということについても、ある程度の緩和というのも必要になってくるかもしれません。例えば、危険だから退避するのに、危険なところへは行かないなんていうのはもう、おかしいわけでして、そういうふうな規定は。この辺について、町長はどのように感じていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　３つ目のご質問の部分かなと思っております。緊急事態条項を含めて、そういったものを新設することに関してでございますけれども、それに伴って憲法を改正するということにつきましては、様々な意見があるところでございます。ですが国政に関する根幹であることから、国民的な議論ができる、していく必要があるということはもう、事実だと思っております。活発な議論が行われることが大事だと思っております。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　今まで我が国、そして我が日野町においても、憲法改正については、何となくですけれども空気として、議論することそのものがタブー視されてきたような感じを受けます。これは日野町だけじゃないですけれども、憲法改正について議論をするだけで鷹派や右派や、下手すると右翼やなんていう見方をされる

ということもあって、思っていても口に出しにくいような空気がありましたけれども、世論調査でも憲法改正について肯定的な方が半分を超えてきた、あるいは反対する人よりも増えたというのは、そういう国民の感覚の変化が現れてきたんじゃないかなというふうに思うわけですけれども。

緊急事態条項を盛り込んだ憲法改正を行うこと、またそれに基づく法、実定法のときにはどのような歯止めをするのかということなどを、タブー視せずしっかりと議論すべきときに、それこそ、今、差しかかってきているのではないかなというふうに感じております。現在のように、それらがなくて、いざというときに超法規的措置を連発していたら、そちらのほうがよっぽど危険なわけなんですね。

町長は、今後、日野町において、憲法改正について学習会や意見交換会などを催されるご予定あるいはお考えはお持ちでないか、この辺をお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　憲法改正について、賛成、反対の両面からしっかりと学ぶ機会を持つことについては、非常に大切なことだと考えております。町が主催して学習会を開催する予定は現在のところございませんけれども、国民の間で活発な議論が行われることが必要だと考えております。

議長（杉浦和人君）　後藤勇樹君。

６番（後藤勇樹君）　国民の間で活発な議論ということは、国民といっても、国中の１億2,000万人が集まって議論することは絶対あり得ませんので、国民の議論ということは結局、県民の議論であり町民の議論であり、私たちの身近な人たちとの間での議論であるというふうに私は捉えているわけでございます。なかなか、これを自主的に住民の側から主催してやれと言いましても、結局のところ、憲法を変えないぞという人たちばかりが集まった議論の場か、あるいは憲法を変えようという人たちばかりが集まった議論の場かに、結局のところ、なっちゃうんですね。今までもそうでした。憲法を変えないぞという集会があることはあります。あるいは憲法改正のための勉強会もあります。どちらにも出たことがございますけれども、そういうところでは全然前に進まないと思いますね。憲法、こうだから変えたいんだ、こうだから守っていきたいんだという双方の意見が聞けるところを、場をつくろうと思うと、なかなか住民主体では難しいと私は思うんですね。そういう場で、やっぱり町のほうから、町が直接主催しなかったとしても、町が任意団体と連携したりしながら、双方からの意見を出し合って真剣に議論ができる場というのを計画していただく必要が、これからはあるんではないかな、そこに手を貸していただく必要があるんではないかなというふうに思います。

もう、今までのように緊急事態宣言のことだけじゃなくて、いろんなことについて憲法を語る時期に差しかかっているんじゃないかなと思いますので、その辺を堀

江町長には期待いたしまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君）　ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は13時30分から再開いたします。

－休憩　１１時５４分－

－再開　１３時３０分－

議長（杉浦和人君）　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

７番、奥平英雄君。

７番（奥平英雄君）　皆さん、お疲れさまでございます。昼からもよろしくお願いしたいと思います。

私のほうから、通告書に基づきまして、一括にて質問させていただきたいと思います。この質問なんですけども、６月定例会一般質問の中で水路の草の除草、土砂の撤去、また水路の改修をお願いしたところでございます。その中で、草の除草と土砂の撤去については対応していただきまして、本当にありがとうございます。水路の改修については、雨水排水事業の計画の対象区間ではないことから、予定はないという答弁でございました。

その中で、去る８月13日の夕方から15日にかけて、停滞する前線の影響で、西日本を中心に記録的な大雨となり、滋賀県では約６万人に避難指示が出まして、また日野町では約30棟が床下浸水になりました。その中、日野町長はじめ役場職員の方々にあっては、昼夜を問わず、大変ご苦労さまでございました。この雨により、日野記念病院側の水路が細くなっておるところなんですけども、提示させていただきました。前回もこの写真を使わせていただいたんですけれども、見ていただいたように、この前に水路があるんですけれども、先ほど言った、撤去していただいた土砂と草なんですけど、記念病院側のところがまだ、現時点まだこうなっております。それと、ゲートがあるのが分かると思うんですけれども、この中でバックウオーター現象になり、水路横のＡさん宅、ちょっと名前は伏せておきますけど、Ａさん宅の前の溝を逆流し、Ａさん宅、また隣のＢさん宅の２軒に雨水が流れ、大変だったという話を聞きました。

Ａさん宅の話では、このようなことが発生したので、水路を広げるのであれば東近江側、307側の面も広げていただき、また西側の面、Ａさん宅のほうからなんですけども、Ａさん宅の面も、町との話合いで土地を提供してもよいという話を聞きました。その中で、町としてこのように協力していただけるのであれば、水路の改修を実施していただけないかなと、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　７番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは上野田の都市下水路についてご質問を頂きました。

要望いただきました都市下水路につきましては、６月議会において回答しましたとおり、雨水排水事業計画の対象区間でないことから、現時点での改修の予定はありません。現状については、９月４日の大雨時に、現地にて都市下水路に流入する町道大谷線の排水路が都市下水路の増水により逆流し、宅地内へ浸水していることを確認いたしました。逆流を軽減する対策として、町道大谷線からの流入口の改良を早急に検討いたします。また、下流に設置されている用水取水用のゲートが、確認時点では下がり切った状態になっていました。このことについても増水の要因の１つであることから、取水施設、ゲートの適切な維持管理を管理者に依頼することで、逆流の軽減に努めたいと考えています。

近年は想定をはるかに超える集中豪雨が発生しています。現時点での改修計画はありませんが、下流の流下能力を含めて検証し、必要に応じた改修を検討する必要はあると考えております。

議長（杉浦和人君）　奥平英雄君。

７番（奥平英雄君）　それでは、再質問させていただきます。

町道の大谷線からの流入の開始をすることによって逆流がなくなるのか、その辺、私、分からないんですけど、大谷線というのは今の本町通りのことをいうか、私、分からないんですけど、それを聞きたいなと。

それとゲートの維持、先ほどの写真に載っているこの部分なんですけど、これは誰が管理されているのか聞きたいのと、それとＡ宅、Ｂ宅さんにも、ちょっと今の話、町の話の中で、自分の土地を提供してもいいという話をされているんですけれども、その辺の話もさせていただいているのか、町のほうと話をされているのか、この辺、聞きたいんですけど、その辺、何点か聞きたいと思います。

議長（杉浦和人君）　建設計画課長。

建設計画課長（髙井晴一郎君）　奥平議員より、再質問を頂きました。

まず、町道大谷線から都市下水路へ流入している流入口の改修をすれば逆流はなくなるのかということでございますが、軽減はできるとは思いますが、水の量によっては100パーセント止めることは無理かなというふうに承知しております。

それから、町道大谷線というのはどこやねんということなんですが、ちょうどＡさん、Ｂさんの家の前を通っているひばりの会館の裏の道、ひばりの会館の裏を通って国道307に合流している道です。あれを町道大谷線といいまして、本町通りではないです。

先ほど町長も申しましたように９月４日に夕方、大雨が降りまして、ちょっと状況も確認をさせていただいて、質問の中でいくとＡさんやと思うんですけど、Ａさんとも直接話はさせてもらいました。状況についてもお話をさせてもらっていたんですが、取りあえず、今、狭いと言われている部分を改修して、それが大雨時にも

う大丈夫よというふうになるかというと、そこはなかなか難しいかなというようなことで、その辺についても話をさせてもらいました。

１つは、今言っていますように用水の取水用のゲート、常時一番上の状態、一番上げた状態にするだけで随分改善がされるのかなと思うのと、あと、日野中学校の南側から来る都市下水路と合流しているんですけれども、そこの水流も９月４日の時点では半端な量やなかったので、言われるように、そこの合流点でどうしても雨水が滞留して水位が上がって、町道大谷線のほうの水路を逆流して、Ａさん、Ｂさんの宅地に水が入ったというような状況でございますので、まず、町としては、都市下水路に流入しています大谷線の流入口について、何らかの工夫をさせてもらって、逆流しにくいような形で改善をさせていただきたいなというふうに思います。

改修につきましては、６月議会でも申しましたように、現時点では計画はないんですけれども、昨今の非常に大雨が降る状況やらを考えると、下流の流下能力も含めてになりますが、一定検証のほうをした上で、改善方法については検討していかんなんなというふうに思います。

用水のゲートの管理者につきましては、農業組合さんということで聞いております。ゲートの管理については、農林課を通じまして農業組合長さんのほうにもお願いはしているところなんですけれども、なかなかタイミングが合わへんということで、現状は今、下がったままの状態になったあるというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君）　奥平英雄君。

７番（奥平英雄君）　今、町道大谷線の流入口を改修するということで、ちょっとはましになるん違うかなという話でした。私、この間、Ａさん、Ｂさんのほうからも、町議会の新聞を見て電話を頂いて、しゃべりに行ったんですけども、この部分の手前は本当にきれいに、底が見えるところまで改修していただいて、ほんまにこれはすごい流れるんやろうなと思ったんですけど、今、ここの部分はこのままの状態であったんですけれども、こっちは改修とかしてもらえへんのかなと私個人に思うんですけど、髙井課長に前回しゃべらせていただいたと思いますが、このゲートがかなり固いとか言うておられたんですけども、これは今の農業組合の方々がやっぱり油を差したり管理しはるものなのか、町でちょっと補助か何か出してやってやるものなのか分からないんですけども、その辺はしゃべっていただいたのか、話ししていただいたのか、ちょっとその辺、再々質問で、ここも刈ってもらえるか、その辺、聞きたいんですけども、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君）　建設計画課長。

建設計画課長（髙井晴一郎君）　ゲートの管理については、先ほども農業組合さんのほうでということでございますが、今まで何度かハンドルを借りて、町のほうで上げたという経過がございます。そのときに結構重たいというのがあったんですけ

れども、実は出雲川の放流のちょっと手前に同じようなゲートがございまして、そこのゲート、ハンドルがついたあるんですけど、そこで確認させてもらったら、まあこんなものの重たさかということで、構造上、かなり大きなゲートですので、あのぐらいの負荷はかかるのかなというふうに思います。

それから、今、清掃した下の部分の草の除草も言うてくれやったと思うんですけど、これについても必要であれば当然、させてもらうんですけれども、先ほども申しましたように、そこを広くしただけで問題が解決するかどうかというのは、いろんなところから検証してみないと分からない部分もありますので、断面的には細くなっていますが、背が高うなったあるので、側溝の断面的には確保ができているのかなというふうにも思いますし、その辺はもう少し時間を頂いて検証のほうをさせていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　奥平英雄君。

７番（奥平英雄君）　私個人的にも、ここの草をちょっとでも刈っていただいたら水もちょっとは流れやすいかな、ゲートも上げていただいたら流れやすくなるんかなと、自分の解釈で思っているんですけど、先ほど言われたように、大谷の流入の改良をするということで、ちょっと様子を見ていただけるということなんで。それと、Ａさん、Ｂさん宅の、Ａさんが土地を提供してもいいという話をされているので、できたらもうちょっと話をしていただいて、まだ急には無理だと思うんですけれども、こっちの307沿いのほうもくの字になってコンクリが出て、かなり狭うなったあるのも私も確認しているんですけども、この辺をまた話をしていただいて、改修してから水が流れやすくなったらまた別なんですけれども、この辺また検証いただいて、よくなるようにしていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君）　次に、９番、谷　成隆君。

９番（谷　成隆君）　通告に従いまして、私からは２つ質問させていただきたいと思います。

まず、１つ目に防災関係についてということで、８月の集中豪雨のような状況は、我が町や近隣市町においても頻繁に見受けられる事態となっています。そこで、３月に発刊された日野町総合防災マップの災害想定と、日野町地域防災計画に指定されている町有施設27か所の地点、避難所と各自治会の地域避難所とについて、町の意図とされる部分での整合性が取れているのかを問います。

防災マップを見ると、水災害の想定内容では、日野川が越水し、一部の住宅地域の浸水が想定をされております。降雨量や周辺からの流入、流出の水量の関係もあると思いますが、この資料を見る限り、浸水想定地域や支流河川のそばに避難所指定の公民館や学校が点在し、一部地域では地区集会所が存在をしています。防災計画の内容では、それぞれ想定される災害時には各避難所に向かいなさいという意味

で書かれていると思いますが、今、申し上げたように、水災害時には一律に機能しない町内の指定避難所があるということです。３月の議会の一般質問でも触れさせていただきました必佐地区においては、平成25年の台風18号には支流の出雲川が越水し、必佐公民館や必佐小学校前の道路が浸水をしました。このような、近年、頻度の高い警戒事案には、危険を予測される施設を無作為に町が避難所指定することは考えなければなりません。もちろん避難行動は自主性に任され、災害は不可抗力の部分ではありますが、まず予見される災害時において、初動のミスリードをしないということが特に大切です。

現在の地域防災計画書の読み取りや日常認識の中では、間違った誘導を誘発しかねない表現と捉えかねません。備蓄品を整えるとかの問題よりも、まず、あなたの地域はどこどこに避難しては駄目ですよと伝えたほうが正しいかもしれません。この辺りは急傾斜地付近にお住まいの住民の方々には特に当てはまると思います。行政としても、現時点での根本的な改善策を見いだすことは、莫大な予算の積み上げの必要があり、困難かもしれませんが、肝心なこと、初動を間違わせないという責務においては、行政には住民の命が委ねられています。そこで、２点ほどお伺いします。

１つ目に、防災情報伝達システムの整備ができ、今回の集中豪雨で発令された警戒レベル４の避難指示で開設された避難所の状況、日野川各支流の河川水位や河川状況をお伺いします。

２つ目に、日野町総合防災マップの浸水地域の想定、日野町地域防災計画による避難所の扱いと今後の取組と住民意識について伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君）　９番、谷　成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは、防災関係についてご質問を頂きました。

１点目の避難所の状況などについてですが、今回の大雨で西大路公民館、東桜谷公民館の２か所を避難所として開設し、開設中の避難者はございませんでした。日野川、各支流の河川水位や河川状況につきましては、８月13日の豪雨での河川水位は、ピーク時において日野川では竜王町で避難判断水位を46センチ超えました。また、桜川では水位が1.25メートル上昇し、水防団待機水位を超え、出雲川では水位が1.84メートル上昇しました。河川の状況については、８月13日午後８時45分と14日午前７時の現地パトロールでそれぞれ状況を確認しましたが、異常はなく大事には至らなかったところでございます。

２点目の浸水地域の想定と避難所の扱い、今後の取組と住民意識についてですが、避難所につきましては、まず自治会単位において、災害時に身の安全を守る場所および安否の確認を行うために、住民が集う場所を地域避難集合場所としています。また、地震の災害の危険から逃れるための場所を指定緊急避難場所とし、さらに災

害の危険性や災害による被害の影響から避難した住民等が一時的に滞在するための指定避難所としています。

町および自治会は、所有する資源を最大限活用し、指定していることから、雨量によっては浸水の可能性があります。避難所に近い位置で浸水の危険性が高い位置もあり、避難の際には２次災害についても十分な注意が必要となります。全ての施設が浸水しない立地ということではないため、議員ご指摘のとおり、これらの施設の利用と住民の意識の間に意見の隔たりがないように努めなければならないと考えているところでございます。

また、土砂災害警戒区域などの危険な場所の把握や避難経路の想定の重要性を継続して啓発していくとともに、地域防災計画につきましても、より分かりやすい表現に改めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君）　谷　成隆君。

９番（谷　成隆君）　再質問したいと思います。今回の災害は、日野町においてはもう、何もなかったということであれでございますけども、またいつどき、何が起こるか分かりませんし、それでは再質問したいと思います。

河川整備の要望などについては、最近、町長、議長ほか議員を含め国会議員の先生方にお願いを申し上げたところです。こういったところでは、議会と行政が手を携え一体となって結果を出し、地域の環境改善を果たさなければなりません。実の伴わない経過のパフォーマンスを見せるだけでは、住民は到底納得をいたしません。これらは喫緊の課題と受け止め、県や国に強く働きかけを続けていかなければなりません。こういった災害に伴う社会資本整備についての強靭化の必要性と実現性に関して、町はどうお考えか、再度問いたいと思います。

災害が起きたときには、自助、共助、公助という言葉があります。自助は自らの行動、共助は地域での助け合い、公助は行政に資する後方支援ということになると思います。全ての事情がかなっていたり強ければ、人の命など奪われず悲しむこともありません。今回、発行された日野町総合防災マップは、住民にとっては分かりやすく、認識を問いかけるには良質のものと思います。作成された資料を基に、全体を俯瞰し、再度、個別の対処を模索されるべきだと思います。

３月議会の一般質問で申し上げた地域集会施設の補助制度の拡大提案と条例制定には、こういった考えを根底に申し上げたつもりです。行政にはもう一度、それぞれの避難所施設の分析をしていただくこと、各自治会の集会所などは地域住民の心のよりどころのような存在になっていることを再認識していただき、それらの建物を補強改善することや状態把握しておくことは行政の常時の役割です。また当面の根本的な対処ができず、危険にさらされる可能性のある地域の避難場所については、集まらせないという勇気ある周知を心がけるべきだと思います。

例年に続く緊迫した財政の予算繰りですが、予防という観点は災害が起こってから対処するのではなく、未然に防ぐ施策を施すことが後の損益を回避するということを忘れず、それぞれに防災には十分の留意を頂けるようお願いしたいと思います。防災の備えは住民が安心安全に暮らせる第一歩です。行政としては、さらなる思慮のお願いをいたします。

それでは、町として災害を考慮した社会資本整備の強靭化についての考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君）　谷議員より再質問を頂きました。

まず、河川の整備でございます。これにつきましては、議員申し上げられたように、議会行政それぞれ一体になって町内の危険箇所の抜本的な改修について、それぞれ要望を続けているところでございます。当然、出雲川にしましても桜谷にしましても、未整備の部分がまだたくさんございます。基本的には、今後も一体となって要望のほうを当然、していくべきものというふうに思います。県のほうにつきましても、地元等の要望で、危険箇所があるとか、ここをこうしてほしいというようなことで、要望については、県のほうも現地の確認もしていただきながら、測量なり調査のほうもしていただいているところでございます。引き続いて、しっかりとした整備が進むように、一体となって取り組めたらいいなというふうに思います。

それから、橋梁につきましては、今現在、橋梁の修繕ということで順次行っておりますが、基本的には橋梁の長寿命化ということでございますので、災害に対する補強等については、また別枠になってくるかなというふうに思います。それにつきましても、当然、今後を見据えて、しっかりとその辺も国に対して要望をしていきたいなというふうに思います。

それぞれ事業につきましては国土強靭化対策で補正等も道路のほうでも頂きますし、当然、河川や橋梁のほうについても、そのようなメニューがあるかと思います。しっかりと研究をしながら、対応できる、計画に基づいて整備ができるようなメニュー等があれば、当然、それに乗っていって、改修整備のほうを進めたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　谷　成隆君。

９番（谷　成隆君）　要望ということで、これから台風時期がまたやってまいります。お盆から始まって洪水から始まり、台風を迎えている時期になってきます。先ほど言うように、まだまだ日野町はそういう点、まだ危険な場所もよく、たくさんあるし、いろんなことが、何が起こり得るか分からないので、十分に留意していただき、次につなげていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、２つ目の教育関係について、質問したいと思います。

それでは、２つ目に、国の支援により各小中学校に配備されたタブレット端末等の更新時期の財政負担について、想定される範囲をお伺いします。ＩＣＴ機能類の更新は、各市町の独自の負担で更新をしなさいという国のニュアンスです。当町においても1,000台余りの端末機器の校内ＬＡＮの整備が進められました。端末類は、ＯＳの変遷やバッテリー等のことを考えて５年程度、校内ＬＡＮ、サーバー周辺機器も無期限に使えるというわけではありません。タブレットの更新時期に予見されるおよその予算額と、また更新時に大きな額が予想として立つ場合は、教育施設整備基金などのような基金項目に複数年計上での積立てをしなくていいか、またそういったことが適当かということをお伺いします。

さらに、ＧＩＧＡスクール環境が全国的に推し進められた結果と、現内閣が推進するデジタル庁創設に伴い、様々な分野でのデジタル化が国内で進行しています。教育関連でも、児童生徒用のデジタル教科図書についても、総合的な方向性を勘案しなければならない期間に入ったと思います。当町の今後の向き合い方や方針も気になるところです。現在、全国の公立学校での実証研究の段階のようですが、補助はあるものの、デジタル教科書はかなりの部分では有償のようです。社会の変遷に伴い進み出した教育環境と現在のコロナ禍の情勢を考えれば、児童生徒に教育機会や適正な内容を公平に担保することは、行政の役目で必須となります。

学習環境がデジタル主体に置き換わり、タブレットの持ち帰り学習等が進むケース、さらに機器類に対し個別所持の対応なども予想され、想定したケースより新たな負担なども視野に入ってこようかと感じます。ＧＩＧＡスクール構想自体が、財政基盤の弱い自治体にはつらいところが実情かと思いますが、以上を踏まえて、デジタル図書に対応した見通しを、予算を含めてお伺いします。整備が進んだＩＣＴ環境やタブレット端末の更新時の見通しのつく今後の予算措置と教育施設整備基金についてお伺いします。

２つ目に、生徒児童用のデジタル教科図書への移行と今後の取組や方針、これらの補助金制度を含めた必要予算について、新たな基金の増設の提案等をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　教育長。

教育長（安田寛次君）　小中学校に配備されたタブレット端末等の更新時期に必要となる財政負担と、学習者用デジタル教科書の導入に向けた方針について、ご質問を頂きました。

まず、ＧＩＧＡスクール構想に伴うタブレット端末および学習用ネットワークシステムの耐用年数についてですが、これまでの機器更新の経過から考えると、議員がご指摘のとおり、おおよそ５年後には今回の整備と同程度の予算規模で財政負担が必要となる計算となります。このことについては、大変重大な問題であると認識

していますので、町村教育長会等の場で大いに議論し、国や県に要望を上げているところです。

なお、教育施設整備資金積立基金については、学校設備の長寿命化など、今後見込まれる、さらに大きな施設整備のために積み立てていくべきものであると、現在のところ考えております。

２点目の学習者用デジタル教科書への移行についてですが、すぐに紙の教科書と置き換わることは考えられませんが、近い将来に移行が進むことを見越した研究が必要であるとは考えています。そこで、現在、日野町では、西大路小学校、南比都佐小学校、桜谷小学校の３校の５年生、６年生を対象に、文部科学省のデジタル教科書導入推進に向けた実証研究に参加をしています。具体的には、西大路小学校が社会科、南比都佐小学校が英語・外国語科です。桜谷小学校が算数科について、それぞれ現在選択されている紙媒体の教科書と同じ発行元のデジタル教科書の無償提供を受け、児童一人ひとりのタブレット端末で見ることができるようになっています。

ただ、現在のところは、紙の教科書と併用しながら、その効果を少しずつ探っている段階であり、全てをデジタルに置き換えているわけではありません。また、無償版としての基本機能が使えるだけで、有償の製品版と比べると機能的な制約もあります。教員や児童の使い勝手はどうであるか、感想などを集約し、今後に向けた研究を進めていきたいと考えているところです。

したがって、現在のところ、学習者用デジタル教科書の導入について、具体的な計画はなく、予算の検討も行っていません。なお有償版のデジタル教科書も、通常版と高機能版の２種類の製品展開がなされていることが多く、どちらを導入するかによって、自治体ごとの格差が生じることも懸念されます。この点も踏まえて、国や県に対する財政支援の要望も行ってまいりたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君）　谷　成隆君。

９番（谷　成隆君）　これからは、私らの時代と違って大変な時代がやってくるように思います。

それでは、ちょっと再質問ということで、ＩＣＴ関連の更新時には、今、話を聞きましたように、大きな金額の予算が出てきます。そしてデジタル教科図書の対象は、付随の学習資料などのソフト分野の更新費用も不確かでは、それなりの予算で推移することと思われます。単年での一括の支出計上をされるより、認識を新たにし、教育関係のデジタル化については恒久的な義務経費の発生と捉え、複数年で運用する計画された経常積立てを考慮されてはどうかということをお勧めいたします。

基金では教育設備基金という項目がありますが、主に学校、園、公民館等の教育関連施設の修繕改修、設備等の費用には充当されるという基金で、町の公共施設の数の多さを見ると、非常に心もとない金額と思われます。仮にそういった新たな機器更新費用を基金として積上げに計上すると仮定した場合、施設関連の整備基金と教育ソフト関連や教育図書関連では扱いが異なるのでは、別の項目に計上していくことが当然と考えられます。これらの見通しのつきにくい予算については、積立て目的の施設整備基金とは別に分ける程度の拡大解釈を施した運用基金として措置するのも一考かと思います。

教育関連と基金を絡めて話ししているところは、本来、国庫が負担すべき教科用図書費用を担う制度が、現時点では曖昧な点にあります。また、日野町独自として、町の子どもという宝をこの町から輩出するという信条を持つこと、そして未来に対応できる教育環境の体制づくりが新たに必要と考えます。意識的に利用のしにくい奨学金制度も、内容の充実を図り、こういった運用基金からさらなる貸出しや一部還付の奨励をし、境遇による格差改善を試みることや、子どもたちの将来に保険的な財政出動をさせる目的の機能を付加することも、今後の町の施策の手だてかと思います。

なぜこのようなことを申し上げるかというと、慣習や仕組みの編成期の過程において、構成される組織や団体間では様々な層が出てきます。思想に基づく考え方、感情の移入といったところです。解釈や倫理感の違いといったところでもそうです。話合いと相談で解決されることが民主主義のいいところではありますが、判断や決断を遅らせる仕組みが進化進展を止める足かせとなることが実情かと思います。

町と教育委員会は十分に情報を仕入れ、情報把握し、取組内容を吟味し、戦略のある考えと先見を持ち、議会や委員会に早い段階での相談を頂きたいと考えます。基金という制度も、最終的には国庫支出金などの交付金の兼ね合いになっていこうかと思いますので、十分な模索と展望を持った内容で勘案されることも併せてお願いいたします。

先ほど申したように、子どもたちの教育機会や水準、内容といったところでは、公平性が担保されねばなりません。教育現場の変遷には目をみはるものがあり、それらの価値観の落としどころを考えると、時間もない速度で進んでいるように思いますが、取りあえずは県内近隣市町に取り残され、格差の出るような事態が起これば、日野町の行政や教育委員会の怠慢と取られます。子どもたちの教育環境の確保は、多少の犠牲を払ってでも遅れずに実施する気概を持っていただくようお願い申し上げます。

教育では、新たな更新を含めた弾力的な教育目的運用基金を想定することは適当かどうかということは、ちょっと私のほうでは分かりませんが、こういうことを提

案したいと思います。

今、提案させてもらったことで、何か答えていただくことはありますか。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　今の教育資金の関係、これから将来に必要であろうと思われるいわゆる機器更改等に伴う部分について、基金等で備えるべきではないかというご提案でございます。議会のほうにも示させていただきました中長期の財政計画、財政の見通しというのがございます。その見通しの中で、かなり厳しい情勢という報告をさせていただいたかなというように思います。そこで何が厳しいのかなということで、細かいところをちょっと分析させていただきますと、やはり長寿命化の計画に伴う整備の部分が一般財源がたくさん要るということと、併せまして、今、議員からご指摘がありましたように、電算機器関係、学校施設もそうですし役場庁舎内の部分についても多額の一般財源が必要になってくると。今回、機器更改については、ＧＩＧＡスクール構想の中で多額な国からの支援が学校施設についてはございましたが、５年先、それからその先に、必ずしも国から財源が確保できるかという保証は何もございませんので、中長期の財政計画においても、そこは一般財源という形で見越しております。

そうした中において、今、新たに基金の設置のご提案もございましたが、基本的に教育施設整備資金積立基金というのがございますけども、これが必ずしもそうした建物だけに限らず、幅広く教育の設備ということで、そういった基金も含めて一体的に積み立てることによって、柔軟な教育にかける基金の対応ができると。例えば機器更改だけで積んでしまうと、場合によっては国から補助金が出たときに基金が余ってしまうので、処分規定の中でもう取り崩すことができないということも想定されますので、そういうことも含めて今後、研究していきたいなというように考えております。

議長（杉浦和人君）　教育次長。

教育次長（宇田達夫君）　谷議員のほうから再質問いただきました。ただいま総務課長のほうから、財政的に大変厳しいというお話があったわけでございますけれども、やはり議員ご指摘のように、財政的な力によって子どもたちに格差が生まれるということはあってはならないことだというふうに思っておりますので、教育委員会といたしましても、その辺りについての財政的な確保についてはしっかりと努めていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君）　谷　成隆君。

９番（谷　成隆君）　これからは大変だと思いますけど、義務教育関連では事態に備えることが必要であり、先を見据えた教育投資の内容には、早い段階での提示を心がけていただきたいと思います。そして、また政治的な判断と言われる曖昧な仕組

みは、人間社会や民主主義政治の中ではどうしてもつきまといます。国の予算についても、思いやりや努力で報われる部分が実情としてあります。そうした手順を追った活動で地域が潤う部分もあることも実情です。

我が町には県会議員がおらず、杉浦議長に国・県の関連への働きかけや調整を頂いていることも多分にありますが、町長にも、立場上の権限からもしっかりと国・県への陳情活動を繰り返していただき、日野町の未来に対して継続的な結果を残し続けることが全てですということを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君）　２番、山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　それでは、私のほうから分割で４点の質問をさせていただきます。

まず冒頭に、新型コロナウイルス感染症の長期化と、重症患者が一向に減っていかない現状を見て、見えない感染症の恐ろしさを目の当たりにしております。医療従事者、福祉・教育関係者の方々をはじめ、飲食宿泊業、観光業の方々など、誰もがご苦労いただいていることと思い、何が何でもコロナに打ち勝たなければならないと思っているこの頃でございます。今回もコロナ対策のワクチン接種のところから、町の財政、ごみ問題、緊急の課題としてグリム冒険の森についての質問をさせていただきます。これだけ課題が山積みしているということで、ご理解のほど、よろしくお願いします。

まず、１点目は新型コロナウイルスワクチン接種についてです。ここのところの急激な新型コロナウイルスの感染拡大は、猛威を振るう変異ウイルスデルタ株によってさま変わりしました。海外での発生情報からも、この感染拡大は想定できなかったのか。今も重症患者が2,000人を上回り、特に医療従事者の方々には、連日、日夜を問わず治療にご尽力されていることに敬意を表したいと思っております。

さて、ワクチン接種は感染拡大や重症化予防に有効とされており、日野町においても特設会場により集団接種が進められています。連日、医療関係者、ボランティア団体、役場職員の皆さんの多大なご協力で進んではいるものの、国からのワクチンの供給不足により、予約受付を一時ストップせざるを得ない状況に追い込まれました。現在、予約は再開されたものの、日野町は県下の他町より遅いとの指摘もあり、その経過や今後の取組などについて伺います。

１つ目、ワクチンの供給不足により、実際の接種に遅れが生じたことがあるのか。

２つ目、日野町は国から供給されるワクチンの配分数が、県内他町に比べ少ないが、どうしたか。８月25日、滋賀県の報道によると、９月後半のワクチンの配分数で、日野町は12歳以上人口に占める割合が65.59パーセント、他町は70パーセントとなっていました。

３つ目、日野町の集団接種は年齢代別の案内でしているが、その理由は。若い方からの不満はないのか。

４つ目、妊婦さんへの優先接種の状況は。

５つ目、高齢者の方への接種は93パーセントと進んでいますが、高齢者の一人暮らしの方や外国人の方など、接種の希望者が取り残されている状況はないのか。

６つ目、未成年者への接種も、現状と同じく集団接種特設会場で行う予定なのか。個別接種などのほかの方法は検討しているのか。

７点目、日野町の集団接種において副反応の状況はどうなのか。県へ報告する基準はあるのか。接種と因果関係が認められない偶発的な事象についての報告はされているのか。

８つ目、ワクチン接種への同調圧力が心配されている。接種の有無や接種意思の有無による誹謗中傷や差別、行動制限、職業上の制限、社会的・福祉的サービス等が受けられないといったことなど、不利益が出ないような配慮が求められていると考える。町はどのような対応をしているのか。

９点目、ワクチンの３回目の接種の可能性はあるのか。集団接種特設会場の施設は12月末までの賃借扱いでありますが、期限が満了すれば解体する予定なのか。

以上、お聞きします。

議長（杉浦和人君）　２番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君）　新型コロナウイルス接種についてご質問を頂きました。

最初に、１点目のワクチンの供給不足により接種に遅れが生じたかとのご質問ですが、65歳以上の高齢者の接種のめどが立ち、次に基礎疾患、60から64歳、50歳代、40歳代と、順に予約受付のご案内をさせていただきましたが、50歳代以降の年代の方からは予定どおりにご案内することができず、延期をさせていただきました。現在、16歳から29歳の予約受付を開始していますが、当初は８月12日からを予定していましたことから、３週間余り予約受付開始が遅れることとなりました。

２点目のワクチンの配分についてですが、最初の頃は65歳以上人口によって割り振りが行われましたが、その後、高齢者向けのワクチン配分が一定進んだことから、国において、12歳から64歳人口を踏まえて市町に割当てを行うよう、配分方法を変更されました。このような中、滋賀県では、市町間格差を考慮して配分を決められており、配送時点で見ると、割合の高い低いが生じることになったと考えますが、現時点の最後として示されている第15クール、９月27日または10月４日の週に配送分を見てみますと、県内の一部に80パーセントに満たない市町もありますが、原則、各市町とともに、12歳以上の人口配分比率において80パーセントを超える箱数が割り当てられることになっています。日野町においても第15クールまでで81.4パーセントの配分予定となっているところでございます。

３点目の日野町が年代別にご案内させていただいている理由としましては、やはり年齢の高い方の重症化リスクを下げ、医療体制の維持継続を図ることを考え、年齢の高い方から順にご案内をさせていただくこととしました。また、予約受付開始のご案内をした方々には、曜日指定までは困難ですけども、必ず予約していただけるようにさせていただきました。なお、大学や企業における職域接種等も始まったことから、７月までは若年層の方からの接種の希望についての問合せを受けることが少なかったのですが、やはり20代、30代の方の感染が広がった８月になって、接種スケジュールについてのお問合せを受けることが多くなりました。

４点目の妊婦およびそのパートナーへの優先接種についてですが、ご協力いただく日野記念病院と調整を行い、妊婦については１回目の接種が９月４日と９月18日の２日間を設定させていただきました。パートナーの方については、原則集団接種の優先接種として受付をさせていただいています。優先接種の案内としては、79人の母子健康手帳をお持ちの方に案内を行い、９月３日時点で、４日に22人、18日に16人のご予約がありました。

５点目の集団接種に来られない独り暮らしを含めた在宅の高齢者についてですが、開業医の医師の方々ともご相談をさせていただき、往診時の経過観察において、医師、看護師に代わり家族やヘルパー等での見守りでも可能となるなど、要件が変更されたこと等もご案内していますが、接種後の急変や定時の往診日とワクチン２回目の３週間後を合わせるための全体の調整が難しく、一診療所で往診時２人の接種を行っていただきましたが、それ以外の接種は行えておりません。また、外国人の方については、分かりやすい日本語で案内を行ったり、会場では同時通訳を行える環境を整備しています。実際の接種時には日本語が流暢な友人や家族等の協力を得られるなど、現時点で希望される外国人の方が接種できない状況にはないものと考えています。

次に、６点目の未成年の接種についてですが、既に16歳以上で基礎疾患をお持ちの方については、集団接種会場で接種を行っています。なお、12歳から15歳の方については、日野記念病院において、妊婦の接種に引き続き接種を行っていただけることとなったことから、接種を希望される方への接種券の発送ならびに接種の予約についての案内を送付いたしました。

７点目の集団接種における副反応の状況についてですが、現時点でアナフィラキシーによる健康被害救済制度を申請されたのは１件です。そのほか、アナフィラキシーではないものの、引き続き経過観察が必要と判断された場合や、状況によっては精密な検査が必要になることも視野に救急車で搬送したケースは３件でございまして、合計４件となっております。また、副反応についての報告は、医療機関が行うこととされています。副反応ではなく血管迷走神経反射などの一時的な応急処

置については、町で記録をしています。

８点目の接種の有無によって誹謗中傷や差別を受けること、行動制限を受けることなどは、あってはならないものと考えます。町としてもそのようなことがないよう、周知理解に努めたいと考えております。

９点目の３回目の接種についてですが、諸外国の例等を踏まえ、国において判断されるものと考えます。また、接種会場は12月28日までの契約となっていますが、集団接種を継続する必要がある場合は、その期間までで解体することは考えておりません。必要であるならば延長しないといけないと考えております。ただし、その際は新たに賃借料が必要となります。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　それでは、再質問していく項目は何点目と言いますので、その項目についてお願いしたいと思います。

まず、１点目のワクチン供給不足についてです。予定どおり接種案内を行うことができず、予約受付開始も遅れることになったということです。この影響によって予定していた接種特設会場を閉めざるを得ないという事態まで発展したのか、お聞きしたいと思います。それと、今は滞りなく供給され接種できているのか、お聞きします。

２点目のワクチンの市町村配分は、滋賀県が接種人口比率で配分され、町から県へこれだけ接種ができるから、この数量が欲しいとする、町からの依頼による配分ではなかったという認識でよいのかの点を確認させて下さい。

続いて、飛ばしまして、５点目の独り暮らしの高齢者の方の接種について、お二人の方は接種できたんやけども、それ以外の方は行えていないと答弁いただきました。希望者の中で接種できない方がおられるという理解でよいのか、確認をさせて下さい。

続いて、６点目の未成年者への接種は、先ほど12歳から15歳まで日野記念病院での個別接種、16歳以上は特設会場での接種との理解と捉えていますが、それでよいのか確認をさせて下さい。それと、親の同意が要るのは何歳までやということが決められているのか、教えていただきたいと思います。

続いて、７点目、副反応の報告に関してです。副反応の報告は医療関係者が行うこととなっているとは、接種当日のみならず、接種後数日が経過した後でも容体が急変した場合、病院で診察されることになります。そこでワクチンとの因果関係も含め診察され、その結果は町ではなく県に報告されるという理解でいいのか。日野町内でも、ワクチン接種数日後にお亡くなりになられたということがあったということも耳にしました。ワクチン接種との因果関係は認められなかったようですが、このような場合、医療機関から県へ報告されているのか。町には一切情報が入って

こないのか。その点を確認させて下さい。

最後、９点目の件です。ワクチン３回目の接種のことは、ニュース、新聞でも報道され、国の動向にもよりますが、高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方は真っ先に必要になってくるのではと思っています。このようなことを考えてみると、今の集団接種特設会場での運営が続くならば、物心両面で支障が出てくるのではと思っています。接種に携わっていただいている医療関係者、ボランティア団体の皆さん、そして役場の職員の方々には、いつ終わるか分からない心理的な負担、疲労も考え合わせると、運営方法の見直しも考えていかなければならないようにも思っています。その点、町のお考えがあるなら、お聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど、賃借料が１か月延びるならまたかかるという話がありましたけど、１か月たとえ延びた場合、賃借料の費用見積りはもう取れているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君）　福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君）　ただいま山本議員から再質問を頂きました。

まず、１つ目でございます。ワクチン不足によって会場は閉めたかどうかということでございますが、このことによって会場を閉めさせていただいたということはございません。また、現状はどうかということでございますが、現状も、ワクチンは潤沢に来ておりますので、予約に応じて順調に接種をさせていただいているというところでございます。

続きまして、２つ目の配分比率のことについてでございます。町からの依頼によって配分するのではなかったのかということでございます。確かに国のほうは当初、希望数を聞いて、それに応じてということもございましたが、最終的にはワクチンが不足しておったので、そこはもう、高齢者の部分については国が最終的には配分を決めて、これでよいかというような配分方法に変わっていましたので、町は確かに希望は出すんですけれども、そのとおりには来なかったということでございますので、町からは上げていますが、そのとおり来なかったというのが実情でございます。

続きまして、５つ目の独り暮らしの方についてでございます。町長が答弁で申し上げましたように、確かに今のところ、一診療所、お二人の方に接種を往診時のときに打っていただきました。また、実を言うと今日なんですが、１つの診療所から往診に行くときに接種できないかというお声かけを頂きましたので、急遽ワクチンのほう、準備させていただきまして、行っていただいているということがございます。ただ、診療所の先生方、先ほども答弁にありましたように、なかなか接種のタイミング、経過観察の部分で一定、要件は緩和されたんですけれども、結局、次の往診へ行って戻ることができないと急変のときに対応できないですとか、ワクチン

は３週間後ですが、定時の往診は大概１か月後、月単位で動かれるので、そこを合わせていくと全体を見直していかなければならないということをお聞きしているので、なかなかそこら辺が難しいということもございます。また、そういう方がおられれば、どんどんそういうワクチンの調整もするので言って下さいとは申し上げているんですけれども、その辺はまだ、先生のほうからいつ行かれるというようなことはお聞かせいただいていないというところでございます。

続きまして、12歳から15歳、16歳は集団接種でよいのかということでございます。12歳から15歳は日野記念病院さんにお世話になるということがかないましたので、12歳から15歳は日野記念病院さんで、いわゆる個別接種というような形で進めさせていただきました。そして16歳の方については、今行っております集団接種のほうでご案内をさせていただいたというところでございます。また、親の同意は幾つからかということでございますが、同意につきましては、12歳から15歳、16歳以上の方も未成年の方はいるんですけれども、12歳から15歳は日野記念病院さんの接種に関するお話合いの中で、一応、12歳から15歳は親同伴でお願いしたいとということでご案内をさせていただきます。なお、16歳以上は親の同意は要らないです。要らないんですが、12歳から15歳は親の同意が要るので、かつ日野記念病院さんは同伴が必要だということでご案内をさせていただきます。なお、16歳の方については、ご本人で来ていただいても大丈夫なようになってございます。

あと、７つ目のほうの副反応ということでございます。接種後、医療機関に当然、救急搬送をされることもあったりするので、なかなか町のほうにその後どういうふうな報告をされているかは、こちらのほうに報告はないというところでございますし、救急後、例えば数日間たって、またそういう状況が起こったということにつきましても、ちょっとなかなか、町のほうでは把握し切れていないというようなところが現状でございます。

続きまして、９番目の特設会場の運営についてでございます。議員おっしゃっていただいていましたように、かなり多くの方のご負担でというか、ご苦労というか、労働で、運営が、実を言うと行わせていただいているということでございます。職員のほうにつきましては交代でずっと勤務をさせていただいておりますが、在宅の看護師さんですとか先生方につきましては、本当にスケジュールをやりくりしていただく中で組んでいただいているということで、一方でそういう先生方の都合も、一方ではちょっと置いておいていただいて、集団接種にも来ていただいているというところでございます。開業医の先生が難しいところは、記念病院の先生ももう、この日限定で、先生が足りないのでもう来て下さいというようなご案内もさせていただいているというところで、皆さんのご負担で運用させていただいているというところでございます。ただ、特設会場はああいう形態でございますので、ちょっと

人がいないと、やはり運営をしていくことは難しゅうございます。特設会場をこのまま維持しようと思うと人は要るという形にはなりますが、一方で、集団接種は一定、もう打ちたいと希望される方は少なくなっていくというか、なっていくと思う。あとは様子をまだ考えておられる方ですとか日程の調整が難しい方とかが最後、おられるかと思うんですけども、そこら辺はこれから開業医の先生方とご相談させていただきながら、どういう方法ですと開業医の先生方にも、今はできないですけども、今度から少なくなってきたときにどういう接種の方法ができるのか、お願いできるのかというのを、ちょっと話合いを持っていきたいなというふうには考えておるというところでございます。

あと賃借料についてでございますが、現実に見積りを取ったわけではございませんが、そこまでの期間です。それを延長するとお金が要るということで、お答えをさせていただいたというところでございます。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　今、再質問で回答いただいた部分で、ほとんどのところ、クリアされていて、順調に進んでいるなということを理解させていただきました。特設会場によるワクチン接種の運営は、通常の業務とは別に割かなければならず、ご苦労が多いと思っています。健康にも十分留意されて、よろしく継続のほど、お願いしたいと思います。

続いて、２点目のほうに移ります。今年３月に公表された日野町中長期財政見通しについて質問していきます。

令和３年度から向こう10年間の日野町中長期財政見通しが、将来的な財政リスクを考慮し、適正な財政運営と健全な財政規律を継続するためを目的に作成されました。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症による景気の不透明感がさらに追い打ちをかけている一方、着実に高齢化による社会保障関係経費は右肩上がりに増大し、道路改良や公共施設の長寿命化推進計画も待ったなしの状況です。また、デジタル化によるＩＣＴ機器の調達や更新、近江鉄道を含む公共交通機関の整備にも多額の経費を要すると考えられており、この財政見通しがどの程度考慮されているかは定かではありません。さらにこの見通しからは、町債残高も増えていく傾向にあり、今まで積み上げてきた財政調整基金を含む基金については、毎年の財政不足を補うための基金の取崩しを行わなければならないと示されており、令和９年で基金は枯渇し、収支は赤字になる見込みだと言われています。

継続的な財政赤字に転落することや、万が一、災害などの不測が発生した場合に必要な基金の枯渇は絶対に避けなければならず、町が進める財政不足への対応、歳入の確保、歳出の削減、基金積立ての動向を注視していかなければならないと考えています。義務的な経費だけで、何もやらずに済まされるなら財政は健全に推移す

るかもしれませんが、日野町の未来は何ら描けないものに終わってしまうでしょう。付け加えるなら、第６次総合計画にある時代の変化に対応し、誰もが輝きともに創るまち日野を目指すために、財産づくりも必要でないかと考えています。

そこで、こうした考えも踏まえ、財政不足への対応として取り組まれている状況や考えについて、以下のとおり伺います。

１つ目、公表されている日野町中長期の財政見通しで、住民からの意見や声は届いているのか。

２つ目、歳入の確保は最大限取り組み、歳出はメリハリをつけた施策により、削減に取り組む姿勢が重要である。歳入においてふるさと納税制度が挙げられているが、歳入確保の手段としては到底成り立っていかないと考える。ほかに公有財産の有効活用、受益者負担の適正化、積極的な財政確保が挙げられているが、財源の掘り起こしは進んでいるのか。

３点目、歳出の削減に対して、事務事業の効率化や継続的な経費の削減、公共工事の見直しが挙げられているが、課題が山積みの中で、削減に向けた具体的な動きはあるのか。

４つ目、財源不足への対応として、基金の積立て、財政調整基金で約12億円、減債基金で約６億円が上げられているが、そもそも毎年の財源不足に基金の取崩しを継続させ、枯渇する推移計画との差を考え合わせると、相当の財源不足でないかと感じる。この財政見通しからもっと危機感を共有する必要があると考えるが、どうなのか。

５点目、この財政見通しを公表したことによって、町民に対してどのような価値を見いだしていきたいと考えているのか。

６点目、誰もが輝きともに創るまち日野を実現するためには、人的資源と地域活力、そして財源の確保が必要不可欠である。基金にはまちづくり応援基金があるが、この基金の積み上げを行い、夢を追いかけるまちづくりへの考えはないのか。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは、日野町中長期財政見通しについてご質問を頂きました。

まず、１点目ですが、日野町中長期財政見通しを町ホームページにて公表しているところですが、町民の皆様からのご意見やお問合せ等はございません。

２点目の財源の掘り起こしにつきましては、ふるさと納税制度の活用だけでなく、各方面にわたり財源確保に取り組んでいるところです。特に多額の財源を必要とする公共事業においては、国等の動向を注視し、国庫補助金等の獲得に努めるとともに、緊急防災減災事業債をはじめ、有利な起債を活用するなど、常に財源確保を念頭に置き、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫に努めておるところ

でございます。

３点目の歳出の削減に向けての具体的な動きでございますが、今後は公共施設の長寿命化に係る経費について、多額の費用が見込まれておるところでございます。しかしながら、一定の財政的制約がある中で、全ての施設を計画どおりに長寿命化を図ることは困難な状況でございます。毎年度の予算編成におきましても、中長期的な視点に立ち、施設の現況や利用状況、将来負担を総合的に勘案し、国等の動向を注意しながら、順々に実施の判断を努めているところでございます。

４点目の危機感の共有でございますが、財政状況の悪化はすぐに表面化することは少なく、徐々に進行する傾向があります。しかし、そうならないためにも、今後の財政需要や財政見通しについて、適切な情報提供に継続的に取り組むことは非常に重要であると考えておりますので、今後とも町ホームページや広報等を通じて、住民皆様にお知らせしたいと考えております。

５点目につきましても、住民の皆様へは、この中長期財政見通しを通じて、将来の行政需要へしっかりと対応するには、その前提として強固な財政基盤の確立が必要不可欠であることを伝えるとともに、長期的な視点に立った適正な財政運営と財政規律の維持の重要性について、一層のご理解を賜りたいと考えております。

６点目のまちづくり応援基金を積み上げていく考えについてでございますが、まちづくり応援基金は、活力に満ちたまちづくりを推進するために設置しており、日野町を応援いただく方々からのご寄附を、そのご意向に沿って有効に活用させていただくとともに、予算に定めた額を積み立てております。今後も時代の変化に対応し、誰もが輝きともに創るまち日野のまちづくりのために、寄附金、基金の有効活用と積立てを考えながら、財政運営に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　それでは、再質問として、２点目の歳入のところ、３点目の歳出の削減について、６点目のまちづくり応援基金のことについて、していきます。

まず、歳入については、国等の動向を注視しながら補助金の確保に努めるとともに、有利な起債を利用するなどして、常に財源確保に努めていくということではございますが、ここのところの新型コロナも含めて、もう１つ、今年度の町税の収入が想定よりも減らなかったということをお聞きしまして、今から来年度の歳入のほう、地方税が減るのではないかということが心配になってきました。また、先ほど申しましたコロナ対策に多額の国費をつぎ込んだ影響は、近い将来、反動してくるのではないかと思っています。心配しています。この点、町はどう歳入のほうを見込んでいくのか、いかがお考えになっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

歳出の削減のほう、事務事業の効率化や継続的な経費の削減も限られています。

先ほど、回答ではこの点のところが少し不足しているように思いましたので、この点の削減計画はあるものか、既にやっておられる施策もありますので、その点、お聞かせ願いたいと思います。

それと、まちづくりの応援基金は、楽しみある基金であるとは思っています。日野駅の再生プロジェクトで、駅舎の改装やなないろの運営でよくなったように、日野町が元気づく魅力を発信できる事業に使えたらいいのになと思っています。基金の積立て目標があるならば、そういうところの目的・目標のところを教えていただきたいと思います。

以上３点、再質問します。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　ただいま山本議員から３点ご質問いただきました。うち２点につきまして、答弁させていただきます。

まず、今年度の税収が想定より伸びたということで、来年度以降、町のほうの交付税をはじめ、どういう形になっていくのかというご質問でございますけども、その点につきましては、基本的には国の動向に大きく影響される部分が地方の財政はございます。その中で、ずっと例年言われているのが、国の財政計画の中で、一般財源総額は確保していくということになろうかと思いますので、来年度もほぼ変わりない地方財政計画になるであろうという情報は得ております。

そうした中で、町独自で今後、税収の部分が地方交付税にどのように影響するかということでございますけども、普通地方交付税については、前も説明させていただきましたように、基準財政収入額があって、また収入額がこれだけあると、この収入の額との差額がいくらかということで算定されてくることになるんですけども、当然、収入額が増えるということは交付税が下がるということになりますので、需要額は変わらずに収入額だけが増えた場合においては、交付税が下がってくるのかなというように思っております。

ただ、その中でも収入額に算定するものは、町税とか地方譲与税、また各種交付金が算定されることになりますけども、町税については、税目によって今年度の分がそのまま算定される部分と、翌年度に前年度分が算定されるという、税目によって異なっておりまして、特に変動が大きい町民税の法人税割については、翌年度に算定されるということになりますので、今年度の法人税割の調定額が増えた場合においては、来年度の普通交付税が下がるということです。

ただ、今回補正予算第４号で償却資産が約6,000万円余りの増額補正をさせていただいたかなと思いますけど、償却資産、固定資産については、今年度の分がそのまま今年度の交付税に算定されていますので、来年度の償却資産は来年度の償却資産によって変わってくるというようなことでございます。ただ、地方交付税につい

てもその法人税割の変動も大きい部分も影響した中で、多いときやら少ないときやら、山あり谷ありという形になっていきますので、今年度たくさんあったから、それをそのまま一般財源として活用するのではなくて、谷に落ちることもありますので、その部分も考慮しながら財政運営をしていく必要があるのかなというようには考えております。

今日も山本議員のほうからもございましたが、財政見通しが危機的な部分は共有していく必要があるということも非常に大事なことだと思っておりますし、先ほど谷議員さんのほうからも、やはり将来に備えて基金に積み立てるという必要性について質疑も頂いたということで、将来につながることは当然、必要なことかなというように考えています。

２点目の歳出削減で、事務事業の効率化など、その辺が具体的な部分が弱かったのかなということですけれども、やはり行政というのは、最少の経費で最大の効果が出せるようにしていかなければならないと考えておりますので、そうした視点を持って、例えば予算査定の中においても、それぞれの各課からは多くの要求はございますけども、その必要性を十分見た中で予算編成も行っておりますし、また、例えば歳出の中での人件費なんかもかなりの部分を占めておりますので、そういった部分においては、職員定数の人員の中で、特に時間外を減らすなどの取組としてノー残業デーなどの取組を行っているところでございます。

議長（杉浦和人君）　商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君）　ただいま、まちづくり応援基金に関しまして、積立て目標があるのか、そしてその目的はということでご質問を頂戴しました。

日野町まちづくり応援基金につきましては、日野町を応援しようという個人さんであったり団体さんからのご寄附を財源として、活力に満ちたまちづくりを推進するために設置している基金でございます。この基金につきましては、寄附を頂く方々のご意向を伺っております。こういったことに、防災に使ってほしいとか、いろんなことに選択を頂くという形の中で、その年に財源として、事業として直接活用させていただく。そして、また今年度で活用させていただけるものにつきましては、基金に予算の範囲内で積立てをさせていただくといったものでございます。

具体的にまだ、総額的にいくらを積立ての目標にするかということは設定はしておりませんが、やはりその年その年にあります、これからも長く続く中で課題がある、それぞれの課題に向き合っていけるような財源として有効に活用させていただく。また、今年度の負担、いろんな取組とかを考える中で、積立てに予算を見させていただく。そういう形で活用させていただくべきものというふうに考えておりますので、具体的に、今現在では積立ての目標の額というものは定めておりませんが、今年度につきましては3,000万円を見込んで、それに係ります経費を当初予算のほ

うで見込ませていただいたところでございます。ちなみに1,442万5,000円を当初予算の中で経費として見込ませていただいたと。経費は寄附総額の５割以内ということになっておりますので、その額を見込ませていただいておるところでございます。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　今、確認させていただきました。歳入のほうで、税収の増減もあることから、今年度の今の補正予算で財政調整基金に２億円積み上げるということがありますが、こんなことも１つ関連をしているんかなと。長期にわたって、そういう変動要因も大きくあることから、そういうことを指していたんですが、その点はいかがでしょうか。今年の２億円を積み上げた要因の１つに、長期的な視野も踏まえているのかどうかの点を確認させて下さい。

議長（杉浦和人君）　総務課長。

総務課長（澤村栄治君）　ただいま今年度補正予算で２億円を財政調整基金に積み立てたという点については、おっしゃるとおり、将来の財政負担が出てくるであろうということで、一応目標にしております標準財政規模の20パーセント相当までの金額という判断の中で、積ませていただいたと。ただ、これについては当然、財政調整基金でございますので、さきにも答弁しましたように、コロナの対策とかいろんな部分で活用できるものと考えております。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　健全な財政運営は、町の将来を築くのにいつも目を光らせておかなければなりません。費用対効果も見なければならないと思っています。長寿命化計画の判断も決めなければならない時期が早々に来るのではと思っています。何事も先送りせず、町財政を見極めて事業執行のほうをよろしくお願いしたいと思います。最後に、皆さんの税金であることを皆さんで再認識したいと思っています。

続いて、３点目に入ります。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画での日野町の取組についてです。

新たに環境省での動きがありました。今年６月にプラスチックごみのリサイクル強化と排出削減に向けた新法が成立したとのことです。来年４月の施行となる予定です。内容は、環境省において、プラスチックごみの焼却は極力減らすべきだとして、ごみの焼却施設での熱回収の縮小方針を明確にしており、施行後は一括回収に乗り出さない自治体を排除する考えや、循環型社会形成推進交付金の支給要件などを打ち出してきているようです。このような中、昨年、令和２年３月に中部清掃組合で発行されたごみ処理基本計画があり、これは環境に配慮した循環型社会の実現を図るため、ごみの発生抑制から資源化の推進などを進めるものです。私は中部清掃組合の議員でもあることから、この課題について中部清掃組合議会定例会においても一般質問をし、それぞれの構成市町が連携して取り組む必要があると発言をさ

せていただきました。

中でも日野町は、家庭系ごみの排出量は、中部清掃組合構成市町の中で突出して多く出ていることは承知のことで、削減に向けて積極的に推進していく必要があります。従来の同じことの繰り返しでの削減は難しく、新たな発想が不可欠であろうと考えています。町の取組姿勢を伺います。

１つ目、中部清掃組合の各構成市町担当課長会で意見交換を実施されたと伺いました。家庭から出る可燃ごみで日野町が多い理由は明らかになってきたのか。他市町との分別方法に違いが見られなかったのか。

２つ目、収集運搬業者からの聞き取り調査は実施したのか、その調査で分かってきたことはあるのか。

３つ目、生ごみ減量に際して、生ごみ処理容器や住宅用ディスポーザー、生ごみ粉砕機が有効とされている。近年の設置件数と補助額、双方とも有効に活用されているのか。

４つ目、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、プラスチック類の一括回収に取り組むこととなると想定されるが、現時点の動向はどうか。

５点目、燃えるごみの減量に関して、日野町は他市町に比べて多いことから、先駆けて新たなアクションが必要であると考えています。具体的な削減案は考えられているのか。

６つ目、環境について一緒に考えてくださる方を広報ひのなどで募集されていたが、その募集状況はいかがか。この募集された人材で、環境政策の一環としてごみ減量にも着手されるのか。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは、一般廃棄物ごみ処理基本計画での日野町の取組についてご質問を頂きました。

まず、１点目の家庭から出る可燃ごみ量について、他市町と比較して日野町が多い理由についてですが、中部清掃組合での担当課長会で協議を行っているところですが、明らかにはなっておりません。日野町住民課の窓口でのごみ搬入許可申請時の聞き取りの中では、雑草処理後の草木の処分や、空き家や実家の整理により発生してきた不用品の処分等がうかがえ、ごみの量が増えてきているものと推測しております。また、東近江市、竜王町および日野町でごみ集積所と拠点での回収方法に相違はありますが、分別方法の違いはございません。

２点目の聞き取り調査についてですが、可燃ごみの収集運搬業者にごみの増加要因について確認したところ、雑草処理後の草木や生ごみが増えているとのことでした。

３点目の生ごみ処理容器と農業集落排水処理区域における住宅用ディスポーザーの近年の設置数と補助額でございますが、生ごみ処理容器は、平成30年度は６件、補助額５万6,600円、令和元年度は10件、補助額６万500円、令和２年度は16件、補助額16万4,200円です。次に、住宅用ディスポーザーは、平成30年度は３件、補助額９万円、令和元年度は３件、補助額９万円、令和２年度の申請はありませんでした。引き続き、両補助金の制度が有効に活用されるよう啓発を行ってまいります。

４点目のプラスチック類の一括回収についての動向ですが、６月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立し、脱炭素社会に向け、環境負荷の低減に寄与することからも、プラスチック廃棄物の再資源化を推進することが重要であるとされています。現時点ではプラスチック廃棄物の分別回収、再資源化についての情報も少なく、国からの情報を注視するとともに、プラスチック廃棄物をどのように取扱うかについては、収集運搬体制や選別・保管を行う処理ルートの構築、住民への周知等の課題を研究する必要があります。また、中部清掃組合では、プラスチックごみの焼却により発電し熱回収するサーマルリサイクル方式を採用しており、すぐにプラスチックごみを分別回収に変更することは難しいと考えています。併せて新たに生じる費用負担も含めまして、中部清掃組合構成市町間で協議していくことになると考えています。

５点目の燃えるごみの減量の削減案についてですが、従来よりごみの削減にあたっては、燃えるごみの減量対策として、生ごみ処理容器購入補助、資源回収促進事業補助、住宅用ディスポーザー設置補助、食品ロス削減の啓発に取り組んでいますが、結果的に減量にまでつながっておりません。さらなる減量を進めるために、どの種類のごみが増加しているのかを調査し、そのごみに対する取組を進めることが重要になると考えています。現在、中部清掃組合での担当課長会議等において意見交換を行っているところです。

６点目の環境について考えてくださる方の募集状況とごみ減量についても検討するのかについてですが、応募状況につきましては、広報ひのでの募集により４名の応募がありました。加えて、自然環境に関わりのある方や日野町エコライフ推進協議会の構成団体の方に呼びかけをさせていただき、34名の方の参加を頂くことになります。また、ごみ減量への取組につきましては、これからご応募いただいた方々と環境について学習を深めていく中では、循環型社会、地球温暖化防止、生物多様性などの幅広い内容がテーマになってくると考えます。その中で課題の１つとして話し合うことになっていくと考えております。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　再質問といたしまして、町のごみをどうしたら減らしていけるのか、何か着眼点が見いだせればよいなと考えなから、質問等していきます。

まず、１点目の、確かに野焼き等の禁止で草木の処分や、コロナ禍で家にいることが多くなって不用品を整理することによって増えていること、家で食事をすることが多くなり、生ごみが増えていること等、考えられそうです。ただ、増えている要因が日野町の地域性であると済まされればよい問題ではありません。他市町と何が違うのか、調査しなければなりません。今回、ごみの集積所と拠点の回収方法に相違が見られたということですので、具体的に何が違ったんでしょうか。教えて下さい。

次に、３点目のところ、生ごみ処理容器の設置数は着実に伸びているということが今回、見られました。ですが、住宅用ディスポーザーは令和２年度ゼロ件で、全く伸びが見られていません。以前、後藤議員からも、私も設置していてとてもいいと高評価をされていることを、確か予算委員会か決算委員会か、どちらかで述べられていて聞いていますので、この点、少し掘り下げて確認していきたいと思っています。ディスポーザーは農業集落排水処理区域のみ設置されているものだということで、設置できる世帯が限られると思います。まず、設置した場合のメリット、デメリット、ポイントだけでも結構です。農業集落排水処理区域にお住まいされている方の件数、今まで設置された累計の設置数、そこから設置使用率、どれだけの方が使っておられるかという割合も分かってくると思いますので、これらを教えていただきたいと思います。

４点目のところは理解しました。プラスチックの分別回収については国の動向を注視していきたいと思います。

５点目の燃えるごみの減量対策としては、補助と啓発で長年来変わっていなく、中部清掃組合での意見交換など、今が出発点ではないかと思っています。今回、回収方法に違いがあると答弁いただきましたので、その点を考えていきたいと思っています。

６点目の環境について考えてくださる方の募集をされて進められるということ、いいことをされていくのだなというふうに思いました。ただ、随分大きなテーマですので、目的・目標をしっかり押さえて取り組まれることをお願いしておきたいと思います。

今回、再質問は、ごみ集積所の拠点での回収方法に相違があったところと、それは項目が何やのというところ、それと、住宅用ディスポーザーのメリット、デメリット、設置使用率などのところ、この２点のところを教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君）　住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君）　私のほうからは、１点目のご質問がありました拠点型回収と各自治会にありますごみ集積所での回収で違いがあった点というご質問を頂

いています。東近江市、竜王町、日野町での比較ということになりますが、竜王町におかれましては、各自治会にあるごみの集積所を委託業者が回収しているということです。その点に比べまして、日野町の場合は、ごみ集積所を回っているのは基本的なんですけども、古着につきましては、今現在ではわたむきの里さんの拠点型回収ということになっておりまして、ここが竜王町さんとは違う点ということになります。また、東近江市さんにおかれましては、可燃ごみについては各自治会のごみ集積所を回っておられるということなんですけども、それ以外の古紙とか古着とかいうものにつきましては、拠点型回収を基本的にはされているという違いがございました。

議長（杉浦和人君）　上下水道課長。

上下水道課長（持田和徳君）　ただいま、住宅用ディスポーザーのメリット、デメリット、そしてまた設置状況の件についてご質問を頂きました。

まず、メリット、デメリットのほうでございますが、このうちメリットでございます。生ごみは約80パーセントは水分とも言われておりますが、水分を多く含む生ごみの減量によりまして、ご自宅では台所周りの悪臭や害虫の防止といった衛生環境の改善、そして庭先や農地での鳥獣害の減少などといったものがメリットとして挙げられます。また、ディスポーザーによりまして、処理場で蓄積された汚泥は、現在、移動式汚泥脱水乾燥装置というもので処理をし、乾燥で肥料として農地に還元を行っているところですが、こういった地域内で資源として還元されていることもメリットとして挙げられます。さらに、公共的な部分でいいますと、ごみ集積所の衛生環境の改善、ごみ収集運搬の軽減、そしてごみ処理施設の負荷軽減、経費削減などがメリットとして挙げられるところでございます。

逆に、デメリットといたしましては、設置に対しましての町の補助金はございますが、個人の費用負担が必要でありますこと、なお備付けのシステムキッチンにはそのまま取付けができませんので、この場合にはシステムキッチンの改造とか加工が必要になってまいります。また、デメリットではないのですが、ごみ処理施設への負荷軽減、経費削減への効果ということに対しましては、個人にはその効果がなかなか見えにくいという部分がございます。設置しようという意識づけにはなりにくいというふうに考えておりますので、この辺の啓発のやり方など、行政側の工夫も必要であるというふうに考えております。

そして、ディスポーザーの設置状況でございますが、令和２年度末で農業集落排水区域における住宅用ディスポーザーの設置状況は、1,474世帯中、設置件数は60台で、率にしまして4.07パーセントとなっております。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　今、回答いただいた中で、再々質問をしていきます。

古着の回収方法は、今、日野のほうではわたむきの里さんのほうでの拠点回収やというふうに認識しています。竜王町さんが集積所回収しているということですので、その点が違うのかなというふうに思います。今の古着やとか古布と言われるものが燃えるごみの中にどれだけ入っているのか想定することが、まず求められるのではないかなと思います。確かに古布とか古着なんかは、わたむきの里さんへ持っていけない方、要はお車の運転できないと持っていけませんので、そういうことも考えてみると、竜王町さんと同じように集積所回収も考えることが必要かなと思います。また、先ほど言いましたように、どれだけの量が想定されるのかというのを、ちょっと考えなければならないと思いますが、以前、予算か決算委員会のときに私のほうから、電池の回収の話をちょっとさせていただきました。電池の回収は３か月に一度、集積所回収を単独日を設けて実施されています。例えば粗大ごみと一緒に回収すれば、電池はそんなに容積を取りませんので、一緒に乗るんやないかという提案をさせていただきました。そういうことも含めて、コストをあまり上げずに考えていくことが非常に、そっちで減らしてこっちで古着の集積所回収をやってとんとんにするとかいうことも必要であります。

古着もそんな毎月毎月の集積をする必要はありません。同じように３か月で一度ぐらいでも十分かなというふうに思いますねやけども、そういう点も含めて、町のほうの考えをお聞かせ願いたいと思います。

続いて、住宅用ディスポーザーの件、細かく調べていただきまして、ありがとうございます。メリットも多いように伺わせていただきました。さっきの設置のパーセント4.07ということをお聞かせ願うと、まだまだ設置していただける余地があるのかなと。ただ、今のシステムキッチンで改造やとかが必要なので、そこに購入者で費用負担がかかるのもちょっと考えものかなというふうには思いますけども、推進する側として、少し設置経費などがかかりますけども、堆肥になって土に戻るという、環境循環社会というのが構築できるかなと。相まってごみ削減につながることといったことを共感していただいて、賛同してもらって、設置を推進していくということが大事だと思っています。

ただ、１点だけ気になりました。実は私、西大路に住んでいるんですけども、西大路じゃ下水道で既に処理されていまして、西大路でもディスポーザーが使えれば非常によいのになというふうに思ったわけなんですが、下水道処理で使えない理由が何かあるんでしょうね。

このように考えていくと、今の農業集落排水処理区域に、いつになるか分かりませんけども、将来、下水道管につながったときにどうなるかですよね。まだまだ、ちょっと先の話だというふうに思っていますけども、ちょっとここの点が見えていませんので、この点、どう町では捉えておられるのか、お聞かせ願いたいと思いま

す。この２点、お願いします。

議長（杉浦和人君）　住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君）　ただいま山本議員さんのほうより、ごみ減量を考える中で、古着というところに着目してはということでのご質問を頂いています。

確かに議員さんおっしゃっていただいていますとおり、ご高齢の方とかにおかれては、わたむきの里まで持っていくというような手段とか考えますと、地域にあるごみ集積所に、今の時点では可燃ごみの中にということになってしまいますけども、そこに入れて、可燃ごみとしての対応をしているということが考えられます。私のほうも、古着というのがどのぐらいの割合、可燃ごみの中で割合を占めているのかというのをちょっと調べさせてもらったんですけども、竜王町さんに聞かせてもらったところ、令和２年度では全体の可燃ごみのうち1.2パーセントほど。ただ、コロナの関係があって増えているということもおっしゃっておられて、去年ですと、令和元年度ですと0.6パーセント。このぐらいがずっと続いているということでした。

0.6パーセントというと、可燃ごみの中で占める割合というのはちょっと少ない状態ではあるんです。それを自治会のごみ集積所を回収するというふうになってきますと、費用面を考えますと、パッカー車なりが、車で日野町内を回って回収するということになると、中部清掃組合で可燃ごみとして燃やしている費用と、新たにパッカー車なりで車が回って回収していく費用と、どうしても比較をしてしまいまして、ここの費用対効果を考えると、ちょっと古着につきましては全体の割合も少ないことから、なかなかちょっと難しい点が生じてくるのかなというふうな印象を持っております。

また、２種類のごみに対して回収するなどの工夫ができないかというお話もあったと思うんです。乾電池など。この場合も、古着などですと多分、パッカー車で運ぶということになりますと、パッカー車の中に使い古した乾電池を入れるということはなかなかできないので、収集する車の検討も必要ということにもなってきますので、議員のご指摘のありました工夫という点では、これからまだまだ研究をしていかなあかんというふうに考えております。

議長（杉浦和人君）　上下水道課長。

上下水道課長（持田和徳君）　再々質問ということで、西大路に住んでいるけどディスポーザーが使用できたらよいがということ、また、今後もディスポーザーを推進していくのかということでございますが、公共下水道の現状でいいますと、計画の前提となっております汚濁負荷の計算というのがございまして、これがディスポーザーを入れることによって大きくなることから、県ではディスポーザーの設置は認めていないということでございます。また、既存の９つの農業集落排水処理施設は、

東京の高層マンションなどで採用されております、生ごみを含む排水を排水処理施設というもので処理してから下水道に流す、ディスポーザー排水処理システムと呼ばれている方式ではありません。農業集落排水は、生活系排水に限定をされておりまして、実際の流入汚水の汚濁負荷は当初の想定よりもかなり低く、また区域内の人口の減少もございまして、現状では、処理施設の性能上の余力が相当あるというところから、生ごみを含む生活排水を直接処理施設で処理をさせてもらっているというところでございます。

農業集落排水事業の区域も、将来的には公共下水道の区域に編入する計画となってございますが、当分先の状況となってございます。こうしたことから、現在、施設の長寿命化に向けまして、東桜谷処理場ですとか、佐久良・奥之池処理場では、２巡目となる機能強化事業にも取り組んでおりますので、先に再質問で述べました様々なメリットがある生ごみの減量といったことや、乾燥堆肥を農地に還元するなど、住みよい地域づくりのため、今後もディスポーザーの導入を推進していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　双方とも細部まで調査していただきまして、ありがとうございます。もう質問できませんが、先ほどの竜王町さん、今の古着の話なんですが、0.6パーセント、何か少ないように思うんですけども、それが何トンぐらいになるのか、今、わたむきの里さんに年間何トンぐらい持っていかれているのかというのを想定すると、計算で出てくるかなと思います。そういうところから、必要可否のところをちゃんと判断していければいいかなというふうに思います。回収の仕方もいろいろシミュレーションする必要があると思いますので、一緒に考えていきたいと思っています。

そして、先ほども住宅用ディスポーザーの話は、都会での仕様の話もしていただきました。実は私も推進ビラを見させていただきましたけども、かっこよく、六本木ヒルズはもちろんのこと、東京のマンションではディスポーザーの設置が当たり前というふうに書いてあったんです。何が違うんやろうというふうに思ったわけなんです。今の集落排水の設備がマンションごとの下についたあんねやろか、きれいにして下水で流れていくんやろかと、そんなことを思った次第です。でも、今は、地域でのご家庭でのディスポーザーをもっと推進していくということを、今、言っていただきましたので、ちょっと啓発に向けて努力をお願いしたいと思います。これによってごみ削減のほうにつながればいいかなと思いますので、この点、よろしくお願いしたいと思います。

最後、４点目に移ります。グリム冒険の森の指定管理者公募についての質問をしていきます。

８月23日の町のホームページに指定管理者の募集、日野町森林空間活用施設グリム冒険の森指定管理者候補者選定に関わる募集要項等の公表についてが掲載されていました。長きにわたり町の指定管理者として熊野ワークス企業組合との協定を締結され、施設の管理運営をされてきた経過があり、地元として残念でなりません。今回、諸事情により継続が難しくなったことを伺いましたので、今回の公募に至ったものだと推察しています。現在、取り交わしている協定書の期限は令和４年３月31日までであり、それまでの間で資産の確認や新規事業者の選定、協定締結や引継ぎに関わる対応も進めなければならない状況です。また、グリム冒険の森のホームページには、令和４年１月１日よりリニューアル工事のため、宿泊予約は受けることができないと記載されていました。このことから、あと４か月後にはリニューアル工事が実施され、７か月後には新規事業者でのオープンが予定される運びとなることが想定できます。これらのことを含めると、今後のスケジュールは非常にタイトであり、心配される雇用問題や引継ぎ、リニューアル工事の経費など、課題が山積していると思います。そこで以下の項目について質問します。

１つ目、新規事業者でのオープンまでのスケジュールはどのような予定なのか。引継ぎ期間は想定されているのか。

２点目、引継ぎの項目や課題は洗い出されていて、どのような工程で引き継がれていく予定なのか。

３点目、現在働いておられる従業員の雇用はどうなるのか。

４点目、リニューアル工事とはどのような内容のものなのか。予算は。

以上、質問します。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　グリム冒険の森の指定管理についてご質問を頂きました。

まず、１点目のオープンまでのスケジュールについてですが、去る８月19日に第１回候補者選定委員会を開催し、選定方法を公募とすることに決定を頂き、現在、ホームページにおいて指定管理者の募集をしております。今後、10月27日には第２回選定委員会を予定しており、応募のあった事業者からのプレゼンテーションによって選考し、選定をする予定でございます。その後、12月議会には新たな指定管理者の提案をさせていただき、議会承認を得られましたら、次期指定管理者と協定を締結し、令和４年１月初旬から引継ぎが行われ、４月１日以降にオープンをする予定となります。

２点目の引継ぎの項目や課題、引継ぎの工程についてですが、現指定管理者と管理に関する協定書を締結しており、交代にあたって原状回復義務を取決めしております。町と現指定管理者において、施設の現状や備品について協議、確認し、修繕や原状回復等、必要であるか決定することとなります。施設の建設から年数も経過

していますので、経年劣化の状態などの判定が課題となります。

３点目の現在の従業員の方の雇用についてですが、雇用主が変われば、基本的にはグリム冒険の森での雇用は終了することとなりますが、これまでのノウハウ等の継承から、次期指定管理者の判断で雇用が継続されることも考えられます。また、仕様書には、職員の採用にあたって、地元住民の雇用を優先に努めるように示しているところでございます。

４点目のリニューアル工事の内容についてですが、損傷している箇所の修繕や感染症対策として、シャワーユニットの改修、炊事場等の屋根や外壁の塗装、手洗いの自動水洗化などを予定しております。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　再質問は、４点目のリニューアル工事の予算について回答がいただけておりません。これは今回の補正予算で提案されているものと理解していてよいものか、その点のみ確認をさせて下さい。

議長（杉浦和人君）　産業建設主監。

産業建設主監（藤澤　隆君）　山本議員より再質問いただきました。おっしゃるとおり、今回の補正予算に提案させていただいている内容でございます。

町長が申しましたように、シャワーユニットのタイルの壁が穴が空いて漏れているとか、屋根が塗装がもう大分はげてきているとかいった修繕が主なところでございます。

議長（杉浦和人君）　山本秀喜君。

２番（山本秀喜君）　分かりました。この件については今、公募中ということでありますので、今の時点のことを住民の皆さんに知っていただきたいという重きを置いていますので、今後の進捗のほうを見守りたいと思っています。

議長（杉浦和人君）　ここで暫時休憩いたします。再開は15時45分から再開いたします。

－休憩　１５時３３分－

－再開　１５時４５分－

議長（杉浦和人君）　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を許可いたします。

10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君）　それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、スポーツ振興についてお伺いいたします。

コロナ禍ではありますが、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されました。アスリートの方々が自身の限界に挑戦される姿、そして周りの人たちや仲間

との絆など、たくさんの感動を頂きました。スポーツのすばらしさや諦めないことを知る機会ともなりました。子どもたちにとっても目標や希望となったのではないでしょうかと思います。

スポーツ振興について、日野町では第６次総合計画の中で、心身の健康や体力の保持・増進が図れるよう、年齢や性別、障がいの有無を問わず、いつでもどこでもいつまでもスポーツ活動に取り組める機会の充実に努めるとしています。スポーツも多くの種類があり、個人から団体まで様々ですが、いつでもどこでもいつまでもスポーツに取り組む機会が増えることを願うものです。日野町のスポーツ振興の取組が進むことを望み、スポーツ施設の整備や環境について何点かお伺いいたします。

１点目は、子どもたちへのスポーツ環境や施設は整備されているとお考えなのか、お伺いいたします。

２点目は、小学校、中学校の体育館の整備、熱中症対策はできているのでしょうか。お伺いいたします。

３点目は、大谷公園施設整備は長寿命化計画の中で整備されていると思いますが、国民スポーツ大会に対して整備されるというふうにも思いますが、国スポへ対応しての現状を教えて下さい。

４点目は、大谷プールの進捗状況を教えていただきたいと思います。また、他市町のプールを利用しなければならない現状が現在も続いていますが、昨年、小学校のプールを一般開放してはと、検討ということが出ましたが、検討などはされたのでしょうか。お伺いいたします。

議長（杉浦和人君）　10番、中西佳子君の質問に対する教育長の答弁を求めます。教育長。

教育長（安田寛次君）　スポーツ振興についてご質問を頂きました。

まず、１点目の子どもたちへのスポーツ環境を整えるためには、スポーツ協会と連携して小中学生対象の少年少女ミニスポーツ教室、わたむきジュニアスポーツクラブなどを開設するとともに、各教室が大谷公園や学校体育施設開放事業の対象施設などを優先的に利用できるよう、配慮しているところです。また、施設整備の１つとして、昨年度は大谷公園にレスリングマットなどを整備し、町の特色であるスポーツ種目の振興として、その裾野を広げることなどを進めているところです。

２点目の体育館の整備、熱中症対策につきましては、小学校では体育の授業やクラブ活動、中学校ではそれらに加えて放課後や土曜日、日曜日に部活動で利用をしています。また、学校行事としては入学式や卒業式、始業式や終業式、音楽会、ＰＴＡ行事等で活用しているところです。夏の暑い時期の体育館利用につきまして、外気温が30度を超え、熱中症が心配される５月から９月までの４か月間は、特に児童生徒の熱中症対策には万全を期して取り組んでいるところです。利用時に扉や窓

を開けることや小まめな水分補給をするなど、児童生徒の体調管理に十分配慮して取り組んでいるところです。各体育館につきましては、現在、新たな整備計画等はなく、適切に維持管理していくことが重要であると考えております。また、学校体育施設開放事業におきましては、利用団体ごとに各競技団体でのガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと考えております。

３点目の大谷公園施設の整備において、施設全体については長寿命化計画の中で進めることとなっておりますが、令和７年度に開催を予定されている第79回国民スポーツ大会の軟式野球競技大会の会場となることから、これに対応するための改修が必要となり、現在、長寿命化計画の整備と併せて大谷公園野球場の改修設計業務を委託し、改修工事を行う準備を進めているところです。

最後に、大谷公園プールが休止中であることから、小学校のプールを一般開放することについて、ご質問を頂きました。学校のプールの活用のご提案は、昨年いただいておりますので、その後の状況として、昨年からのコロナ禍の中で、本来の学校での利用すら満足のいくものとなっていない中ですので、関係担当課における協議など、十分な検討ができていないのが実態でございます。ただ、学校プールは屋外型ということもあって、施設の管理面で課題が大きいことや、更衣室、トイレ設備が児童向けで、しかも必要最小限であることから、現状での一般開放は難しいと考えているところです。

議長（杉浦和人君）　中西佳子君。

10番（中西佳子君）　それでは、再質問をさせていただきます。

再質問の１点目なんですけれども、少年少女のミニスポーツ教室は、昨年度の実績を見ていますと、野球、サッカーとか硬式テニス、空手、バレーボール、陸上、バスケットボール、少林寺拳法、レスリング、剣道、またわたむきジュニアスポーツクラブなどではビーチボール、レスリングなどというふうになっていたんですが、その年によって、やっぱり子どもたちに人気があると言ったらあれですけれども、やはり偏りというのはすごくあるのかな。一時サッカーがはやるとすごくサッカーが多くて野球が大変少なかったり、そういうところで人数的なものがすごくばらつきが生じているのではないかなというふうに思うんですが、もし最近の傾向とかがありましたら、教えていただきたいのが１点と、本当に今、オリンピックが済んでいろんな種目があったので、子どもたちもこんなスポーツをやりたいというような希望が大変出てきたのではないかなと思うんですが、もちろん指導員の関係もあると思いますが、新たな種目の教室というような考えはあるのかどうかというのをお聞きいたします。

２点目についてなんですが、各体育館の整備についてですが、学校の授業に対しては大変、先生たちも気を遣って、ちゃんと管理していただいていると思うんです

が、学校体育館の施設開放事業、夜なんか特別平常的にお使いになる部分が多いかなと思うんですが、もちろん各団体さん、ガイドライン等で適切に対応され、また本当に指導者の方が十分にご配慮いただいていることというふうに思っているんですけれども、施設がかなり老朽化してきたり、日野小学校ですとコウモリが中に忍んできて飛んでいるとかいうような状況があったりするわけです。そういう施設の管理責任というのはどこにあるのかというのを教えていただきたいと思います。

３点目は大谷プールのことですが、私、そこを結構通りますので外見を時々見るんですが、全然、あまり変わっていないような状況なんですが、ちょっと進捗状況とかが分かったら教えていただきたいと思います。また、ちょっと確認を含めて申し上げたいんですが、昨年９月議会でプールの質問をさせていただきました。そのときに執行側のほうから、小学校のプールの活用というのも１つの方法ではないかというご提案をされました。私は、小学校の一般開放というのはできるんですかというふうにお尋ねをいたしました。そうしたら、大変、学校との調整があるので、調整が必要やというようなお話だったんですが、私は、学校のプールは大変、管理していくというところもあるので難しいのではないですかというふうにご意見を述べさせていただきました。

そういうことを踏まえてちょっとご答弁を頂きたいんですが、本当に学校のプールを開放するのは難しいと思うのは、今、ご答弁もあったように、施設をやっぱり改修して、安全面、そして衛生面というものもすごく必要になると思います。子どもさんだけじゃなくて高齢者の方も想定されるわけです。だから、管理をどうするのか。日数をどうするのか。そういうところは大変難しいので、それは去年の段階で分かっていたことだというふうに思います。もう１つ考えられるのは、現在、他市町の環境の整ったプールに行っていただいています。そういうところで、今、使っておられる方が、果たして小学校を改修しただけのプールに戻ってこられるかというと、大変疑問があります。せっかく整備をして、お金をかけて、また環境も整えていったときに、利用されなければ何の意味もないわけですし、各小学校といっても、１つの小学校ぐらいができるぐらいかなとは思いますが、そういう点で難しいというふうに私は思っているんですが、ほかの方法を探るとかいうことを考えておられるのか、ちょっとその点について教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君）　生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君）　ただいま中西議員から再質問を頂戴いたしました。

まず１点目で、少年少女ミニスポーツ教室、わたむきジュニアスポーツ教室などの教室を、小中学生向けに開講させていただいておりますが、その競技、ミニスポーツ教室10教室、わたむきジュニアは２教室でございますが、こういったものに子どもたちの嗜好であるとか多い少ない、興味の湧くものなどがどういうふうに移っ

ているかというふうなご質問かと思います。

まず、このことにつきまして、我々が小さい頃は野球とかサッカーが全盛で、そういった競技ぐらいしかなかったところが、徐々にいろんな競技が進んでまいりまして、少し前はバスケットボールですとかいったものが盛んであったというような状況でございます。全体の数といたしましては、コロナ禍の中で若干、受講される子どもさんが少なくなっている状況ではございますけれども、ここ数年の中では陸上競技や、またプロ選手が活躍されていますテニス競技といったものへの受講者が増えているというふうな状況がございます。これはその年その年のプロスポーツなどでの状況が大きく反映してくるのかなというふうに思いますので、また今後、変わった形になってくるかもしれませんが、今の状況はそのようなものでございます。

また、新しい種目を考えているかというふうなご質問だったと思います。このことにつきましては、現時点では新しいものというのは検討ができていないのが実態でございます。指導者のこともございまして、現時点の各競技が存続をさせていただくという形が、なかなか指導者の高齢化も含めて難しいところもあるところでございますので、また、そのことについては、スポーツ協会などとも協議を進めさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、次に、２つ目で学校体育館の開放事業についてということで、学校体育館も老朽化が進んでいるのではないかというふうな趣旨からかと思っておりますけれども、体育館施設につきましても、各地区の学校の建築当時から屋根のふき替えなどはされてきていますけれども、なかなか細部にわたってまでできておらないのかなというふうに思っております。学校開放の中では、扉のことであるとか、いろいろ使用時のことでご利用の方から聞かせていただくところもございます。この部分については、施設の管理責任ということにつきましては、最終的には学校施設ということで、学校教育課のほうで改修等をしていただくということになりますので、そういった指摘事項が使用者の方からありますということで生涯学習課からはお伝えさせていただいて、そういった中でお願いしているというところでございます。

ただ、今のミニスポーツ教室や学校開放事業につきましても、現在の新型コロナウイルスのコロナ禍の中におきましては、中学校のクラブ活動の実施についてのガイドラインを主に、同様な取扱いをさせていただいておりますことから、中学校の部活動が緊急事態宣言で中止になったということの中では、ミニスポーツ教室につきましても学校開放事業につきましても、使用についてを一旦休止させていただいているというところでございますので、私どもも大変心苦しいところではございますけれども、こういった状況であるということを申し添えさせていただきたいなと思います。

次に、大谷のプールの進捗についてでございます。このことにつきましては、以前のご質問の中でもありましたように、子どもや子どもさんをお持ちの保護者の方などからは、教室があればなどのご意見を頂くなど、それからご高齢の方にとりましては、負担が少ないスポーツができると、水の中でウォーキングするなどのことができるというふうなことから、スポーツ振興の面からは、できる限りこういう施設があることが望ましいのではないかというふうなことは考えておるところでございますけれども、大谷プールについては、老朽化に伴いまして休止というふうな状況になったところでございます。このことで、昨年のご質問の中では、その利用を学校プールでどうかというふうなご質問を頂きまして、そのときには、一般開放をする方向でどうかというふうなことの答弁も一部させていただいたんですけども、前提といたしましては、学校プールにつきまして、小学生の方の着衣の水泳、人命を守るための着衣の水泳ですとか、それから幼稚園の子どもさんのちびっこ・幼児の水泳教室を若干試行的にさせていただいておるというふうな状況がありまして、そのことを踏まえて、いろんな使い方があるのではないかというふうなことを申し述べさせていただいたというところでございますので、全体的な一般開放をするというのは、先ほど教育長の答弁にもありましたように、開放型ということで、なかなか難しいのかなというふうなことを考えておるところでございます。

なお、全国的には、学校プールは全国で２万4,000余りあるというふうな状況の中で、開放されているのは２割あるというふうな調査にはなっておりますけれども、２割といいますのも、長期休暇中の限られた日数、特に14日までの日数ということで、これは以前、学校プールが使用されていたときの日野町でもしておりました、ＰＴＡの方がされている開放事業ですね。こういったものが全国的にも一部されているというふうなことによる中身かなというふうに、調査の中では見させていただいておりますので、そういう中で申し上げますと、なかなか、当初、申し上げておったかもしれませんが、そういった一般開放につきましては、議員おっしゃるとおり、安全衛生面とかいった中で、なかなか難しいというのが結論的な部分になるのかなと思います。

議長（杉浦和人君）　中西佳子君。

10番（中西佳子君）　再々質問ですが、先ほど確認をさせていただきまして、執行側から小学校のプールを使う、建設計画課のほうからそういうご提案がありました。私が使えるんですかって聞いたときに、生涯学習課のほうで調整は必要だというようなご答弁、私もちゃんと質問する前にコピーして持っていますので、読み返して確認をいたしました。私が提案したのではなくて、私は無理じゃないですかということを申し上げた。今年になって、その意見は一致したんで別にいいんですが、今年、１年後に私の意見と執行側の意見が今は一致したというところで、別に異議を

唱えているわけではないんですが、ただ、昨年の時点でそういうことは考えられたのではないかなというような内容のご答弁だったので、もう少し詳しく聞かせていただいたというところでございます。

議長（杉浦和人君）　中西佳子君、ちょっと暫時休憩いたします。

－休憩　１６時０６分－

－再開　１６時０８分－

議長（杉浦和人君）　それでは、再開いたします。生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君）　ただいまの部分につきまして、前回、ご質問を頂戴いたしまして、私のほうで、そういった開放について検討についてということでさせていただいておりましたが、なかなかその部分について難しいということで、その部分について十分の回答でなかったということで、申し訳なかったなというふうに思います。申し訳ございません。

議長（杉浦和人君）　中西佳子君。

10番（中西佳子君）　そうしたら、再々質問に入ります。プールの問題というのはもう、本当に、新たなプール建設と考えると、甚大な費用と時間もかかるというふうに思いますし、また、その方向性を決めるのも長期に検討なり、また資金面であるとか、まだまだ時間がかかる問題だなということは私も理解をしております。その間、もう既に何年もたっているわけですが、町民の皆さんに大変ご不便をかけているわけですから、小学校のプールという１つのご提案を頂いて、それはそれでいいんですが、結局それも難しいというわけですから、やはりプールとか、この先の方向性のめどが立つというところまで、他市町のプールを利用されている方へ補助とかいうものができないのですかと前も提案したんですが、そういうことを踏まえて、そういう補助ができないのかということについて、もう一度ご答弁を頂きたいと思います。

議長（杉浦和人君）　生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君）　先ほどについては、大変申し訳ございませんでした。昨年のご質問等から、担当者レベルではそういった中身についてお話をさせていただいているところでございますけれども、何分大きな話になってございますので、財政的な負担も大きいということで、入り口レベルのお話になっているというふうな状況でございます。スポーツ協会などからも、いろんな提言なども頂戴するような流れになってございますので、これを１つの住民の皆様方からの声というふうな形で、今後、取扱いをさせていただきたいなというふうに思っております。

この中で、現在使えない間の中で、他市町のプール施設を、屋内型といいますか、温水プールを使っておられる方についての補助などができないかというふうなことにつきましては、議員からのご意見も頂いておりますし、住民の方から直接の声

も頂戴しているというところでございます。こういったことにつきましては、なかなかできない期間でございますので、そういったことも今後の中で、プールだけというのはなかなか、どうかなというふうなところがございますけれども、できる方法を検討させていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　中西佳子君。

10番（中西佳子君）　大変難しい問題ですので、いろいろと検討していただきたいというふうに思います。また、子どもたちにつきましては、公園とか広場が今、ボール遊びとか、そういう練習とかができないような状況でございますので、なかなか決まったところでないと練習なんか難しいと思いますので、しっかりとした整備状況というのは整えていっていただきたいなと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

それでは、次に、コロナ禍での観光事業についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症は、長期にわたり住民生活に多くの影響を与え続けています。先の見えない状況で、買い控えや外出自粛により、地域経済も停滞しています。日野町においても、イベントや催事、行事が中止となり、帰省も控え、観光客も減少し、町中も閑散としているように感じます。近年は日野駅前観光拠点なないろや日野まちかど感応館等が整備されたり、新たな飲食店や喫茶店などが増えてきて、活気ができつつあったように思います。今後、ウイズコロナの状態はまだまだ続くと予測がされます。

コロナ禍で自粛生活が続き、自由に旅行も難しい中、新しい観光形態と言われているマイクロツーリズムが注目をされています。住まいから１時間程度で移動できる地元地域での観光を意味しています。今まで海外や他府県へ旅行に出かけていた人を生活圏内で観光してもらう取組です。地域内で循環させ、地域の活性化につながるとも考えられます。日野町においても、地域の魅力を再発見する事業に取り組んではどうかというふうに考えます。そこで、以下、何点かお伺いいたします。

１点目は、日野町の観光事業の現状と対策をお伺いいたします。

２点目は、宿泊業や飲食店の現状はどのようなものなのか。また、特産品等の販売状況を教えていただきたいと思います。

３点目は、マイクロツーリズムを基本とした観光に対しての町のお考えをお伺いいたします。

４点目は、観光拠点再生等を目的にアプリ開発を計画されていますが、観光事業への効果を教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　コロナ禍での観光事業の現状等についてご質問を頂きました。

１点目の観光事業の現状につきましては、令和２年の観光入込客数統計調査の令

和元年との比較では、日野町全体で45パーセント、約32万人減の39万4,000人余りと大幅に落ち込みました。特にブルーメの丘は47パーセント、約14万人減の16万人余りとなりました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、県境を越える移動自粛などが要請される中で、様々な事業等が展開されていますが、観光産業は厳しい状況にあると考えています。

２点目の宿泊業、飲食店、特産品等の状況につきましては、宿泊業にあっては、旅行や学校団体の合宿等のキャンセルが相次いでいると伺っており、飲食店や酒類販売などの取引事業者にあっても、日常的な外出控え、地域行事や冠婚葬祭の縮小など、その影響は深刻です。外出控えなどの影響は特産品等の販売にも影響しているとも伺っています。宿泊業、飲食業、小売業のほかにも、多岐にわたる業種に深刻な影響が出ているものと考えます。

３点目のマイクロツーリズムを基本とした観光への町の考えについてですが、マイクロツーリズムは、自宅から１時間から２時間圏内の地域を訪れる観光を指すとされており、滋賀県が実施されている県民限定の、今こそ滋賀を旅しようの取組もその１つです。このほか現在、東近江地域２市２町で近江の聖徳太子魅力発信事業の取組を始めており、その中で取り組む予定の太子ゆかりの地を訪れるツアーなども、マイクロツーリズムの１つになり得るものと考えています。また、近江鉄道の利用促進を図る上においても、マイクロツーリズムの取組は生かせると考えています。どのようなことができるのか、研究・検討したいと考えております。

４点目の観光拠点再生等に係るアプリ開発と観光事業への効果につきまして、町では地域公共交通を考える中で、既存観光拠点の再生、高付加価値化推進事業を活用してアプリを開発する計画です。アプリの利用により、公共交通や乗換え案内はもちろん、町内の観光スポットなども案内できるものと期待をしております。日野町を訪れる方だけでなく、住民の皆さんにも町内のいろいろなスポットを巡ってもらうことができるようになれば、観光への大きな効果につながるものと期待しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で、観光をどのように進めるのか、コロナが落ち着いた後の観光を思い描きながら、準備を進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君）　中西佳子君。

10番（中西佳子君）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず、１点目ですが、観光産業はもう大変厳しい状況かというのは今も続いているなという実感なんですけれども、町内の料理飲食店を支援するための、料理飲食店利用に限定したプレミアム商品券の予算計上が、６月議会か、されたと思うんですが、見通しを教えていただきたいと思います。

２点目は、近江の聖徳太子魅力発信事業は２市２町でやられるということですが、いつからいつまでの事業というのと、この事業で日野町が期待できるものは何か、教えていただきたいと思います。

３点目はマイクロツーリズムについてでございますけれども、滋賀県が実施されている県民限定の今こそ滋賀を旅しようという取組、どのように進んでいるか分からないんですが、マイクロツーリズムのようなものだと思うんですが、日野町でもこのようなことができないのかなという。今、コロナ禍の中で大変試行されているというところで、海外とかそういうところには行けないわけですし、今は緊急事態宣言中ですので不要不急の外出などはできませんけれども、ウイズコロナ、またアフターコロナがなかなか見えてこない中にあっては、やはり経済活動を続けながらの、もちろん感染対策の中ででございますけれども、そういうことも考えていかなければいけないというふうに思うわけです。

先日、スマイルアクションのお話をちょっと聞かせてもらったんですが、そのときに子どもさんたちに、これは子ども向けのあれなので、スタンプラリー、夏休み期間に町内の７か所ですか、を回られて景品が当たるみたいなところだったと思うんですが、聞き取りもされて、知らなかったところが知れたり、好評だったというふうに思っているんですが、大人でもなかなか町中の中で知らない場所がいっぱいあるのではないかなというふうに思っております。

私ごとなんですが、昨年はもう、本当に緊急事態宣言も５月にありましたし、本当に家の中で必要以外は外出せず、またオンラインとかがありますので、そういうことで電話なりオンラインでほぼ家の中をあんまり出なかったような状態だったんですが、今年に入りまして、少し出かけてみようかなというところで、密集とかそんなのは別としまして、知らないところに行こうと思って、ちょうど桜の季節でしたので桜のきれいなところと言われているところを２か所ぐらい、日野町の中で行きました。すごく、まだ今まで行ったことのないところだったので、大変きれいだし人は少ないし、何人かもちろん来ていらっしゃいましたけど、とてもいい機会でした。帰りにちょっとお茶とか飲んで帰ってくるんですが、また、今年、お祭りがなかったので、私は日野町の大窪のほうに住んでいますので、曳山もありますし、ゴールデンウイーク期間は大変、このお祭り行事で帰省のお客さんもありますし、もちろん、お祭りの行事等で、なかなか外出する機会なんかはないんですが、中止になっているということ、居祭りなんですが、なったということで時間がつくれまして、久しぶりにしゃくなげ渓のほうに出かけました。それも何人か見えておりまして、本当にソーシャルディスタンスをいっぱい取りながらゆっくりと歩けてよかったんですけれども、帰りにちょっと売店とか寄ったんですけど、そういうような形で、本当にちょっと時間ができたわという方もいらっしゃるのではないかなとい

うふうに、私だけかも分かりませんがそういうふうに感じました。こういう機会に、本当に少し日野を探索してみて、出かけたところで飲食店や喫茶店に立ち寄ってみて、こんなところにこんな店ができたんやというのを知ることもできるし、そういうなのがマイクロツーリズムにつながっていくんじゃないかなというふうに考えました。

そこで、今回、飲食店利用の商品券事業等もされるわけですが、並行してそういう大人も日野のまちを散策できるような、またスポットを見つけられる、このアプリにも、そういうスポットを見つけたら自然の、花のまち日野って言われているので、花だけでも大変、いっぱいできるんじゃないかなと。私、大変花が好きですので、結構いろいろなところへ行くんですが、花だけでも日野町、大変いろんな、わーっと見ているとあるなというふうに思いますが、みんな知らないことが多いので、花シリーズでもいいですけど、四季折々大変あるので、そういうところをアピールしていただいて、そこと並行してこの事業も考えていっていただけたらなと思うんですが、ちょっとその点についてご意見を頂きたいと思います。

議長（杉浦和人君）　商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君）　中西議員のほうより、マイクロツーリズムにつきまして再質問を頂戴しました。

まず、プレミアムつき商品券のスケジュール的なものにつきましては、まだ緊急事態宣言中ということもありまして、当初は10月初旬にプレミアムつき商品券の販売をする予定をしており、今現在のところはしております。ただ、30日まで緊急事態宣言が延長されるという状況の中で、どのような形で、買いに来ていただく場合にもどのような形がいいのかということもございますので、日程につきましては、ちょっと今現在、状況を見ていると。緊急事態宣言が早めに解除される、いろんな状況がございますので、その辺をちょっと見て対応していきたいというふうに思っております。

プレミアムつき商品券は3,000円分の商品券を2,000円で購入いただけると。お一人様２口までということで考えております。各世帯に引換券のはがきをお送りさせていただいて、それをもって引換えを、ご購入を頂くということを考えております。利用につきましては令和４年１月末までを予定しているところでございます。

そして、２点目の近江の聖徳太子事業につきましては、当然、大阪、奈良につきましては聖徳太子が直接何々をされた、建てられたいろんなものがございますが、滋賀県につきましては、太子のゆかりの地が非常に多うございます。全国的にも突出して多いと言われています。それは必ずしも太子が来られたとか、つくられたとか、ものがあるとかということではなくて、いろんな伝説であったりとかいわれであったりという中で非常に多いという地域が、滋賀県の中でも特にこの東近江地域

が多いということから、２市２町で今現在は取組をしているということです。

1400年たちますということで、令和４年度がその年になるわけですけども、10月１日からはそれぞれのお寺さんのほうで御朱印の事業を始められる。そういうような形で東近江地域の11か寺が御朱印を販売されるというような事業が、まずは始まっていく。そして、部分的にはございますが、限定的ではございますけども、ライトアップ的なことも取組は徐々に始まっていって、やはり地域の方々にまずは地元にある太子のゆかりであったり、それを大切にしてきた地域のことをもう一度見直していただきたいという思いの中で、取組が始まるというところでございます。

マイクロツーリズムに関しまして、県民限定で今現在、今こそ滋賀を旅しようというものが、なかなか難しい時期ではございますけども、一定、コンビニのほうでクーポンを1,000円でご購入いただく。そして、例えばですけども１万円以上の宿泊プランにお泊まりいただくと6,000円が補助されるとか、そして7,000円以上のご利用があった場合には周遊クーポンがつくとかいうような取組をしていただいているところでございます。

現在、日野町のほうでプレミアムつき商品券と合わせた形では、現在考えてはおりませんので、なかなか厳しい状況のところに、購入は直接行くようにということで事業を組んできたところでございますけれども、おっしゃるような形も考えられたなと思って、参考にさせていただいたところでございます。

桜巡りをされたということで、非常に、地域の中を巡りますと本当に、こんなところがあったんやというところが本当にたくさんあります。何気なく車で走っている風景とは全然、歩くとかでも全然違いますし、私も何回か雲迎寺さんのほうに、さつき寺のほうにもお伺いさせていただく中で、ご住職ともお話しさせてもらう、また、そうするといろんなことを教えていただいたりということで、新たな発見があるというところで、マイクロのもう１つの小さい地域の中でのということがあるなと思って聞かせていただいたところです。

アプリにつきましては、スポット巡りなどの機能は当然、出てくるのかなという期待をしています。やはり公共交通が、体系が変わるといいますか、利便性が向上しますと、地域の中で地域の方に動いていただくということは非常に大事なことやというふうに思います。車で行けばいいんですけども、そうではなくて、乗り継いで乗り継いで行くことに、車窓から見る景色であったり、ふだん見る景色でない形が地域の中でも発見できるということから、非常によい取組であるというふうに思います。日野町で、全体で何が観光かといいますと、ブルーメの丘があったりグリム冒険の森、観光というものもありますけども、やはりいろんなシリーズ、日野町には、例えばお寺でも93お寺があるとか、花を巡るところがたくさんあるとか、季節が若干違いますので、それとお寺を組み合わせるようなことも考えられるのかな

というふうに思っております。

近江鉄道の利用促進との関連で言いますと、やはり滋賀県の方だけではなくて、京都からは１時間半でお越しを頂ける。コロナ禍が落ち着いてきましたら、そういったところでの発信、そして旅行会社との連携などによりまして地域で、旅行業はないので、例えば地域の中でこういうことができますよということを、旅行会社と連携をする中で売り込みをしていただく。そういうところで相乗効果を図っていくということも、つながっていけるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君）　中西佳子君。

10番（中西佳子君）　本当にこういうコロナ禍だから、大変難しい事業とかもいろいろあると思うんですが、いつまで続くか分からないこの状況の中にあって、立ち止まっていてはいけないわけですから、やはりその中でできることを、皆さん一生懸命、職員の皆さん、考えていただいていると思うんですが、私なりに考えたことをさせていただきました。またしっかりと町民の皆さんが潤うように対策を、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君）　次に、４番、加藤和幸君。

４番（加藤和幸君）　それでは、通告書に従いまして２問、分割方式で質問させていただきます。

１点目は、日野町におけるコロナ対策についてということで、コロナの感染が拡大をして、滋賀県にも緊急事態宣言が発令、しかもそれが今月末まで延びるということになりました。日野町の感染者数が８月末現在で95人、今は99ですか。ちょっと今、確かで、見ていないんですが、そういう状態になっていると。日野町における感染の状況およびその対応について、お伺いいたします。

１つ目ですけれども、国や県では、感染が急増している地域では、軽症、中等症は原則自宅療養、自宅待機だというふうに報道されました。先月の初めぐらいでしたか。日野町内にもこれらの適用例はあるのでしょうか。また、この措置については、仮に町内や東近江圏域内に病床の余裕があったとしても、そういう形で自宅療養、自宅待機ということが適用されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

２点目ですけれども、コロナによる休業などで新たに生活保護の受給者になった方、あるいは子どもの就学に困難が生じた保護者など、生活困窮家庭が増えているというふうに言われています。このことについて、町内ではどういう状況になっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

３点目は地域経済緊急支援事業、今、中西議員がおっしゃったことに関わりますので、料飲業限定のプレミアムつき商品券事業についてどうなっているかというのは今、お伺いしましたので、この件はもう結構です。飲食店スタンプラリーはもう

既に実施されているわけですけれども、これについてどのような成果があったのか、その辺りについてお知らせいただきたいというふうに思います。

４点目ですが、２学期が始まりまして、クラスターなど蔓延拡大の防止に大規模な検査の実施が求められています。一番根本的なことを言えば、ＰＣＲ検査で無症状の感染者を見いだして封じ込めるのが最も望ましいやり方だと思うんですが、医療行為ですし時間や経費がかかります。全国的にも一部の自治体で行われているのみということです。後でまたちょっとお伺いしますが、滋賀県でも、この９月議会で若干、進んでいるようなんですけれども、また２学期当初に教職員の健康管理を目的とした医療行為として、鼻孔、鼻咽頭というんですか、鼻の穴に入れて、そしてするというふうな抗原検査が行われることになったようなんですけれども、その検査の配置数量も少なくて、教員がそれをするということだと感染の危険性もあります。

そういう鼻の穴に入れてという抗原検査でなくて、今、注目されているのが、唾液で判定できる簡易抗原検査というのがあるようです。これは発熱のある方、基本的に症状があるという方に対して、自分でできるんですね。唾液ですから、簡単に自分で唾液を出して、そこに検査の紙のようなものをつけると。これも、子どもの場合は保護者やとか教職員の指導が望ましいかと思うんですが、大人であればもう、簡単に自分でできると。しかも結果が出るまで15分。宣伝では15分というふうに書いてあったんですが、いろんなところを総合すると30分ぐらいで出るらしいんですけれども、そういうふうな短時間で判定できる。それから、経費はＰＣＲ検査の10分の１程度。もう、これもいろいろ価格は違うようですけれども、ＰＣＲ検査は大体２万円から３万円とか、万の経費がかかるということなんですけれども、その10分の１程度、2,000円から、安いのであればそれも1,000円程度でできるというふうなことのようなんですけれども、そういうふうなものが今、注目されていると。ただ、もちろん何もかもいいことばかりじゃなくて、ＰＣＲ検査よりもかなり精度は落ちるということです。だから、偽陽性とかいう形のことがよくあるということなんですが、陽性であればすぐにＰＣＲ検査を受検することになりますし、教職員のみならず、発熱が見つかった子どもには保護者に来ていただくのが原則やと思うんですが、そういう間にでもできると、15分から30分で判定できるということですから、親御さんが来ていただくまでの間にも簡単に検査ができる。結果を保護者にも伝えることができて、そうしたら、それを参考にして病院に行かれるという形になるだろうと。そうすると、病院でもあらかじめ電話連絡とかいう形になるかと思うんですが、そのときにこうでしたというふうなことを伝えることもできると。あるいは、帰宅時に持ち帰って家ですぐにやってみたらどうやというふうなことも指導できると。

それから、これは私が民間の会社なんかに勤めておられる方から聞いたんですけれども、民間の会社なんかもスタンド式体温計が置いてあると、そのそばに検査キットが置いてあるというんですよ。だから、もし発熱があった方については、そこで検査キットをすぐにやってみて、そして、それに従って、どうもなければそのままあれするなり、あるいは、もし異常があればすぐに病院に行く、電話をして病院に行くという形になると。だから、そういう形でかなり広く使われていると。だから、そういうふうな意味では、公共機関なんかにはほとんどスタンド式の体温計があるわけですから、スタンド式の体温計があるところでは、そこへ置いておくとまずいかもわかりませんが、事務室のほうへ検査キットを置いておく。もし異常があった場合は知らせてくれますよね。だから、そういうふうな知らせがあった方については使っていただくとかいうような形で、医療機関受診の参考にしていただけるのではないかというふうに思います。その辺をご検討いただければというふうに思います。

５点目です。学校よりも密になりやすい学童保育での感染防止対策ですけれども、これはどうでしょうか。隣接する学校施設の使用が一部進められているというふうに聞いております。ただ、場所を何か所も造って広げるということは、もちろん密を避けるという意味ではいいんですけれども、場所を広げれば、そこに指導員の方もついてもらわなければならないだろうし、そうすると、新たにまた指導員も必要になってくると。そういう意味では指導員の増員ということも必要ではないかと考えますが、その辺りはどうでしょうか。

６点目です。日野町では小中学校に学習支援員を、去年の早い段階から多数配置してきていただいておって、大変好評です。他市町に先駆けて他市町よりも多くというふうなことで、大変好評を聞いているんですけれども、コロナ禍拡大の中、それで十分充足しているのかどうか、その辺りもお伺いをしたいと思います。

１番目のところで、最後の７点目の質問です。感染症の恐ろしさ、恐怖というのは、病気そのものの怖さとともに、デマやとか偏見とかいうものが不安を広げがちであります。特に科学が十分でなかった昔においては、もう、このことがすごく病気の不安としてあったわけですね。そういうふうなことを考えて、今の時代ですから、いろんなところで人権配慮は啓発されています。学校なんかでもコロナの人を差別してはいけないみたいな、そういう意味での人権配慮は啓発されているんですけれども、非科学的なものの考え方に惑わされない意識、そういうものを培う教育、そんなものを、年齢やとか子どもの発達段階に応じて、教職員や保護者、子どもが一緒になって学び考える教育が必要というふうに思われるんですけれども、そういう取組はされたことがあるんでしょうか。あるいは、今後そういう計画はあるのでしょうか。その辺りについてお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　ここで、本日の会議時間を、議事の都合上あらかじめ延長いたしますので、ご了承をお願いいたします。

ただいまの加藤和幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君）　ただいまは、日野町におけるコロナ対策についてご質問を頂きました。

まず、１点目のご質問ですが、日野町における感染状況や対応については、８月末時点では、21人の陽性者のうち４人が入院、14人の方が自宅療養・自宅待機、３人の方が宿泊療養をされておられます。また、限られた医療資源を有効に活用する必要があることから、滋賀県ではコントロールセンターを設け、症状や基礎疾患、家族の状況等により県下全体の入院等の調整を図っており、町内や圏域で病床に余裕があったとしても適用されることとなります。

２点目の生活困窮世帯の状況についてでございますが、コロナ禍の影響を受け、生活保護受給に至った事例は数件ですが、社会福祉協議会で受け付けた緊急小口資金および総合支援資金の貸付け件数は、令和２年３月からの実人数で260人となります。緊急小口資金等はあくまでも貸付けの制度であることから、コロナの影響が長期化することになれば、生活保護につながる可能性もあり得ると考えております。

３点目の地域経済緊急支援事業の進捗状況などですが、料理飲食店プレミアムつき商品券事業につきまして、10月上旬に商品券を販売させていただく予定ですが、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、販売時期の再検討も必要と考えております。なお、商品券の使用期限は令和４年１月31日を予定しております。

また、日野町商工会、日野旅館料理飲食組合、日野町酒販組合により、７月５日から８月16日まで、飲食店スタンプラリーｉｎ日野が実施をされました。スタンプラリー加盟店で１回1,000円以上利用するとスタンプが１つもらえ、２つ集めて応募すると抽せんで加盟店で使える商品券等が約320本当たるというものです。2,000枚の応募があったと伺っており、既に抽せん会も終えられており、大変な状況の中ではありますが、お盆時期を含む夏場の消費拡大につながったものと考えております。

５点目の学童保育所の感染防止対策についてでございますが、学童保育所では、放課後や長期休暇中にたくさんの児童を受け入れる中、施設内では様々な感染防止対策に取り組んでいただいております。具体的な対策として、児童支援員には、施設に入室する際の手洗い、うがい、消毒はもちろんのこと、検温や健康観察記録、マスクの着用、飲食事の黙食を徹底しているところです。また、施設内の共有部分は１日３回の消毒や換気設備の増設、感染防止対策を行っています。併せて保護者に対し、家庭内での感染防止対策の習慣化や健康管理のご協力をお願いしております。保育場所が離れることに伴う職員の対応としては、学年などを計画的に分ける

ことで、現支援員の中で対応が可能となっています。長期休暇中など、一時的に人員が不足する場合は、他の学童保育所から支援員の派遣を頂き対応されているところです。

４点目、６点目、７点目のご質問については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（杉浦和人君）　教育長。

教育長（安田寛次君）　緊急事態宣言が発令された中で、２学期からの学校における感染拡大防止のための抗原検査について、学習支援員の充足状況について、さらには人権への配慮と教育について、ご質問を頂きました。

まず、４点目についてですが、現在、小中学校においては、児童生徒、教職員ともに、本人および同居の家族が感染者や濃厚接触者となった場合はもちろんのこと、同居の家族の誰か１人でも発熱等の風邪症状がある場合にも、登校・出勤はせず、自宅で休養することを徹底するよう、保護者への依頼と教職員への指導をしているところです。また、登校・出勤後に体調の変調を来した場合には速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としています。

今回、文部科学省より送付されることになった抗原簡易キットは、１つの包装に10回分の検査を実施するキットが含まれており、日野町では６つの小中学校と４つの幼稚園に１包装ずつ送付されることとなっています。ただ、これは議員のご質問にもあったように、基本的に医師等が常駐していない幼稚園、小学校、中学校等における場面を想定し、あらかじめ検査に関する研修を受けた教職員の管理下で、感染症の初期症状を訴える教職員本人が自分で検査を行うためのキットです。なお、学校で体調に変調を来し、児童生徒が直ちに医療機関を受診できない場合等における補完的な対応として、鼻孔の奥を拭って検体を自分で採取することが可能であると思われる小学校４年生以上の児童生徒には、保護者の同意の下、使用することもできるとされています。また、この場合も研修を受けた教職員が立ち会う必要があります。さらに、ＰＣＲ検査等と比較して感度が低いことから、無症状者への確定診断として用いることや濃厚接触者への検査に用いることは推奨されませんし、被験者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを見分けるには、医師の診断が必要です。

これらのことを総合的に考えると、あくまでも教職員への緊急のための検査用であり、しかもキットを使用するよりも、至急帰宅して病院を受診することのほうが確実です。既に教職員が学校で体調不良となった場合は、すぐに帰宅を促しているところです。仮に唾液で検査が行えるものを準備すれば、小学生への検査も行いやすいと思われますが、無症状の児童生徒に対して、疑わしいものを選別するスクリーニング検査を行うわけではありません。あくまでも学校で体調に変調を来し、児

童生徒に検査をするのですから、その時点で集団から離し、保護者の迎えを待って、帰宅後の受診をお願いするという方法を取っていれば、実際のところ、検査を実施するような状況はほとんどないと思われます。

したがって、現在のところは、最初に申し上げましたとおり、児童生徒が無症状であっても、同居の家族に感染や接触の疑いがある場合は登校を控えるということの徹底と、管理に力を入れることが一番大切であると考えています。なお、公民館等の施設についても、今のところ検査キットを置く予定はありません。

６点目の学習支援員の充足状況についてですが、緊急事態宣言発令下の学校では、今まで以上に細心の注意を払って教育活動を行う必要があり、１人でも多くの大人の見守りがあることは、学校にとって大変ありがたいことです。現在、学校で特に人手が必要な時間帯は、朝の健康観察の時間と、給食の配膳の時間が挙げられます。家族も含めた健康状態のチェックと検温漏れのチェックなどは、各校教職員が勤務時間を割り振り、当番制で早出の出勤をするなどの対応をしてくれています。

給食の配膳については、学習支援員と給食調理員の助けを借りながら、子どもが配膳しなくてもよいように大人が配膳をしてくれています。こちらについては、学習支援員の滞在時間を給食時間帯に合わせるなど、時間調整の協力を頂いて対応しており、必要な場所と時間に支援員を適切に配置していますので、人数は充足していると見ています。

７点目の感染症に対する正しい理解と人権への配慮を啓発する教育についてですが、新型コロナウイルス感染症についての子ども向け学習教材や指導資料が、県教育委員会人権教育課、県総合企画部人権施策推進課などから各校に対して周知されており、活用を進めているところです。保護者と子どもがともに学び考える機会については、参観や親子学習が残念ながら実施しにくいという状況ですが、学校からは保健だより、あるいは学校だよりなどで正しい情報を提供するよう心がけ、差別や偏見が広がることのないよう、啓発を行っているところでございます。

議長（杉浦和人君）　加藤和幸君。

４番（加藤和幸君）　再質問を何点かさせていただきたいというふうに思います。

まず１点目ですけれども、一般的なデータによれば、陽性者のうちおよそ８割が軽症だと。軽症者は入院の必要がないというふうに言われています。だから、日野町で21人の陽性のうち４人が入院、14人が自宅療養、宿泊３というのは、政府の方針によれば、ほぼ問題がないのでしょう。ただ、これには２つの問題点があります。コロナは感染症ですから、軽症でも無症状でも、陽性であれば人に感染させる危険性があります。感染性のない病気であれば、軽かったら当然、家で静かにしていればいいんですけれども、感染の危険性があるわけです。その意味では、この21人は入院でなくてもホテルなどに隔離する必要があるというのが本筋だというふうに

考えます。その点でやっぱり自宅療養は問題ではないかというふうに考えます。感染性のない病気を自宅で見るのとは根本的な違いがある。それをまず理解しておく必要があるんじゃないかというふうに考えています。

２つ目は、感染ピークのときに東京や大阪では、医学的に見て、本来、入院治療を受けるべき中等症の方などを、病床や医療スタッフがないということで自宅療養の措置をせざるを得ない。これは今の、根本的に自宅療養が問題だと言っていることよりももっと大きな問題で、日野町の場合でも14人の自宅療養の中には、本来ならば入院すべき方なのに自宅療養や待機、宿泊療養の方はおられないのかということについて、この点を再質問したいと思います。

一般的な政府方針によってでなくといいますか、そういう形であったとしても、本来であれば入院をすべきだという人が自宅療養になっているケースはどうなのかということを再質問、お尋ねしたいと思います。

それから、県下全体での調整ということで、例えば大津市の病床がいっぱいで東近江圏域には空きがあると。このとき東近江圏域で本来入院すべき中等症の方がおられたとしても、大津のより重い症状の方に備えて自宅療養ということになるのか。その辺りはどのように考えていったらいいのかをお伺いしたいと思います。

２点目です。緊急小口資金等総合支援資金の貸付けの件ですけれども、実人数260人というふうにお聞きしました。私自身はこの数を聞いてもあまりよく分からないのですけれども、よく知っておられる方なんかにお尋ねすると、これは大変な数字やでというふうに言われました。コロナの長期化によって、先ほどのご答弁にもありましたように、生活保護にもう、すぐ直結していく可能性がある。つまり20万円の小口資金と60万円の総合支援資金はつまり借金をしているということだと。だからその辺のことが、たちまちそれが返済できなくなったら、まずそれだけの借金があるんやでと。これはほかの市町と比べても割合的には多いというふうにお伺いしました。だから、町として何らかの返済が可能なような対策、追加対策と申しますか、そのようなものが必要になってくるかと思うんですけれども、何かそのような対策はお考えでしょうか。

３点目です。プレミアムつき商品券についてはもう、先ほどお伺いをいたしました。ただ、国のＧｏＴｏトラベル事業が、大きな批判がありましたように、感染状況との兼ね合いを誤ると、せっかくのいい企画もマイナスに働きます。かといって、料飲業支援をいつまでも先延ばしにしておいてよいというものではない。遅らせば、先ほど使用期限１月31日までというふうにおっしゃいましたけれども、それよりも期間が短くなれば問題になってくるんでしょうし、そこら辺、難しいところでしょうか。その辺りも、もし何か考えておられるところがあればお教えいただけるとありがたいと思います。

それから、４点目ですけれども、簡易抗原検査というのは、私ももちろん、あくまでも補助手段だというふうに思っています。はじめに申し上げたように、ＰＣＲ検査を大規模に行うのが最も望ましい。県内でも米原市とか守山市で９月議会の補正予算にＰＣＲ検査体制の整備であるとか検査器具補助を予算化しているというふうなケースをお聞きしました。そこに到達する前段階として、発熱などの体調不良があった方が誰でも気軽に簡単に自分で検査できると。子どもの場合は確かに問題があるかもわかりません。けど大人の場合です。それも、例えば鼻の中へ綿棒を入れるというのは検査を受けるほうも苦しいし、医者がくしゃみで飛沫を浴びるとか、問題が多いというふうに言われるのはそのとおりだと思います。その点、唾液というのは自分で検査ができて、短時間で結果が分かると。ただ、難点はやっぱり正確度に欠けるということですね。精度にかける。偽陽性や偽陰性が出やすい。ただ、陽性と判定されれば当然、ＰＣＲ検査を受けることになりますし、その場合に簡易検査をしたらこうやったでというふうに言うとＰＣＲ検査につなぎやすいというふうに聞いております。偽陰性の場合は心配です。もう陰性やで、ええわということになって、ほっておくと大変なことになるかと思うんですけれども、発熱などの症状があって検査をするわけですから、先ほどもありましたように一律に全員にやるわけじゃありませんから、発熱がある人がやったら、陰性であってもその後、症状が悪ければ当然、やっぱり受診に向かうと思います。だから、そういう意味で、あくまでも補助手段として使うことができないのかという意味で考えているわけです。

５番目です。学童保育の感染防止対策については、抜本的にはやっぱり施設職員の大幅増ということが必要ということに尽きると思います。コロナを機会に小学校で分散登校などの取組が行われて、その取組が、その効果を通して40年ぶりに35人学級の実現が、今年はなりましたよね。だから、そういうように、コロナ禍でのいろんな、もう、やむにやまれぬやり方みたいなものが前進面を運んできたように、学校よりも様々な面で立ち後れがやっぱり否めない学童保育においては、こういう機会を通して施設の拡充、それに伴って指導員の増員というふうな形で対処すべきと考えます。もちろん日野町だけでそんなところまで進めないというふうに考えられますけれども、そういうふうな方向へ進めていくということはどうなのか、そういうお考えはおありかどうかということです。

７番目です。感染者に対する差別をしないという人権教育は、さっきも申しましたように学校でもしておられるし、最近はテレビなどでも盛んに行われています。これは言わば当然です。ただ、それ以上に困難なのは、例えばワクチン接種をどう考えるかなどということです。先月の下旬に、町内在住のＴさんという方から、議員の皆さんに考えていただきたい旨の要請を受けました。未成年者のワクチン接種

にはメリットとデメリットがあると思われる。その是非を判断する科学的な材料が乏しい。一方、政府やマスコミの論調は、国民の接種率が上がれば感染のリスクは下がるから、国も接種体制を急ぎ、皆さんも速やかに接種を受けましょう式の論調が広まっています。いわゆる同調圧力です。ワクチン接種は重症化防止には確かに有効でしょうが。感染防止にはならないという医療専門家の言葉があまり重視されないで、ひたすらワクチン接種をという流れです。

欧米ではワクチンパスポートなどというシステムも行われて、日本でもその考え方が次第に広がってきています。例えばワクチン接種証明書のある方は入館料を１割引きにします、お食事を１割引きにします等々のサービスが次第に増えてきました。これが最初に申し上げた、コロナにかかった人を差別してはいけないという人権教育よりも、ここの辺りははるかに困難な課題だというふうに思います。医療関係者でも見解が分かれるような問題は、いろんな資料を調べて自分の頭で考え、判断することの必要性を身につける。子どもたちもそういうような力を身につけていく教育と言ってもいいでしょう。教え込む教育ではなくて、周りに流されないで科学的な知見を学び合い、子どもが教師や保護者、それから友達なんかと一緒に考え合う教育と申しますか、そういう教育をコロナ禍をきっかけに展開できれば、災いを転じて福とまでは言いませんけれども、１つの前進になるのではないかというふうに考えています。

私がかつてやっていた教育は決してそんなすばらしい教育でなくて、まさに詰め込む、教え込むというようなことをやっていたんですが、それでは今はやっぱり駄目なんだということを、自分自身で身にしみて考えております。その辺りについて、もし何かお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君）　厚生主監。

厚生主監（池内　潔君）　何点かご質問を頂きましたので、漏れるところがありましたらまた参事のほうからの補足があるかもしれませんけれども、順番にお答えをさせていただきたいなと思っています。

まず、医学的に見て入院させる必要があるという方について自宅療養なんかの処置がされているのではないかと。これが適切かどうかというとこら辺ですけれども、確かに本来は入院措置が必要であるということも言える方が、例えば自宅療養になっている場合もあろうかと思います。と言いますのは、８月に来て、圏域だけで申しますとかなり感染者が増えているという状況です。８月だけでも圏域内で636件を保健所のほうで把握され、それを対応されているということも聞いています。ですので、入院調整をしなければいけないということは事実なんでしょうけれども、そこの対応に追いついていないというのが、一方での現実かと思います。したがいまして、本来のやるべき仕事と、実際に追いついていないというのが現実に起こっ

ているんだろうなというふうには思っています。

それと、病院の調整について圏域を越えての調整がどうなっているのかというとこら辺ですけれども、コントロールセンターにおいて圏域を越えての調整をされているものと、私のほうでは理解しているところですが、また違いましたら修正もさせていただかなければいけないなと思いますけれども、今のところ、コントロールセンターのほうで調整をされているというふうに把握しております。

それと、緊急小口や総合支援資金が260名ということで、大変な数やというふうにおっしゃっていただいたとおりでございまして、確かにこれは大変な数になっておりますし、これについては当然、借入金ですので、返済が必要ということです。当初の計画ではなっております。ただ、緊急小口にいたしましても総合支援資金にいたしましても、少しずつ明らかになってきているのは、来年度および再来年度において、住民税非課税の場合は返済を免除されるような制度も、徐々に、小出しに国のほうは言ってきておられますので、総合的に、例えば総合支援資金であっても３種類ございまして、延長分であるとか再貸付け分がどんなふうに返済をしていかなければならないのかというのが、全て明らかになっているかというと、私の把握の中では全てが明らかではないなというふうな認識は持っております。

ただ、この緊急小口、総合支援資金、延長・再貸付けについては、もう全て借りられたという方については新たな制度が今、考えられておりまして、生活困窮者自立支援金の給付制度でございまして、日野町におきましても今現在９件の方が決定を受けられて、給付金の受給を待っておられるという状況でございます。したがいまして、この貸付金に全て対応された方については、給付金の制度を、今、ご利用いただいているという状況でございます。

それと、大人の方のＰＣＲ検査についての考え方ということでございますけれども、日野町においては、これも以前の議会の中でも答弁させていただいたかなと思っていますけれども、衛生部門としましては、検査とワクチンを両輪で回していくということに変わりはございませんで、今のところ、施設従事者と入所者についての検査を続行している最中でもございますし、ワクチン接種については、ご認識いただいているとおり、確実に進めさせていただいているものというふうに思っておりますので、これらについて適切に運用することが感染対策になっていくということで、私どものほうとしては、進めているところでございます。

あと、発症予防、重症化予防であって感染予防ではないという概念でございますけれども、それは議員おっしゃるとおりでございまして、重症化予防、発症予防についてワクチン接種をしているということであるので、感染予防しているというわけではないよということにつきましては、私のほうも認識しているところでございます。

議長（杉浦和人君）　商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君）　ただいま３点目の地域経済緊急支援事業につきまして、国のＧｏＴｏトラベルなどの事業もありましたけれども、タイミングについては非常に難しいなというご意見でありました。おっしゃるとおりでございます。今、具体的な販売日程なども、正直、事務的には決めております。いろんな報道といいますか、ＰＲにつきましてもしたいというところではございますけど、緊急事態宣言下の中で、どこまでがＰＲとして許容範囲になっていくのかということは慎重に見極めなければならないというふうに思っておりますので、あえて、そういった事務的な部分について公表は差し控えているというのが実情でございます。しっかりと、使用期限につきましても１月末としております。今現在の予定ではそうしておりますが、やはりいろんな工期などの状況も含めまして、どういうことができるのかというところは慎重に見極めが必要というふうに考えております。関係機関なり商工会など、しっかりと議論する中で、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君）　子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君）　ただいま加藤議員のほうからご質問いただきましたコロナ禍での学童保育の在り方といいますか、この機会での拡充について町の考えはというようなご質問を頂きました。

現在、学童保育の支援員の数につきましては、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の中で、放課後児童支援員の数は支援単位ごとに２人以上とするというふうに定めをされております。近年、学童保育の需要が高まりまして、入所希望がたくさん来ているような状況が続いておりました。学童保育では支援員の数を、決められた数以上の職員を採用いただきまして、毎日の多くの子どもたちの受入れについて、コロナ禍とかいろんな中でも奮闘を頂いております。感染予防の対策を講じるなど、ふだん以上の配慮が必要な今、現場は大変忙しい状況でありますし、決して支援員の数が充足しているというわけではございませんが、現在のところ、現状の支援体制の中で進めていくとの方針もありますので、支援員の数については、現状の人員数をしっかりと確保していくというような考えで進めていくように考えております。

ご指摘のように、コロナ禍でこういった機会についての何か考えはないかということでございますが、先週の質疑の中でも質問いただいた中で、施設の環境に応じて、そして今後の子どもの数がどうなっていくのかということもございます。今現在、需要が増えてきていますが、こちらではここ二、三年が需要のピークではないかというふうにも考えている状況です。学童保育の運営については、財政面、そして需要と効果といいますか、そういった部分も見ていく必要があるというふうに思

いますので、コロナ禍における新しい在り方についても、今後も国・県の状況、また近隣の状況も注視していく必要があるというふうに考えております。

議長（杉浦和人君）　学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君）　議員から、感染者への差別やワクチン接種への考え方、同調圧力、それから人権教育について再質問を頂きました。

まず、学校現場におきましても、子どもたちにもできるだけ早く接種をさせてあげたいというお考えの保護者もいらっしゃれば、ワクチンを受ければ全て解決するというような考え方をみんなに与えてしまうようなことは避けてほしいというお考えの方もいらっしゃいます。そういったことを正しく踏まえた上で、ワクチンを受けるか受けないか、接種を受けるかどうかということは、あくまでも本人やご家族の判断であるということ、また、そのことをもって区別したり差別したりすることはいけないことであるということを、子どもたちや保護者の方々にもきちっと伝えていきたいと思います。

また、ちまたにはいろいろな情報があふれていて、特にインターネットの世界では正しくない情報もたくさんあふれています。まさに今、子どもたちには、ＧＩＧＡスクール等を通じてインターネットから収集した情報、書籍から収集した情報、大人から教わった情報、いろいろなことを勘案して、何が正しいかということを見極めるという力を学校教育の中でつけていくことを大事にしていますので、そういうことをまた人権教育の基本にしていきたいと思っています。

それから、お子さんの中には、マスクをずっとつけていることが苦痛であるとか、コロナではないけれども、ぜんそくの症状でせきが出ている子があるかもしれませんし、熱があって登校するのを自ら控えているお子さんが休んでいるからといって、コロナじゃないかというようなことを友達がうわさをするとか、やっぱりそういうこと、感情に流されてしまうことがなく、正しい知識に合わせて正しく行動できるということを、しっかり子どもたちに指導していきたいと思います。そして、その中で一人ひとりを大事にする、悩んでいる子がいたらどうしたの、困っていないかというふうに声をかけたり、決して人を責めたりしない、思いやりの心で仲間づくりを大切にしていくということを、議員が先ほどおっしゃいましたように、周りに流されず科学的な知見に沿って行動するということを、この機会を通じて子どもたちも教職員も共に学んでいく機会にできたらと考えています。

議長（杉浦和人君）　福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君）　先ほど厚生主監のほうからもお答えをさせていただきましたが、加藤議員の１つ目のご質問で、自宅療養・自宅待機の部分で、ちょっと県からお伺いしている部分、情報がありますので、１つだけ加えてご説明をさせていただけたらなというふうに思います。

一応、滋賀県のほうでは、原則入院、宿泊療養を原則とされておったというところではございますが、この感染状況を踏まえて、自宅療養・自宅待機ということもせざるを得ないということで言われておりました。なお、自宅療養をお願いする方につきましては40歳未満で無症状の方ということでお願いをしている。かつ10日間、毎日電話で状況、体調の確認をされているということをお伺いしておりますので、ちょっと付け加えて説明をさせていただきます。

議長（杉浦和人君）　加藤和幸君。

４番（加藤和幸君）　大変丁寧な説明をいろんな分野から、ありがとうございました。また明日もほかの議員さんがコロナ関連で質問されると思いますので、取りあえず私の質問については、コロナの質問については以上とさせていただきます。

２点目の、大きい２つ目の質問に入らせてもらいます。

写真の入っている資料もありますので、それも参考に見ていただきたいというふうに思います。通勤時ですので、朝とそれから夕方に写真を撮っていますので、逆光になったりしてあんまりきれいな写真じゃないのは申し訳ないんですが、お許し下さい。

第一・第二工業団地、それから株式会社ダイフクなどの通勤渋滞解消、物流をめぐる道路の整備についてということで、お尋ねをいたします。

第一・第二工業団地、株式会社ダイフクなどの企業立地によって、通勤車両、物流によって、道路渋滞がもう今日では慢性化し、住民生活の安全、利便性に大きな影響を与えています。国道307号は、昭和40年代の国道昇格以来、都市計画道路として４車線化が提案をされておりましたが、今日まで全く具体化の様相はございません。冬季の積雪時の対応としての登坂車線設営、これは安部居地先ですね。それから第２工業団地口までの歩道整備、諸木大橋北詰から第二工業団地口まで、計画がなされているという段階で、まだもちろん工事にもかかっておりませんが、安部居地先のダイフク進入路との交差点の整備、これは写真を入れておきました。一番最後のページになりますか、裏からのところ、最後、⑤で夕方ダイフクからの退社の車列という写真を入れておきました。こんなような形で、ずらっとダイフクの会社から車が並んでいるわけですね。しかも、右側は国道307ですけれども、左側が安部居の集落なんですけれども、ずらっと渋滞の車列が通っていると。ダイフクからの帰りのところへ、裏のページ７番ですが、国道から右折してくる車もあると。どういうことになるかというと、９番の写真にありますように、右側がダイフクの会社なんですね。右側の車がすごく車の前を出しているんですが、横断歩道はこの後ろにあるわけです。それからその後ろにさらに停止線があると。だから、右の車は完全に、停止線はおろか、横断歩道も超えて本線のほうに首を突っ込んでいると。こういう状態で止まらないと出られないんです。私も何度か経験したことがあるん

ですけれども、停止線にきちんと止まっていたのでは、いつまでたっても出られないという状態がずっと慢性化をしています。そんな形ですね。

それから、上のところは朝の部分で、１番、２番、３番は朝の諸木大橋北詰のところです。あんまりいい写真になっていないんですけれども、２番の写真のところには自転車で通勤をしておられる外国人労働者の方が多いんですが、そういう方が自転車でずっとここを渡られると。３番の写真のところにあるように、ずらっとこうやって、後ろは八日市方面ですね。八日市方面からずらっと並んでいるという状態になっています。

ここの部分の歩道整備であるとか、それから安部居地先の進入路との交差点整備、この辺は急がれるわけですけれども、安部居バイパスという考え方が、地元行政懇なんかではこういう考え方も出されています。等々の部分的な対策と併せて、全線の拡幅、当初にありましたような４車線化というふうな全線の拡幅が求められています。また、最近、名神名阪連絡道路を渋滞解消策とするような報道もあるんですけれども、高規格道路であれば町内の利便性に有効かどうか。そしてまだ具体化がきちんとなされていませんので、今のところでは疑問があります。現今の渋滞解消のために、町としてはどのような優先順位を考えて国や県に要望しておられるのか。その辺をお教え下さい。

それから、２つ目は県道西明寺安部居線です。写真でいうと、４番のところに写真を１枚だけ入れておいたんですが、賀川神社前のところです。現在の道はこちら側から行くと左へ大きくカーブしている。このカーブの先のところに、桜川に架かる橋があるわけです。常永橋という橋があるんですが、そうして大きくカーブをして、そして桜川の左岸を国道307号側に向かって進むと。今、改良が予定されているのは、第２工区というのはこの前の賀川神社前から奥のほう、今、細い道がちょっと写真に写っているかと思うんですが、この道の辺りを全面的に新線として考えて、桜川の右岸と、それから丸山のすそになるわけですけれども、その辺りを走って、そして国道307の諸木大橋交差点に行くというような路線が考えられているわけですけれども、今、桜谷小学校の前辺りはもう既に工事が着々と進められておりまして、年度内に一部供用開始というふうに、今回なっております。大変ありがたいことなんです。しかし、第２工区、今申しました賀川神社前から国道307号の間はまだどこをルートにするかという法線さえも決められていません。西明寺安部居線は307まで続いてこそ意味があります。現在の道の、在来の道は大変狭い道ですので、だから、そういう意味で、そこまで続いてこそ意味があります。法線決定、早期着工に向けての進捗状況をお伺いします。

それから、３つ目ですが、県道石原八日市線綺田信号から蓮花寺バイパスの起点、写真の最後のページの10番、11番、12番の辺りです。手前が日野町側、蓮花寺側で

す。奥が東近江市の旧の蒲生町の綺田です。ここから綺田の信号までは数百メートルしかありません。その間が大変狭くて、写真で見ていただいたら分かりますように、バスが対向するためには当然、そこで待っていなければならない。そこへ11番の写真のような形で物流のトラックも通りますし、左側のこのバスは小型のバスなんですけれども、それでもなかなか対向するのが困難だと。待っていなければならないという状態。そういうふうな状態になっているのが県道石原八日市線の綺田信号から蓮花寺バイパスの起点までのところです。ここの部分については、この道路拡幅はもう、用地買収やとか再設計を終えて、そして既にもう準備はされているんですけれども、その後の進捗状況等をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君）　町長。

町長（堀江和博君）　通勤渋滞解消と物流をめぐる道路網整備についてご質問を頂きました。

まず、１点目の国道307号につきましては、議員ご指摘のとおり都市計画道路として計画がされているものの、今日まで具体化の様相はありません。第一・第二工業団地をはじめとして、多くの企業が立地する日野町において、通勤渋滞解消、物流をめぐる道路網整備は大きな課題であることを認識しており、未整備区間の整備に向けては、国道307号改良促進協議会や町村会において、継続して国・県に要望しているところでございます。県では、安部居地先で積雪時の渋滞対策として、登坂車線の整備に取り組んでおり、第二工業団地口交差点においても、自転車通勤者の安全確保に向けた整備が検討されています。また、通勤時の渋滞解消や安全確保については、効果のある整備や企業の取組等について、日野町企業協議会、県、町が協議をしながら対策を検討しているところです。

名神名阪連絡道路でございますが、今年度起点の見直しがありましたが、具体的な内容は示されておりません。今後計画が進められる中で、国道307号の位置づけや本町への影響、効果についてしっかりと検証をしてまいります。

現在、日野町では、町道西大路鎌掛線の早期完了に向けて整備を進めております。国道307号の東のルートとして必要不可欠であり、町として最優先すべき事業であると考えております。併せて主要地方道土山蒲生近江八幡線の整備についても、引き続き強く要望をいたします。また、今年度からわたむき自動車プロジェクトを立ち上げ、国道の渋滞緩和につながる公共交通の利用促進に向けて取り組んでおります。

２点目の県道西明寺安部居線第２工区の進捗状況ですが、県は来年度、第２工区の法線決定のための設計業務に対する予算を要求し、第１工区に引き続いて遅れることなく進めたいとしています。町としても全線整備が必須要件であることから、遅延なく工事に着手されるよう、引き続き県道西明寺安部居線改良促進期成同盟会

とともに、県に協力をしてまいります。

３点目に主要地方道石原八日市線の道路拡幅工事の進捗状況ですが、昨年度土地の買収を完了し、今年10月より農水管の移設工事に着手される見込みです。令和４年度より道路改良工事に着手し、令和５年度中に供用開始の予定であるとのことです。遅延なく工事が完了されるよう、引き続き主要地方道石原八日市線安全対策推進協議会とともに取り組んでまいります。また、町道野出山本線交差点においても、野出地先から左折レーン整備に向けた取組も進められております。町としても県に協力してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君）　加藤和幸君。

４番（加藤和幸君）　国道307号は、全体的な視野に立ってどのような道路整備をするのかというプランが見えてこない路線だというふうに思います。例えば県内のほかの国道と比べると、重要度というのの違いもあるのかもわかりませんが、例えば国道161号は、従来は浜大津から琵琶湖西岸が走る狭くて大変危険な道で、水泳シーズン、スキーシーズンには大渋滞を起こす国道というイメージでした。私も若い頃スキーに行って、もう深夜までかかったという、３時ぐらいに今津を出たら、家へ帰ったらもう深夜になってしまったという経験を持っているんですが、水泳シーズンやスキーシーズンには大渋滞を起こす道やと。ところが、今はどうなっているかというと、名神の京都東インターを起点にして、滋賀県の中ですけど、ほぼ全線にわたってバイパス化をしています。もちろん、これは工事のときに大津の藤尾とか、あるいは三井寺の裏とかそこら辺で騒音の公害のあるとか、いろいろそういうことが言われて課題はあったんですけれども、有料道路ではない形で改良されました。ですから、渋滞解消も物流も、生活道路としての利便性や安全性も兼ね備えた道ではないか、そういう国道ではないかというふうに思われます。

国道307の改良も、そういった視点が望ましいというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。今のところ名神名阪連絡道の新計画法線が、日野町にとって、必ずしも生活道路としても、それから町内企業にとっての物流メリットも、どうも課題の多いものというふうに思います。まだまだよく分からないので、いいか悪いかということはもちろん判断しかねますけれども、どうもそういう気がします。だから、現在の307をどのような形で改良していくのか、整備改良していくのかという視点が大事なんじゃないかなというふうに思います。その辺りをお伺いしたいと思います。

２つ目と３つ目は言わば要望ですし、もう大分時間もあれですので、もう２番、３番についてはもう、それ以上の再質問はいたしません。

議長（杉浦和人君）　建設計画課長。

建設計画課長（髙井晴一郎君）　国道307号の整備といいますか、全体の形が見えて

こおへんがということで再質問を頂きました。確かに議員言われますように、307号、日野町全域が都市計画道路という位置づけをされていまして、地図上にはルートのほうも書かれてはおるんですけれども、一向に具体化していないというのが現状でございます。307号の整備につきましては、307号の改修の同盟会等を通じまして国・県には要望しておるところなんですけれども、甲賀市の信楽地先なんかの整備がまだやということで、なかなか町内のほうの整備まで回ってこないというところも１つ、要因としてあるかなというふうに思います。

ただ、町としましては、東のルートを確立したいということで、町道西大路鎌掛線のほうを今、整備のほうを進めておるわけなんですけれども、これと、あと土山蒲生近江八幡線の鎌掛地先から頓宮地先までということで整理ができますと、東部農道を介して421号線でしたか、まで東のルートが確立できるかなというふうには思っておるんですけれども、基本的にはそこと307をつなぐ、いわゆるアクセス道路ということも必要になってくるかなというふうに思います。それについてはなかなか、今後、いろんなところで研究なりをしながら整備の方向を決めていかんならんと思っているところではございます。

今年、北脇杣線ということで、第二工業団地の道路の杣地先で、今まで日野ゴルフ場のほうへくねっと入っていく道をショートカットという形で整備のほうを進めさせていただいているんですけれども、これも１つ、307と東のルートをつなぐアクセス道路という位置づけで整備のほうもさせていただいているところでございます。

今、議員申されますように、渋滞というのは１つ、物流という観念もありますが、確かに朝夕の通勤車でかなり渋滞をしております。特にダイフクさん辺りは、夕方の渋滞の要因の１つにもなっているというところでございますが、ダイフクさんのほうにつきましても、企業協議会、それから県、町のほうで協議なんかをさせていただく中で、会社独自でも取組も頂いているところではございますが、なかなか目に見えてはこんというところでございます。

全体の整備の形が見えない中にあって、これからも企業協議会、県、町が協議をしながら、少しでも、ここをこうすれば少しでもようなるよというような形で、まずは進めていかんなんのかなというふうに思っています。全体的に307号を、さあ、どうしてどう整備しようというのもございますが、なかなか大きな話ですので、たちまちそこまでどうこうというところまではいかへんのかなというふうに思います。

それから、名神名阪連絡道路でございますが、議員申されますように、今こういう計画がありますよと、ばくっとした情報しか頂いておりませんので、詳細については町のほうも認識というか、確認のほうはできておりません。今後、県のほうか

ら情報が来ましたら、それについては皆さんにも公開をする中で、町として一番いいルート、一番いい形というのを考えていきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君）　加藤和幸君。

４番（加藤和幸君）　大変ありがとうございました。これは長い課題だと思いますので、今後ともよろしくお願いをします。

議長（杉浦和人君）　以上で８名の諸君の質問を終わりました。その他の諸君の一般質問は明14日行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異　議　な　し－

議長（杉浦和人君）　ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は明14日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起　立　・　礼－

議長（杉浦和人君）　ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

－散会　１７時３９分－